

# 琴平町都市計画マスタープラン

平成30年3月

琴 平 町

## はじめに

本町では、「住んでよし 訪れてよし ことひら」を基本理念に掲げ、住民はもとより訪れるすべての人々が、ずっと住みたい、住んでみたいと思えるまちづくりを目指しています。

しかし近年においては、急速な高齢化や人口減少、経済のグローバル化、中心市街地の衰退等が大きな課題となっており、本町も例外ではありません。移住・定住促進、雇用の創出、居住環境の向上など様々な施策が求められているなか、町の厳しい財政状況や地方経済の停滞など、行政を取り巻く環境も大きく変化しており、担う役割もより複雑化・高度化しています。

また、金刀比羅宮の門前町として栄えてきた本町は、交通体系を含めた集客機能の強化や景観整備等を行いながら交流人口の増加を目指し、観光都市にふさわしい基盤整備を進めていく必要もございます。

このような状況に適切に対応し、本町が目指す魅力的なまちづくりを進めていくための中長期的な将来ビジョンとして、「琴平町都市計画マスタープラン」を策定しました。

本計画では、「快適な暮らしのまちづくり」「魅力あふれる交流のまちづくり」「連携と調和のまちづくり」を基本目標としており、今後はこれらの指針に基づき、住民の皆様並びに事業者の皆様と協働してまちづくりを進めてまいりたいと考えております。皆様のご理解・ご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただいた住民の皆様をはじめ、策定委員の皆様並びに関係機関の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

琴平町長 小野 正人



# 目 次

<b>第1章</b>	都市計画マスタープランについて	1
1.	都市計画マスタープラン策定の背景と位置づけ	1
(1)	都市計画マスタープラン策定の背景	1
(2)	都市計画マスタープランの位置づけ	1
2.	都市計画マスタープランの構成と期間	2
(1)	構成	2
(2)	目標年次	2
3.	上位関連計画	3
(1)	中讃広域都市計画区域マスタープラン	3
(2)	第4次琴平町総合計画	4
(3)	琴平町人口ビジョン、琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略	5
(4)	琴平町公共施設等総合管理計画	6
<b>第2章</b>	琴平町の現状とまちづくりにおける課題	7
1.	まちの現状	7
(1)	琴平町の概況	7
(2)	人口・世帯数	8
(3)	産業	13
(4)	土地利用・法的規制の状況	17
(5)	都市基盤の状況	28
(6)	防災	43
(7)	景観	51
2.	住民意見	53
(1)	アンケート調査概要	53
(2)	まちづくりの現状について	54
(3)	将来のまちづくり全般について	55
(4)	産業について	57
(5)	土地利用について	58
(6)	都市基盤について	59
(7)	防災について	60
(8)	景観について	61
(9)	子育てについて	62
3.	まちづくりにおける課題	63
(1)	本町の現状と特性	63
(2)	本町の主要課題	67
<b>第3章</b>	全体構想	70
1.	まちづくりの目標	70
(1)	基本理念	70
(2)	基本目標	71
(3)	将来フレーム	74
2.	将来都市構造	75

(1) 周辺市町との役割分担や連携 .....	75
(2) 都市構造 .....	76
3. 土地利用の方針 .....	81
(1) 土地利用の分類 .....	81
(2) 土地利用の方針 .....	81
4. 市街地の整備方針 .....	84
(1) 基本的な考え方 .....	84
(2) にぎわい空間づくりの方針 .....	84
(3) 快適な居住空間づくりの方針 .....	85
5. 道路・交通の整備方針 .....	87
(1) 基本的な考え方 .....	87
(2) 道路網の整備方針 .....	87
(3) 安全で回遊性のある歩行空間ネットワークの形成 .....	89
(4) 誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの形成 .....	89
6. 公園・緑地の整備方針 .....	91
(1) 基本的な考え方 .....	91
(2) 広場、公園の整備方針 .....	91
(3) 緑地の整備方針 .....	92
7. 河川・上下水道の整備方針 .....	94
(1) 基本的な考え方 .....	94
(2) 河川の整備方針 .....	94
(3) 上水道の整備方針 .....	94
(4) 下水道の整備方針 .....	94
8. 都市防災の整備方針 .....	96
(1) 基本的な考え方 .....	96
(2) 地震対策 .....	96
(3) 風水害対策 .....	96
(4) 土砂災害対策 .....	96
(5) 火災、延焼防止対策 .....	97
(6) 避難機能・体制の強化 .....	97
9. 自然環境及び景観の保全・形成の方針 .....	99
(1) 基本的な考え方 .....	99
(2) 自然環境の保全・活用 .....	99
(3) 景観の保全・活用 .....	99
<b>第4章 地域別構想 .....</b>	<b>102</b>
1. 地域区分の方針 .....	102
(1) 地域別構想の役割 .....	102
(2) 地域区分の設定 .....	102
2. 南部地域 .....	103
(1) 地域の現況 .....	103
(2) まちづくりの主な課題 .....	104
(3) まちづくりの方針 .....	105
3. 北部地域 .....	109



(1) 地域の現況.....	109
(2) まちづくりの主な課題.....	110
(3) まちづくりの方針.....	111
<b>第5章 実現化の方策.....</b>	<b>114</b>
1. まちづくりの推進と取組み.....	114
(1) 協働のまちづくりにおける役割.....	114
(2) 協働のまちづくりのための取組み.....	114
(3) まちづくりの方策.....	115
2. 都市計画マスタープランの運用と活用.....	117
(1) 都市計画マスタープランの運用.....	117
(2) 都市計画マスタープランの管理と見直し.....	117
<b>附 属 資 料.....</b>	<b>118</b>
1. 策定委員会.....	119
(1) 琴平町附属機関設置条例.....	119
(2) 琴平町都市計画マスタープラン策定委員会名簿.....	123
2. 策定経過.....	124
(1) 琴平町都市計画マスタープラン策定委員会.....	124
(2) 都市計画審議会.....	124
(3) 住民意見の募集.....	124
3. 用語説明.....	125

# 第1章

## 都市計画マスタープランについて

### 1. 都市計画マスタープラン策定の背景と位置づけ

#### (1) 都市計画マスタープラン策定の背景

従来までの都市は、急速な経済成長や人口増加に伴う都市化が進み、モータリゼーションの進展なども相まって市街地の拡散や環境の悪化などが問題となっていました。

近年、地方都市においては、人口減少や少子高齢化が大きな課題となっており、無秩序な市街地の拡散は抑制しつつも、人口減少に歯止めをかけるための定住・移住の促進に向けて、働く場所の創出、子育て世代や高齢者が住みやすい居住環境の向上等が求められています。

また、地方自治体における厳しい財政面からも、都市基盤施設や公共建築物等の整備を拡大していくのではなく、適正な規模を維持する持続可能な都市の経営が求められています。

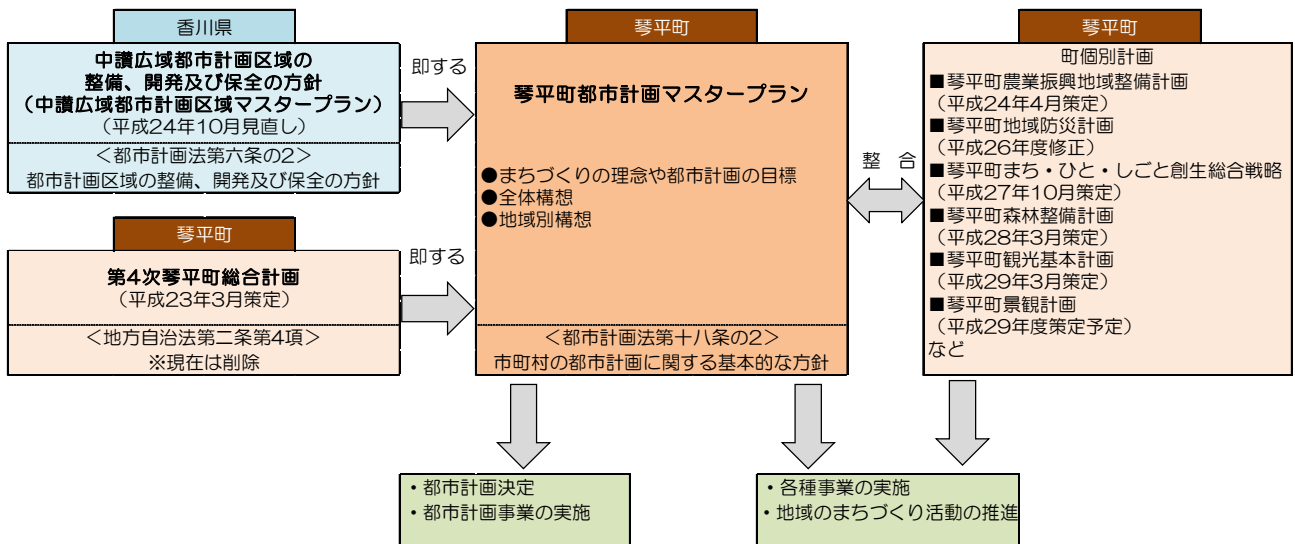
このようなことを受けて、本町が魅力あるまちづくりを進めていくためには、長い時間を要することから中長期を見据えたまちづくりの将来ビジョンを描き、計画的かつ効率的に推進することが必要です。また、行政だけが主体となってまちづくりを進めるのではなく、住民や事業者にもまちづくりへの参画を求め、協働の下に一体となってまちづくりを推進していく必要があります。まちづくりの共通の指針として琴平町都市計画マスタープランを策定するものです。

#### (2) 都市計画マスタープランの位置づけ

市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）については、都市計画法第十八条の2において、「当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。」とされています。

これにより、本都市計画マスタープランは、『第4次琴平町総合計画』（建設に関する基本構想）及び『中讃広域都市計画区域マスタープラン』（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に即したものとする必要があり、おおむね20年後のまちの将来像を描きつつ、土地利用や各種施設の整備方針を定めるものとします。

また、景観、環境、防災などの各分野における関連計画と整合を図りながら、まちづくりを進めていく上での指針とします。

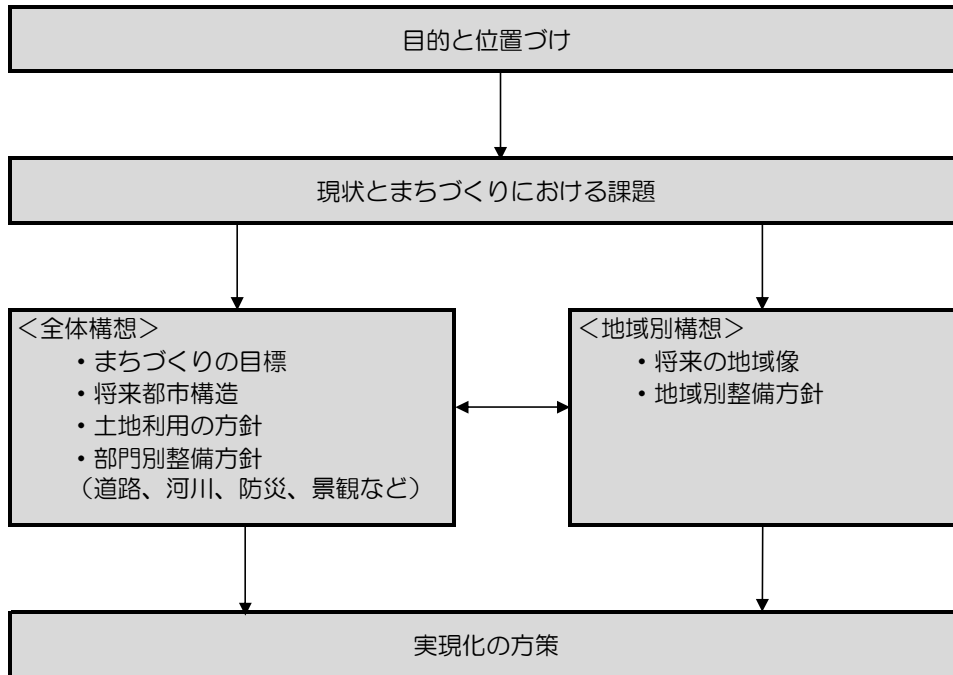


## 2. 都市計画マスタープランの構成と期間

### (1) 構成

本町は、昭和9年11月に町全域を都市計画区域に指定しました。都市計画マスタープランは、都市計画区域において全体的な視点をもって策定することから、本都市計画マスタープランの対象区域は町全域とします。

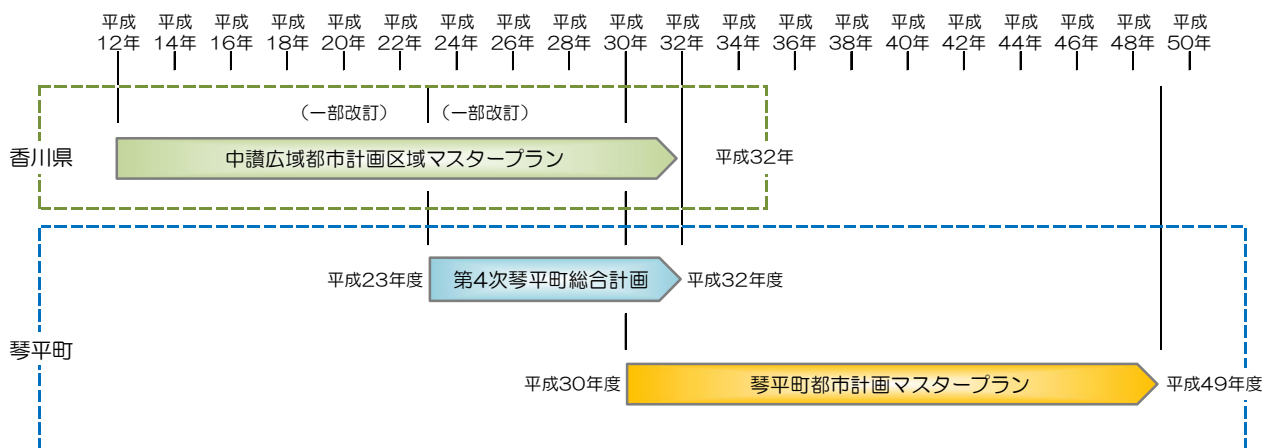
また、都市計画マスタープランには、目指すべきまちの都市像や整備方針等を定めた全体構想といくつかの地域に応じたあるべき地域像や実施されるべき施策等を定めた地域別構想によって構成するものとします。



### (2) 目標年次

都市計画における上位計画である香川県が策定した『中讃広域都市計画区域マスタープラン』は、平成12年を基準年、目標年を平成32年とした20年後を見据えた計画となっています。本町の最上位計画となる『第4次琴平町総合計画』も同様に平成32年度が目標年となっています。

本都市計画マスタープランも20年後を見据えた計画とするものとし、平成30年度から平成49年度までを計画期間とします。



### 3. 上位関連計画

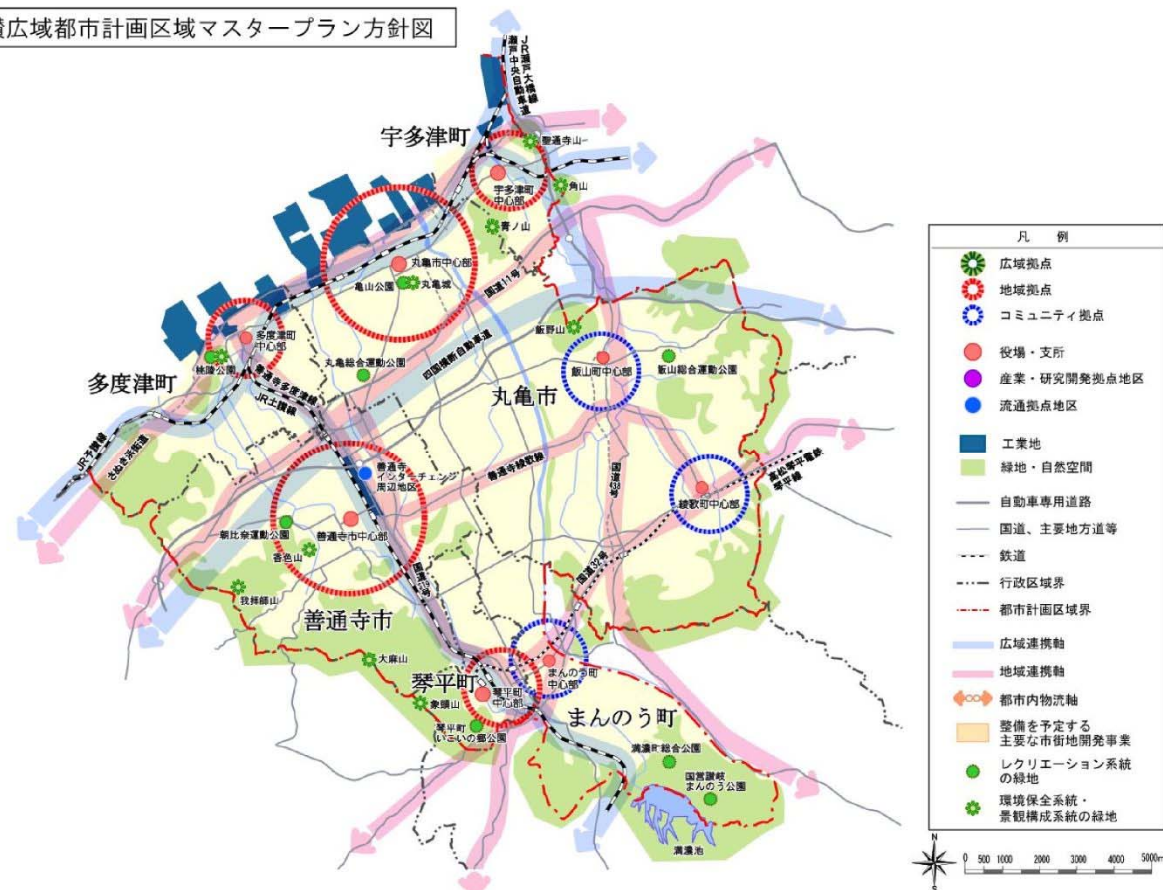
#### (1) 中讃広域都市計画区域マスタープラン

香川県が策定した『中讃広域都市計画区域マスタープラン』（平成 24 年見直し）では、丸亀市、善通寺市、宇多津町、まんのう町、琴平町、多度津町で構成される中讃広域都市計画区域において、「多様な都市機能や歴史を受け継ぐ貴重な環境資源を活かし、互いに連携した香川らしい都市圏の形成を目指す」を基本理念とし、20 年後の都市づくりの目標、都市計画の方針を定めています。

なお、この中で琴平町中心部は、地域拠点と位置づけ、都市圏の核として必要な都市機能を集約するとともに、他の拠点と相互に補完しあうことにより、都市圏発展を担う拠点として、交通結節点や既存ストックを活用した、利便性の高い個性豊かな市街地を整備することとしています。

また、琴平町中心市街地は、金刀比羅宮を中心とする集客拠点にふさわしい都市基盤施設や市街地景観を備えた地区として琴平町中心市街地の再整備を図るとともに、国道 32 号及び国道 319 号バイパスの整備による利便性の向上を活かし、観光都市「こんぴらさん」のにぎわいを創出する都市機能の充実を図るとしています。

中讃広域都市計画区域マスタープラン方針図



資料：『中讃広域都市計画区域マスタープラン』

## (2) 第4次琴平町総合計画

本町の各種計画の最上位計画となる『第4次琴平町総合計画』は、保健・福祉、教育、建設、まちづくりなど、様々な政策の基本的な目標を定めたもので、平成23年度から平成32年度までを計画期間とし、平成23年3月に策定されました。

この計画では、住民一人ひとりが安全で安心して住み続けることができるとともに観光地を活かしたまちづくりを進めることとし、「住んでよし 訪れてよし ことひら」を、基本理念に定めています。

また、保健・福祉、住民生活、教育、観光・経済、建設・水道、町政運営を柱とした基本目標を設定し、その実現のために施策を展開することとしています。

現在は、平成28年度から平成32年度までを目標期間とする後期基本計画における施策等を実施しています。

### 第4次琴平町総合計画の構成

基本構想：平成23年度～平成32年度	
<b>基本理念</b> 「住んでよし 訪れてよし ことひら」	<b>基本目標</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●みんなで支え合い健やかに暮らせるまちづくり【保健・福祉】</li><li>●安心・安全で住みやすいまちづくり【住民生活】</li><li>●生涯学び学べるまちづくり【教育】</li><li>●いきいきと働き、活気に満ちたまちづくり【観光・経済】</li><li>●住みたい、住み続けたい快適なまちづくり【建設・水道】</li><li>●住民と行政の協働によるまちづくり【町政運営】</li></ul>
前期基本計画：平成23年度～平成27年度	後期基本計画：平成28年度～平成32年度

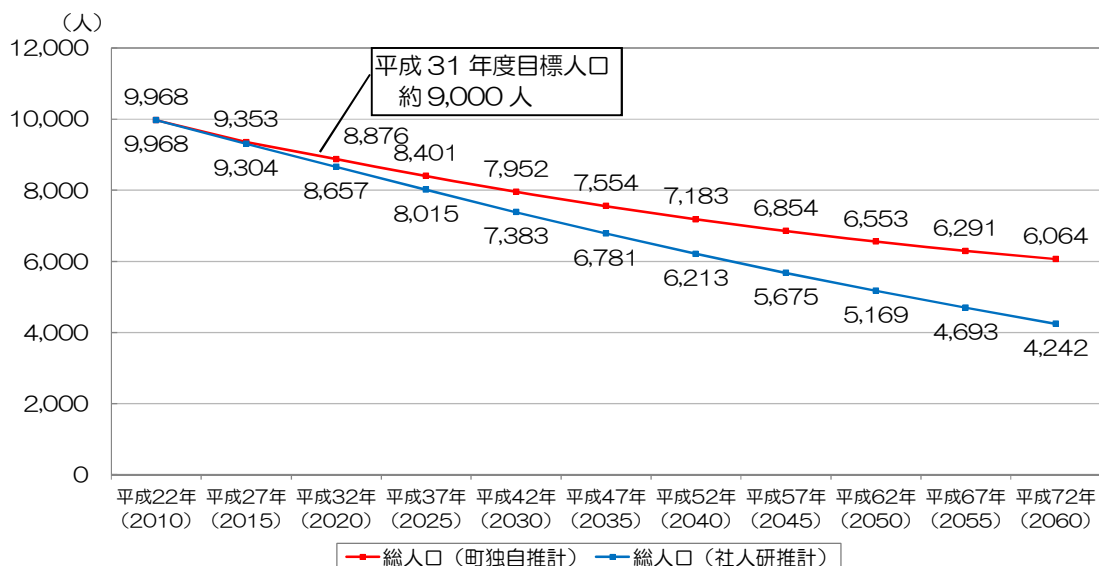
### (3) 琴平町人口ビジョン、琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成 26 年 11 月に公布・施行された「まち・ひと・しごと創生法」を受けて、人口減少、少子高齢化への対応を進めていくために、「安定した雇用を創出する」「新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「安心なくらしを守り、地域と地域を連携する」などの視点にたった取組みが求められています。

このことから本町では、本町の人口動態の分析や将来人口の推定結果を踏まえ、将来目標人口を定めた『琴平町人口ビジョン』や若者の結婚・出産の希望を叶えつつ地域に働く場を創出するなど、地方の人口減少に歯止めをかけるための目標や施策について定めた『琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略』を平成 27 年 10 月に策定しました。

なお、これらの施策を展開していくことによって、本町の平成 72 年の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計を上回る約 6,100 人と設定しています。

人口の将来展望



資料：『琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略』

#### 琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略

##### 目標期間

平成 27 年度～平成 31 年度

##### 基本目標

- ①地域産業を活かし、いきいきと働けるまちづくり
- ②にぎわいの中に歴史が息づく観光のまちづくり
- ③結婚・出産・子育てを通じて誰もが住みたいと思えるまちづくり
- ④コンパクトタウンをめざし、安全・安心なくらしを基盤に今後も住み続けた  
いまちづくり



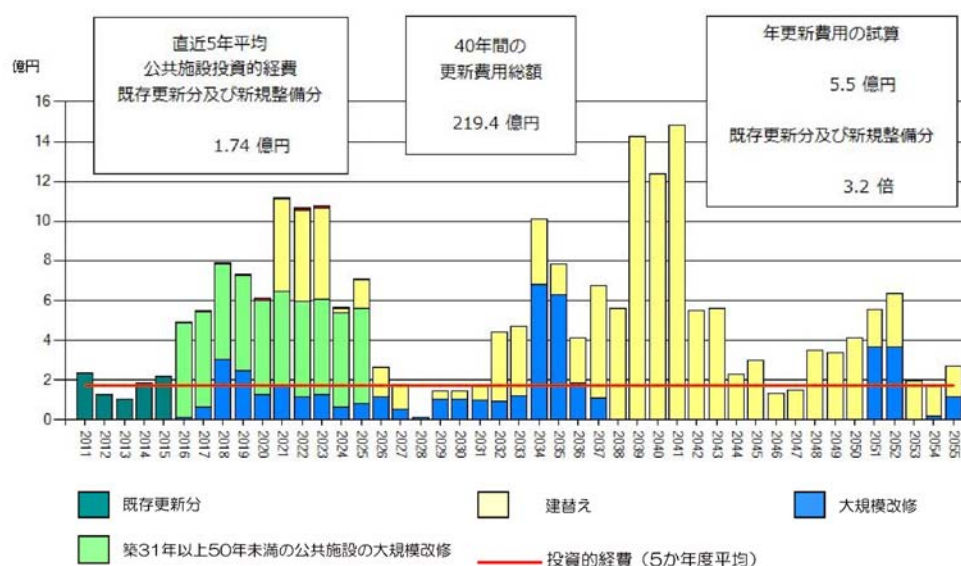
#### (4) 琴平町公共施設等総合管理計画

本町の建物系公共施設の多くは、1970年代に整備され、1981年以前に整備された旧耐震基準の施設は、全体の約55%を占めています。

今後、これらの施設は、さらなる老朽化が進行するとともに、いずれ更新時期を迎えることから、多額の修繕や建て替え費用等に対する財源の確保や公共施設を有効に活用し、長く利用していくことが必要です。

このようなことに鑑み、これからの公共施設等のあり方を考える公共施設マネジメントに取り組むこととし、基礎的かつ横断的な資料として、本町が保有する公共施設等の全体像と各施設類型別の現状分析をとりまとめた『琴平町公共施設等総合管理計画』を平成29年3月に策定しています。

建物系公共施設の将来更新費用の試算額は、年間5.5億円となり、直近5年平均の投資的経費の年間1.74億円と比べて大きな値となっており、このまま建物系公共施設を維持していくことは、財政的にも困難であることが伺えます。



(※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト ver2.10より算定)

※企業会計施設は含まない

資料：『琴平町公共施設等総合管理計画』

以上のことから、『琴平町公共施設等総合管理計画』の計画期間を平成29年度から平成38年度までの10年間とし、将来の公共施設等のあり方について、以下の基本方針を定めています。

- 基本方針 1：コンパクトで住みよいまちづくりの推進
- 基本方針 2：バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 基本方針 3：安心・安全なまちづくりの推進

## 第2章

### 琴平町の現状とまちづくりにおける課題

#### 1. まちの現状

##### (1) 琴平町の概況

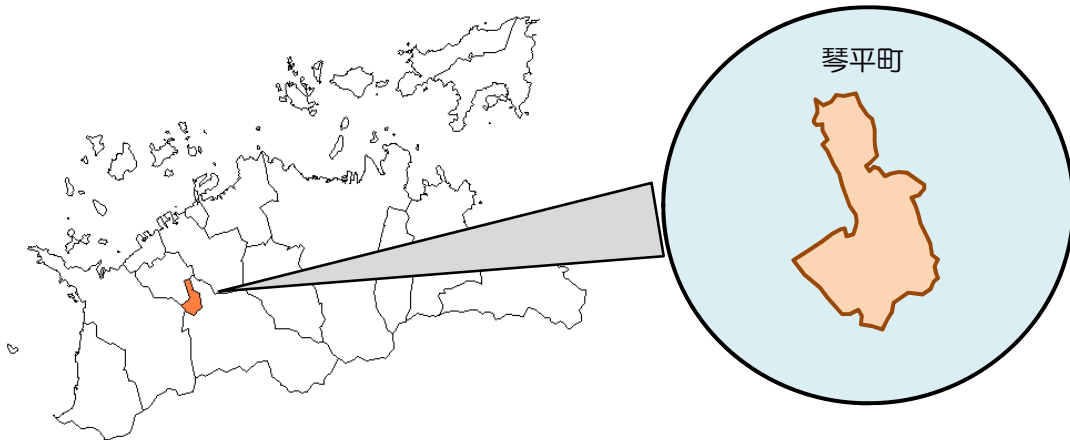
琴平町は、香川県のほぼ中央に位置し、北は善通寺市、西は三豊市、東と南は、まんのう町に接しています。町域は南北に長い地勢で、東西 3.3 km、南北 5.3 km を有し、面積は 8.47k m<sup>2</sup>（「平成 28 年全国都道府県市区町村別面積調」平成 28 年 10 月 1 日時点）で、県下で 2 番目に小さな面積です。

町の西部には瀬戸内海国立公園及び名勝・天然記念物に指定されている象頭山がそびえており、山裾に沿って南北方向に金倉川が流れています。

主要な道路として国道 319 号が南北方向に走るとともに、町南部には東西方向に国道 377 号が走っており、これらを利用して徳島県、高知県、愛媛県への往来を可能にしています。

また、本町には JR 土讃線の琴平駅及び高松琴平電気鉄道（以下「ことでん」という。）琴平線の琴電琴平駅と榎井駅が存在します。南北方向に走る JR 土讃線は高知県へとつながっており、東西方向に走ることのでん琴平線は高松市へとつながっています。

琴平町の位置





## (2) 人口・世帯数

### ① 総人口・世帯数

本町の人口は減少傾向にあり、平成 22 年には 1 万人を下回りました。

平成 27 年の人口は 9,186 人で、平成 7 年と比べて約 2,800 人の減少となっており、減少率は 23%となっています。これは、香川県の減少率（5%）と比べて高い値となっています。

世帯数をみると、香川県の世帯数は増加傾向にありますが、本町の世帯数は減少傾向にあり、平成 27 年の世帯数は 3,708 世帯で、平成 7 年と比べて 519 世帯減少しています。

また、本町には琴平、榎井、五條地区における一部の地域の人口が 5,000 人を超えていたことなどから、平成 22 年まで人口集中地区（D I D）が存在していましたが、人口減少とともに平成 27 年には、準人口集中地区（準D I D）となっています。

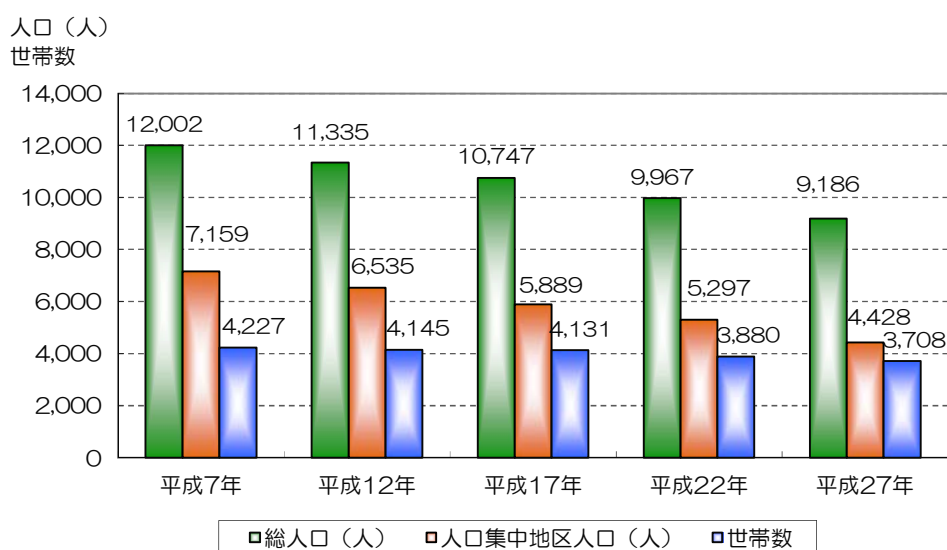
### 琴平町の人口と世帯数

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
香川県	総人口（人）	1,027,006	1,022,890	1,012,400	995,842	976,263
	世帯数	346,147	364,972	377,691	390,474	398,551
琴平町	総人口（人）	12,002	11,335	10,747	9,967	9,186
	世帯数	4,227	4,145	4,131	3,880	3,708
	人口集中地区人口（人）	7,159	6,535	5,889	5,297	4,428

注：平成27年は、準人口集中地区における人口である。

資料：国勢調査

### 人口、世帯数の推移



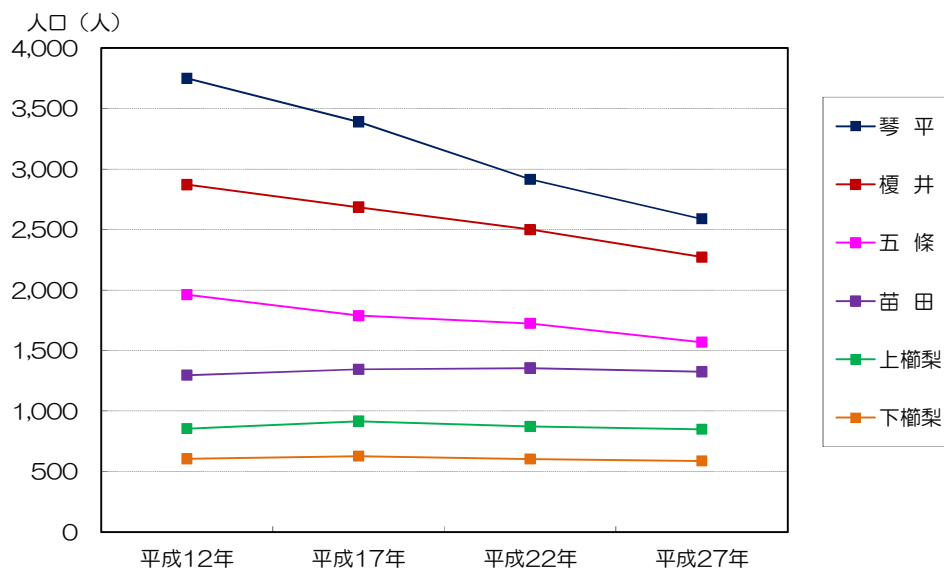
本町の平成 27 年の地区別の人口をみると、琴平地区が 2,587 人で最も多く、全体の約 28%を占めています。一方で、下櫛梨地区が 586 人で最も少なく、全体の約 6%となっています。

地区別人口の推移をみると、琴平、榎井、五條地区は減少傾向にあります。苗田、上櫛梨、下櫛梨地区は、ほぼ横ばい状態となっています。

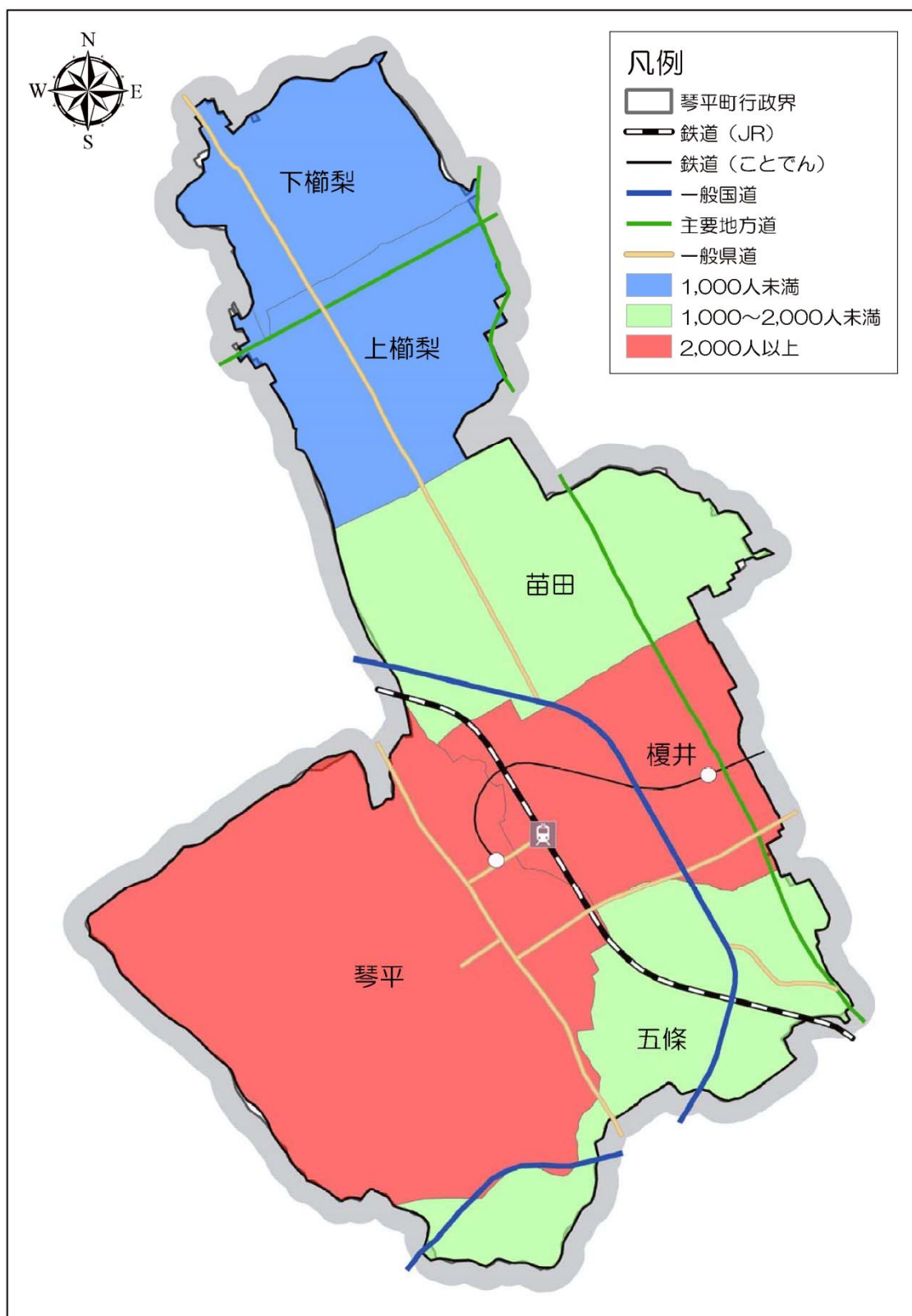
地区別人口		単位：人		
地区名	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
琴平	3,748	3,388	2,914	2,587
榎井	2,871	2,684	2,499	2,272
五條	1,961	1,788	1,724	1,568
苗田	1,296	1,344	1,355	1,324
上櫛梨	854	916	872	849
下櫛梨	605	627	603	586

資料：国勢調査

地区別人口の推移



## 地区別人口の状況



注：平成 27 年の国勢調査における人口による

## ②年齢3区分別人口

本町の年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は、ともに減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）は、増加傾向にあります。

各年齢区分の構成割合をみると、平成27年の年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は、それぞれ約10%、約51%となっており、香川県と比べて低い値ですが、老年人口（65歳以上）は約39%を占めており、香川県と比べて高い値となっており、高齢化が進行していることがわかります。

### 年齢3区分別人口

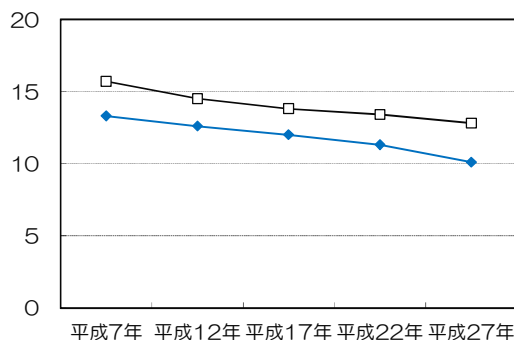
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
<b>年少人口（0～14歳）</b>					
香川県（人）	161,674	148,215	139,505	131,670	122,324
琴平町（人）	1,592	1,430	1,295	1,119	926
琴平町の構成比（%）	(13.3)	(12.6)	(12.0)	(11.3)	(10.1)
<b>生産年齢人口（15～64歳）</b>					
香川県（人）	678,404	659,881	635,746	595,451	547,844
琴平町（人）	7,482	6,783	6,049	5,457	4,675
琴平町の構成比（%）	(62.3)	(59.8)	(56.3)	(54.9)	(51.0)
<b>老年人口（65歳以上）</b>					
香川県（人）	186,850	214,242	235,508	253,245	286,296
琴平町（人）	2,928	3,122	3,403	3,360	3,564
琴平町の構成比（%）	(24.4)	(27.5)	(31.7)	(33.8)	(38.9)

注：割合は年齢不詳を除いたもので算出。

資料：国勢調査

### 年齢3区分別人口の推移

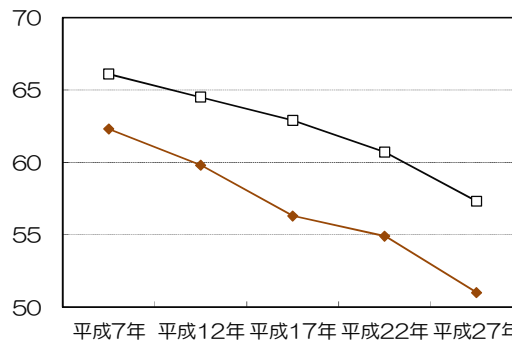
構成比(%)



平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年

—□— 香川県（年少人口） —◆— 琴平町（年少人口）

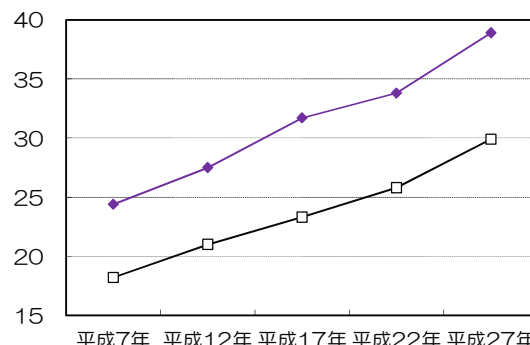
構成比(%)



平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年

—□— 香川県（生産年齢人口） —◆— 琴平町（生産年齢人口）

構成比(%)



平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年

—□— 香川県（老年人口） —◆— 琴平町（老年人口）

### ③就業人口

人口の減少等に伴い、本町に住んでいる就業者数は減少傾向にあります。平成17年までは、本町に住んでいる就業者数と比べて本町で働く就業者数が多くなっていましたが、平成22年は本町に住んでいる就業者が多くなっています。これは、本町に住み他市町で働いている就業者数が多くなったことに起因しており、屋間の人口が少なくなっているといえます。

なお、本町に住み丸亀市で働いている人及び丸亀市に住み本町で働いている人が最も多くなっています。

#### 就業者数の移動

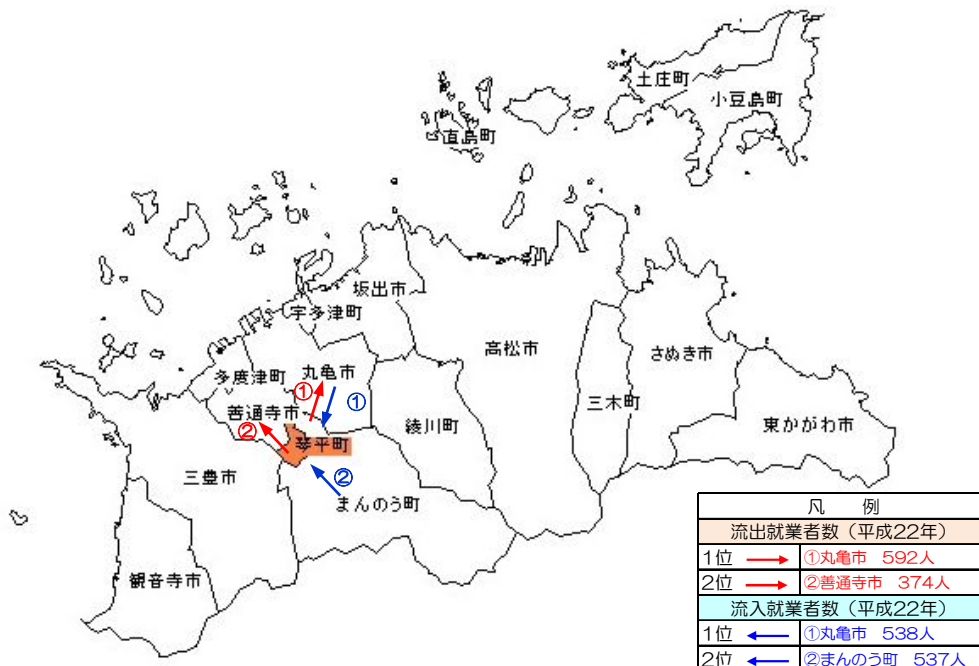
単位：人

区分		平成12年	平成17年	平成22年			
琴平町に住む 15歳以上就業者数			5,760	5,218	4,786		
他市町で働いて いる就業者数 (流出就業者 数)	1位	丸亀市	584	丸亀市	576	丸亀市	592
	2位	高松市	445	まんのう町	383	普通寺市	374
	3位	まんのう町	415	普通寺市	378	まんのう町	366
	4位	普通寺市	380	高松市	378	高松市	340
	5位	坂出市	179	坂出市	163	坂出市	145
	その他		528		516		631
	計		2,531		2,394		2,448
町内に住み町内で働く就業者 数			3,229		2,824		2,338
琴平町で働く 15歳以上就業者数			6,087		5,465		4,710
他市町に住み本 町で働いている 就業者数 (流入就業者 数)	1位	まんのう町	858	まんのう町	756	丸亀市	538
	2位	丸亀市	573	丸亀市	546	まんのう町	537
	3位	普通寺市	456	普通寺市	430	普通寺市	407
	4位	三豊市	310	三豊市	288	三豊市	256
	5位	高松市	150	高松市	140	高松市	130
	その他		511		481		446
	計		2,858		2,641		2,314
町内に住み町内で働く就業者 数			3,229		2,824		2,338

注：不詳も含んでいるため、合計と合致しない。

資料：国勢調査

#### 流入・流出就業者の状況（平成22年）



### (3) 産業

#### ①産業別就業者数

本町の就業者数は、第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに減少傾向にあります。

その構成割合（平成27年）を見ると、第3次産業が約71%で最も多く、次いで、第2次産業（約23%）、第1次産業（約6%）の順となっています。産業大分類別にみると、卸売業・小売業の就業者が最も多くなっています。また、各業種における就業者の割合を香川県平均と比較した特化係数では、宿泊業・飲食サービス業が2.0を超えており、宿泊業・飲食サービス業における就業者の割合が、県内の他市町と比べて高いことが伺えます。

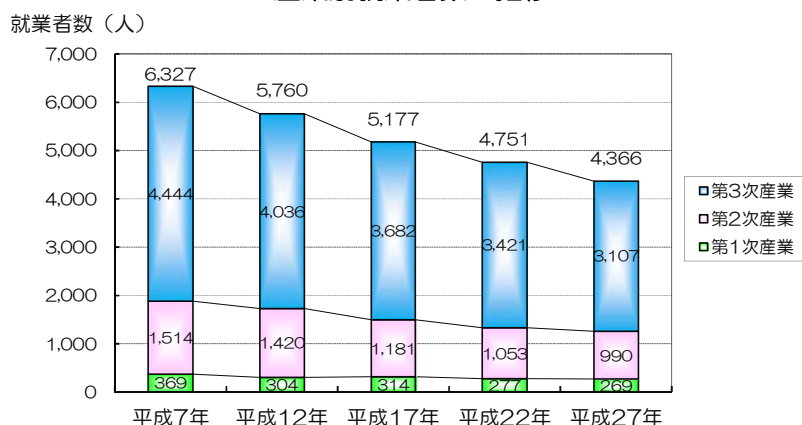
#### 産業別就業者数

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	就業者数(人)	369	304	314	277	269
	構成比(%)	(5.83)	(5.28)	(6.07)	(5.83)	(6.16)
第2次産業	就業者数(人)	1,514	1,420	1,181	1,053	990
	構成比(%)	(23.93)	(24.65)	(22.81)	(22.16)	(22.68)
第3次産業	就業者数(人)	4,444	4,036	3,682	3,421	3,107
	構成比(%)	(70.24)	(70.07)	(71.12)	(72.01)	(71.16)
総数	就業者数(人)	6,327	5,760	5,177	4,751	4,366
	構成比(%)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)

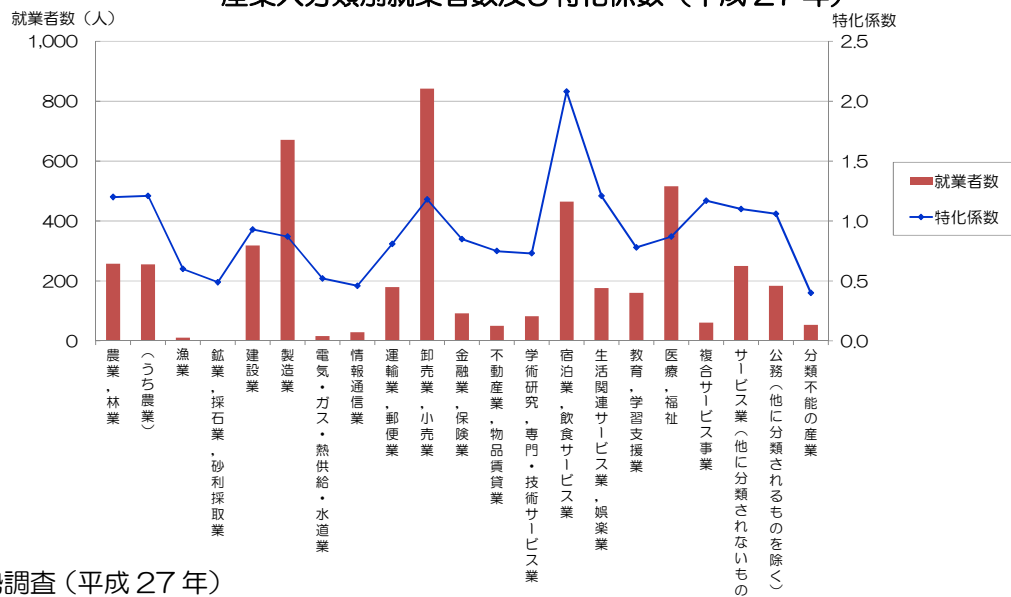
注：不詳は含まれていない。

資料：国勢調査

#### 産業別就業者数の推移



#### 産業大分類別就業者数及び特化係数（平成27年）



資料：国勢調査（平成27年）



## ②農業

本町の北部には農地が広がり、水稻、野菜などが栽培されています。中でも、本町のにんにくは県下 1 位の生産量を誇り、香川県のにんにく生産量が全国 2 位となる一因となっています。

総農家数は減少傾向にあり、中でも販売農家数が大きく減少しています。その結果、平成 22 年、平成 27 年には、自給的農家数の方が販売農家数と比べて多くなっています。

また、後継者不足等により販売農家農業就業人口も減少傾向にありましたが、平成 27 年は平成 22 年と比べて横ばいとなっています。

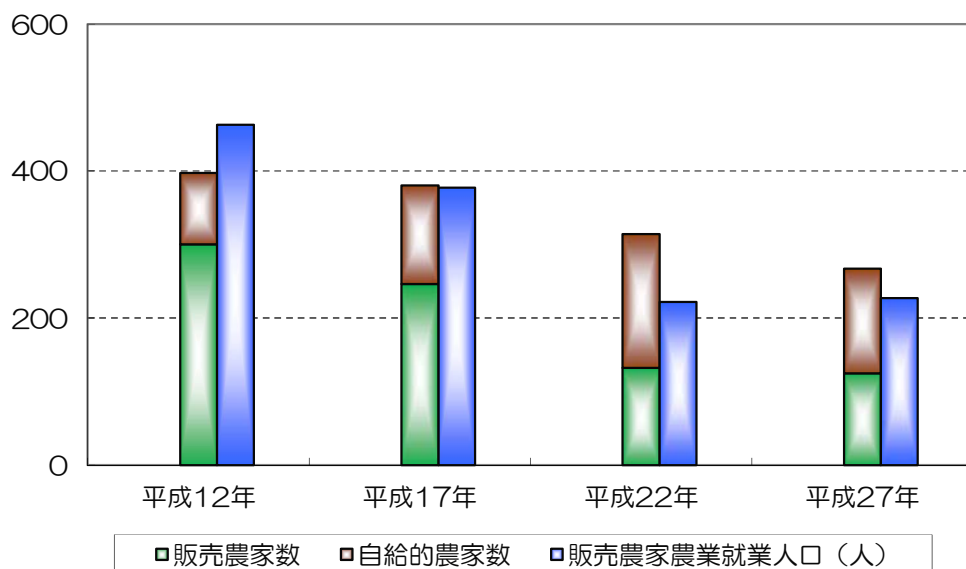
総農家数、販売農家農業就業人口

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総農家数	397	380	314	267
販売農家数	300	246	132	125
自給的農家数	97	134	182	142
販売農家農業就業人口（人）	463	377	222	227

注：平成12年、平成22年は世界農林業センサスによる。  
平成17年、平成27年は農林業センサスによる。

総農家数、販売農家農業就業人口の推移

農家数  
農業就業人口（人）



にんにくの栽培

### ③工業

本町の事業所数は、減少傾向にあり、平成26年には20事業所まで減少しました。一方で、従業者数は平成22年には349人まで減少しましたが、その後は増加し、平成26年には394人となっています。また、製造品出荷額等も、平成22年には約32億円まで減少しましたが、平成26年には約49億円でまで回復しました。

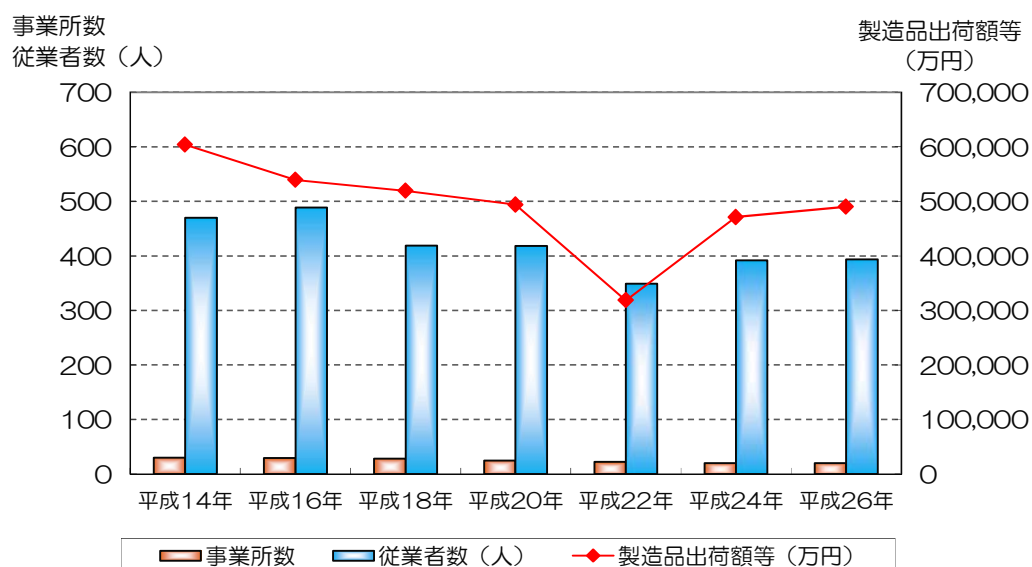
#### 事業所、従業者数、製造品出荷額等

	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
事業所数	30	29	28	25	22	20	20
従業者数(人)	470	489	419	418	349	392	394
製造品出荷額等(万円)	603,945	539,205	519,149	493,905	318,516	471,264	490,255

注：従業者4人以上の事業所が対象である。

資料：工業統計調査

#### 事業所、従業者数、製造品出荷額等の推移





#### ④商業

本町の国道 319 号沿道、駅周辺、金刀比羅宮参道周辺には、多くの店舗が立地しています。これら卸売業・小売業における事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移をみると、ともに減少傾向にあり、平成 26 年の数値は平成 11 年と比べてどれも約 6 割以上の減少率となっています。

卸売業・小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額

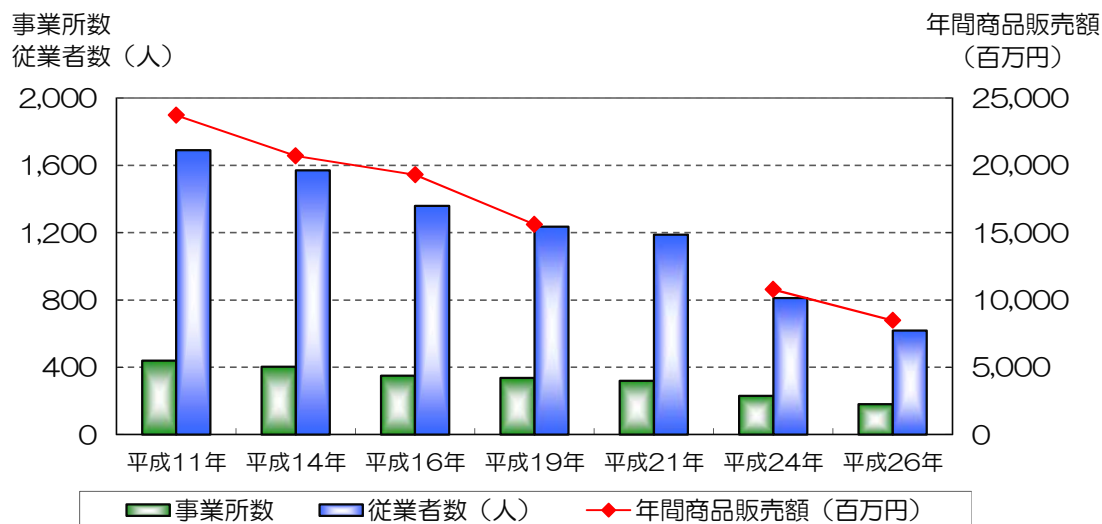
	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成21年	平成24年	平成26年
事業所数	439	402	350	336	319	229	179
従業者数（人）	1,690	1,571	1,358	1,235	1,188	811	618
年間商品販売額（百万円）	23,708	20,700	19,291	15,604	—	10,783	8,465

注：平成11年の事業所数は商店数である。

平成21年は経済センサス（基礎調査）による。平成24年は経済センサス（活動調査）による。それ以外は商業統計による。  
平成21年経済センサスは、基礎調査のため年間商品販売額等が調査事項に含まれない。

資料：商業統計調査、経済センサス

卸売業・小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額等の推移



金刀比羅宮参道沿いの店舗



金刀比羅宮参道周辺の店舗

## ⑤観光

本町の主な観光地として金刀比羅宮があり、県内の主な観光地である栗林公園、屋島、小豆島と比べても約3倍を超える人が訪れていましたが、近年は伸び悩んでいます。

ほかにも金刀比羅宮参道周辺に旧金毘羅大芝居、金陵の郷、海の科学館などの観光施設があるほか、温泉のある宿泊施設が建ち並び、多くの人々が利用をしていますが、入込客数に大きな差が生じています。

## (4) 土地利用・法的規制の状況

### ①土地利用の現況

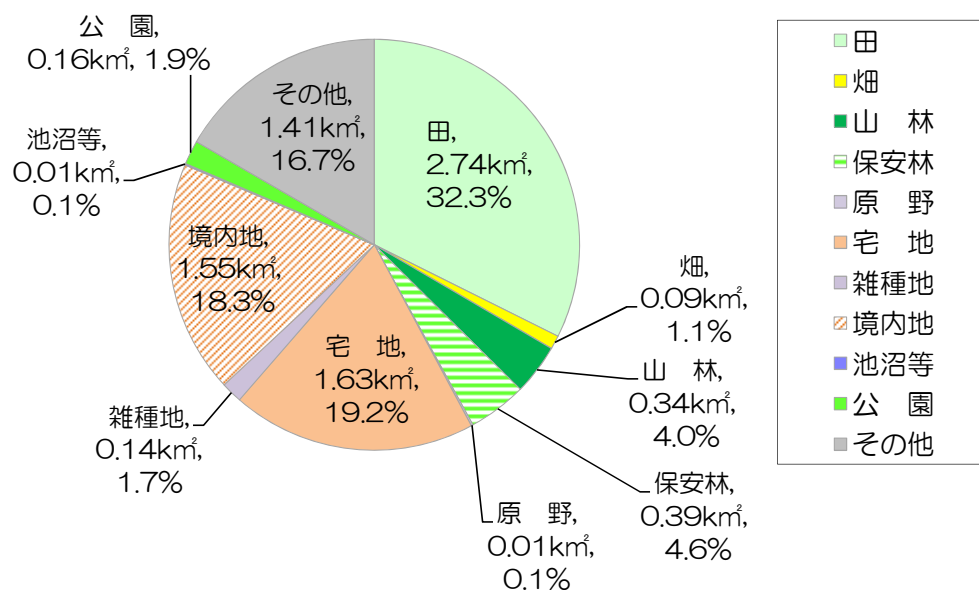
本町の地目別土地の状況をみると、面積が最も多いのが田で全体の約32%を占めており、次いで多いのが宅地(約19%)、境内地(約18%)となっています。

可住地と考えることができる田、畑、原野、宅地、雑種地の合計面積は、約4.61km<sup>2</sup>で全体の約54%となっています。

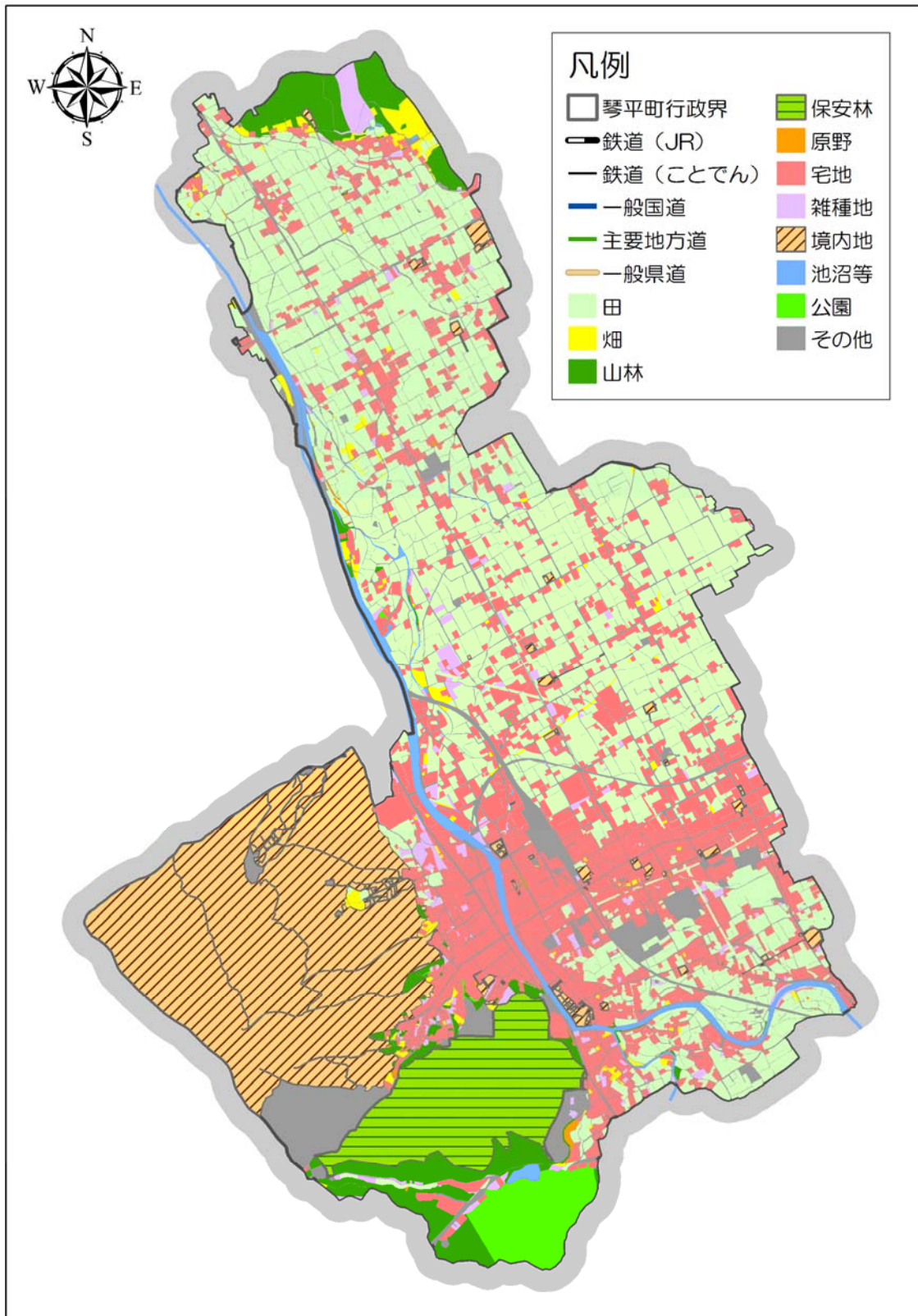
土地利用面積

項目	面積 (km <sup>2</sup> )	構成比 (%)
田	2.74	32.3
畑	0.09	1.1
山林	0.34	4.0
保安林	0.39	4.6
原野	0.01	0.1
宅地	1.63	19.2
雑種地	0.14	1.7
境内地	1.55	18.3
池沼等	0.01	0.1
公園	0.16	1.9
その他	1.41	16.7
総数	8.47	100

資料：琴平町



## 土地利用の状況



資料：琴平町

## ②公共施設の立地状況

本町の主な公共施設は、以下のとおりです。

建築基準法の耐震基準が昭和56年（1981年）に改正されましたが、それ以前に建築された建築物も存在しています。この内、既に耐震改修が実施された建築物もありますが、役場庁舎や消防団本部などは耐震改修が未実施であることから、早急な対応が必要となっています。

### 主な公共施設等一覧

番号	名称	施設分類	備考
1	琴平町役場庁舎	行政系施設	旧耐震基準（耐震診断済）
2	琴平町消防団第3分団屯所	行政系施設	
3	琴平町消防団第2分団屯所	行政系施設	
4	琴平町消防団本部	行政系施設	旧耐震基準
5	琴平町立象郷小学校	学校教育系施設	旧耐震基準（耐震改修済）
6	琴平町立榎井小学校	学校教育系施設	旧耐震基準（耐震改修済）
7	琴平町立琴平小学校	学校教育系施設	旧耐震基準（耐震改修済）
8	琴平町立琴平中学校	学校教育系施設	旧耐震基準（耐震改修済）
9	琴平町立学校給食センター	学校教育系施設	旧耐震基準
10	琴平町立北幼稚園	子育て支援施設	旧耐震基準（耐震診断済）
11	琴平町立南幼稚園	子育て支援施設	
12	琴平町立北保育所	子育て支援施設	旧耐震基準（耐震診断済）
13	琴平町立南保育所	子育て支援施設	
14	琴平町立苗田児童館	子育て支援施設	旧耐震基準（耐震診断済）
15	琴平町立児童館	子育て支援施設	旧耐震基準
16	琴平町公会堂	町民文化系施設	
17	神明町・高敷集会所	町民文化系施設	旧耐震基準
18	阿波町北自治会集会場	町民文化系施設	旧耐震基準
19	琴平町婦人会教室	町民文化系施設	
20	琴平町総合センター （2F琴平町中央公民館）	町民文化系施設	
21	榎井公民館	町民文化系施設	
22	象郷農業構造改善センター	町民文化系施設	
23	琴平町象郷会館	町民文化系施設	旧耐震基準
24	琴平町立教育集会所	町民文化系施設	
25	琴平町文化会館（2F琴平公民館）	町民文化系施設	
26	ACTことひら	社会教育系施設	
27	琴平町文化会館 （1F琴平町立歴史民俗資料館）	社会教育系施設	
28	琴平町社会福祉センター	保健・福祉施設	旧耐震基準（耐震診断済）
29	琴平町総合センター （1F琴平町老人福祉センター）	保健・福祉施設	
30	介護予防拠点施設ゆうあいの家	保健・福祉施設	
31	琴平町立ティサービスセンター	保健・福祉施設	
32	北野集会場	公営住宅	
33	北野町南団地	公営住宅	
34	北野町団地	公営住宅	
35	北野町第二団地	公営住宅	
36	平松第一団地	公営住宅	旧耐震基準
37	平松第二団地	公営住宅	
38	豊明第一団地	公営住宅	旧耐震基準
39	豊明第三団地	公営住宅	
40	富士見団地	公営住宅	旧耐震基準
41	神明町住宅	公営住宅	旧耐震基準
42	福田住宅	公営住宅	旧耐震基準
43	吞象楼	スポーツ・レクリエーション/観光系施設	旧耐震基準（H29年度耐震改修予定）
44	旧金毘羅大芝居	スポーツ・レクリエーション/観光系施設	旧耐震基準（耐震改修済）
45	琴平町いこいの郷公園	公園	
46	琴平町教育委員会	その他行政系施設	旧耐震基準
47	琴平町斎場	その他行政系施設	
48	琴平センター	その他行政系施設	
49	香川県立農業大学校	学校教育系施設	香川県
50	香川県立琴平高等学校	学校教育系施設	香川県
51	琴平警察署	警察署	香川県
52	琴平駅前交番	警察署	香川県
53	仲多度南部消防組合消防本部	行政系施設	琴平町・まんのう町
54	仲善クリーンセンター	その他行政系施設	中讃広域事務組合

注：施設分類は、公共施設等総合管理計画に用いた分類を一部参照した。

資料：琴平町

また、町営住宅（134戸）には約9割が入居していますが、耐震改修が未実施の建築物もあることから早急な対応が必要となっています。

#### 町営住宅一覧

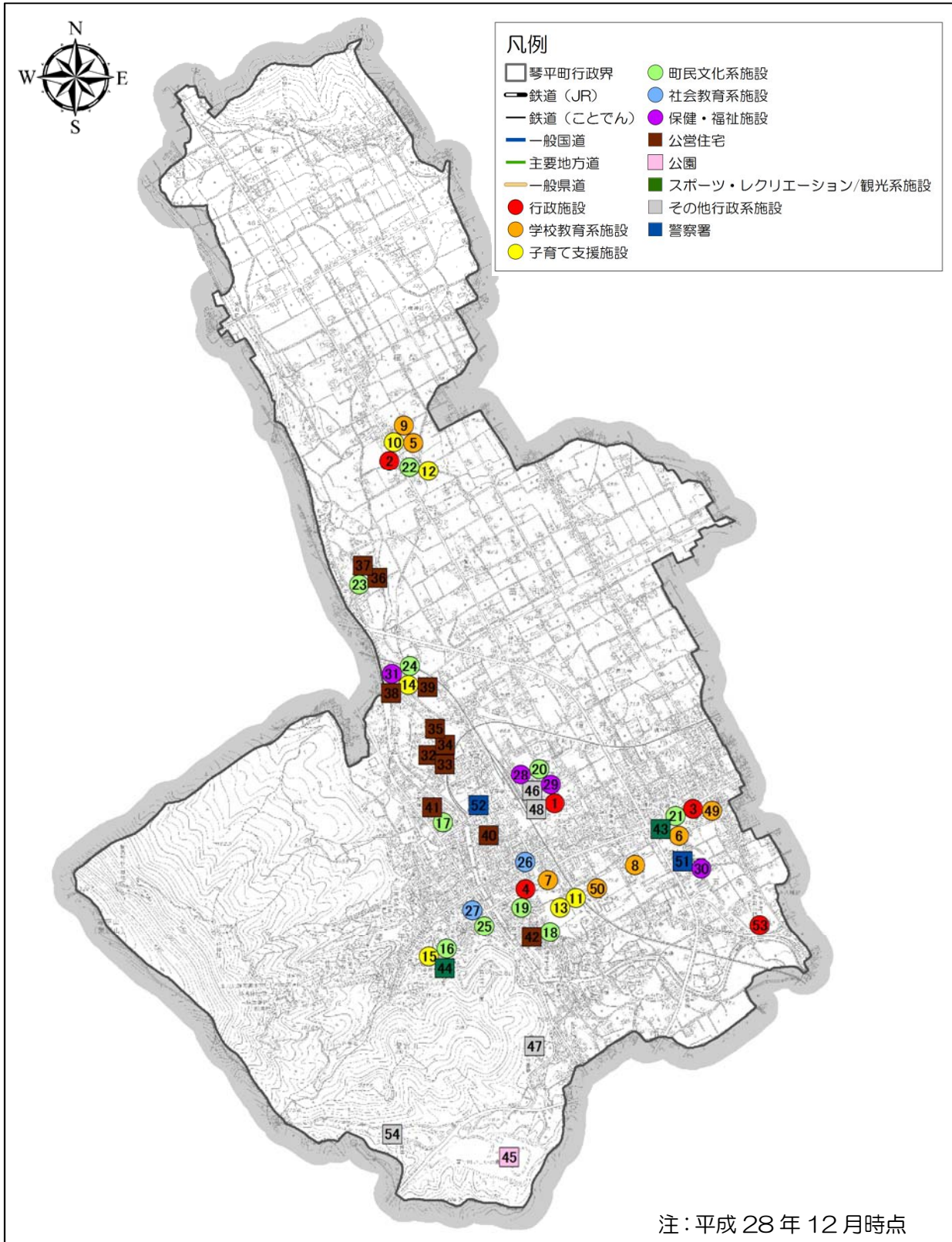
番号	分類	名勝	戸数	入居数
33	公営住宅	北野町南団地	24	20
34		北野町団地	45	41
35		北野町第二団地	4	4
36		平松第一団地	11	10
37		平松第二団地	8	5
38		豊明第一団地	8	7
39	更新住宅	豊明第三団地	31	28
40	その他の町営住宅	富士見団地	2	1
41		神明町住宅	1	1
合計			134	117

注：平成28年12月1日時点

資料：琴平町



## 公共施設の立地状況



琴平町役場 (1)



琴平町総合センター (20、29)



琴平町文化会館 (25、27)

### ③開発の動向

都市計画法における開発許可の動向をみると、年間1～3件程度の開発であり、その規模は平均で約1,900㎡/件程度です。

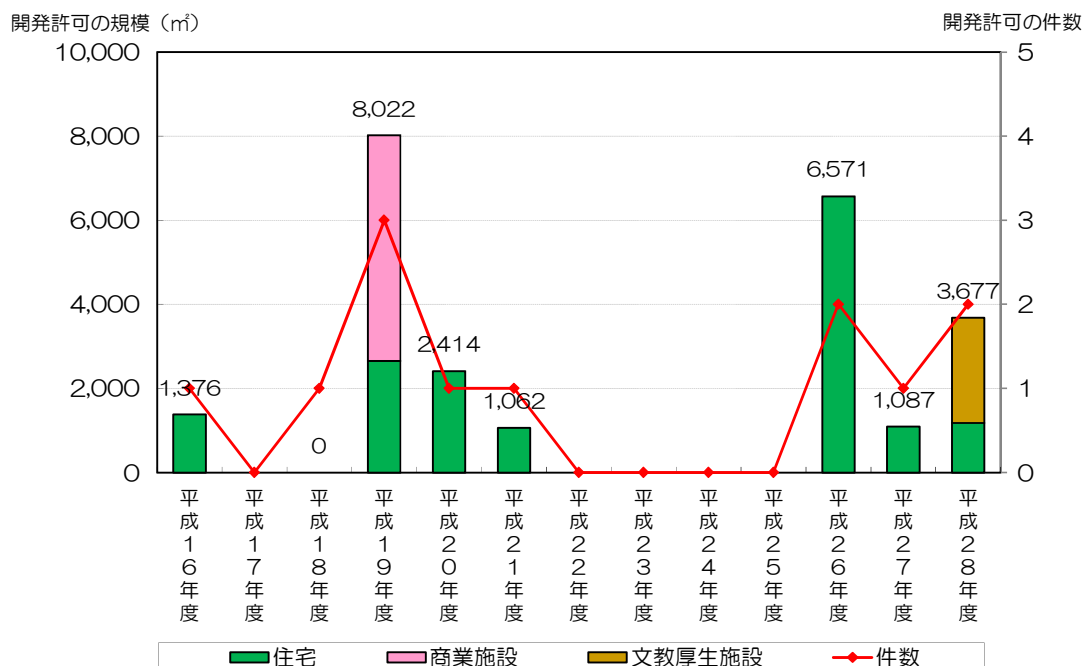
開発の目的は住宅整備のための開発が多く、全体の約68%を占めています。

#### 開発許可の規模及び件数

開発年度	開発許可の規模 (㎡)	開発の用途別面積 (㎡)			件数
		住宅	商業施設	文教厚生施設	
平成16年度	1,376	1,376	—	—	1
平成17年度	—	—	—	—	—
平成18年度	—	—	—	—	—
平成19年度	8,022	2,653	5,370	—	3
平成20年度	2,414	2,414	—	—	1
平成21年度	1,062	1,062	—	—	1
平成22年度	—	—	—	—	—
平成23年度	—	—	—	—	—
平成24年度	—	—	—	—	—
平成25年度	—	—	—	—	—
平成26年度	6,571	6,571	—	—	2
平成27年度	1,087	1,087	—	—	1
平成28年度	3,677	1,180	—	2,498	2
計	24,209	16,342	5,370	2,498	11

注：都市計画法における開発許可申請の面積、件数である。

資料：開発登録簿（調書）



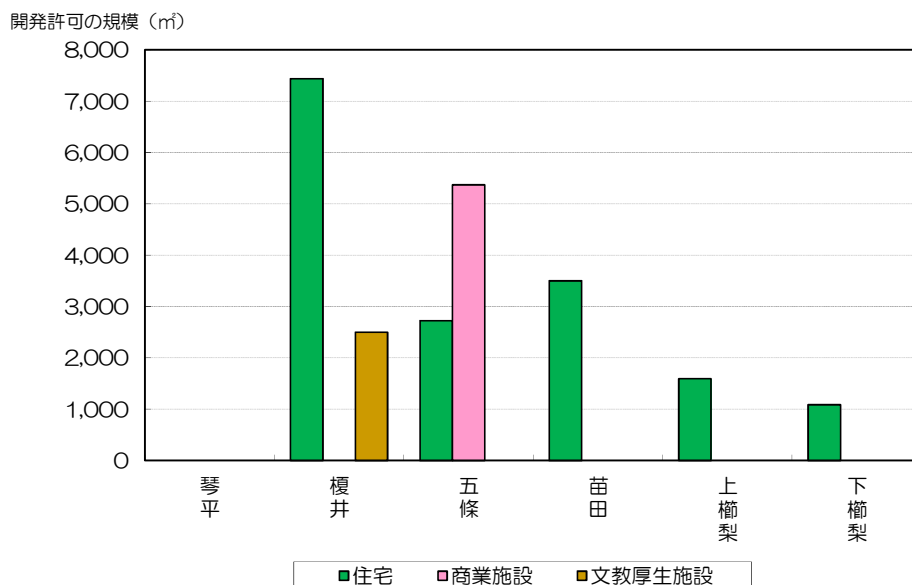
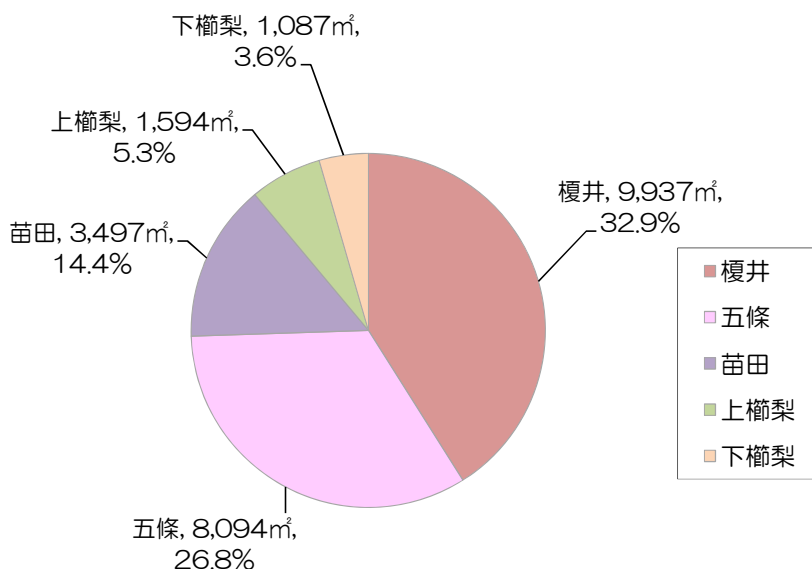
開発の状況を地区別にみると、榎井地区、五條地区での開発が多く、それぞれ約3割以上を占めています。なお、琴平地区では、近年、開発は行われていない状況です。

また、苗田地区、上櫛梨地区、下櫛梨地区における開発の目的は、住宅整備のための開発であり、上櫛梨地区、下櫛梨地区については、全て自己用の住宅となっています。

#### 地区別の開発許可の規模（平成16年度～平成28年度）

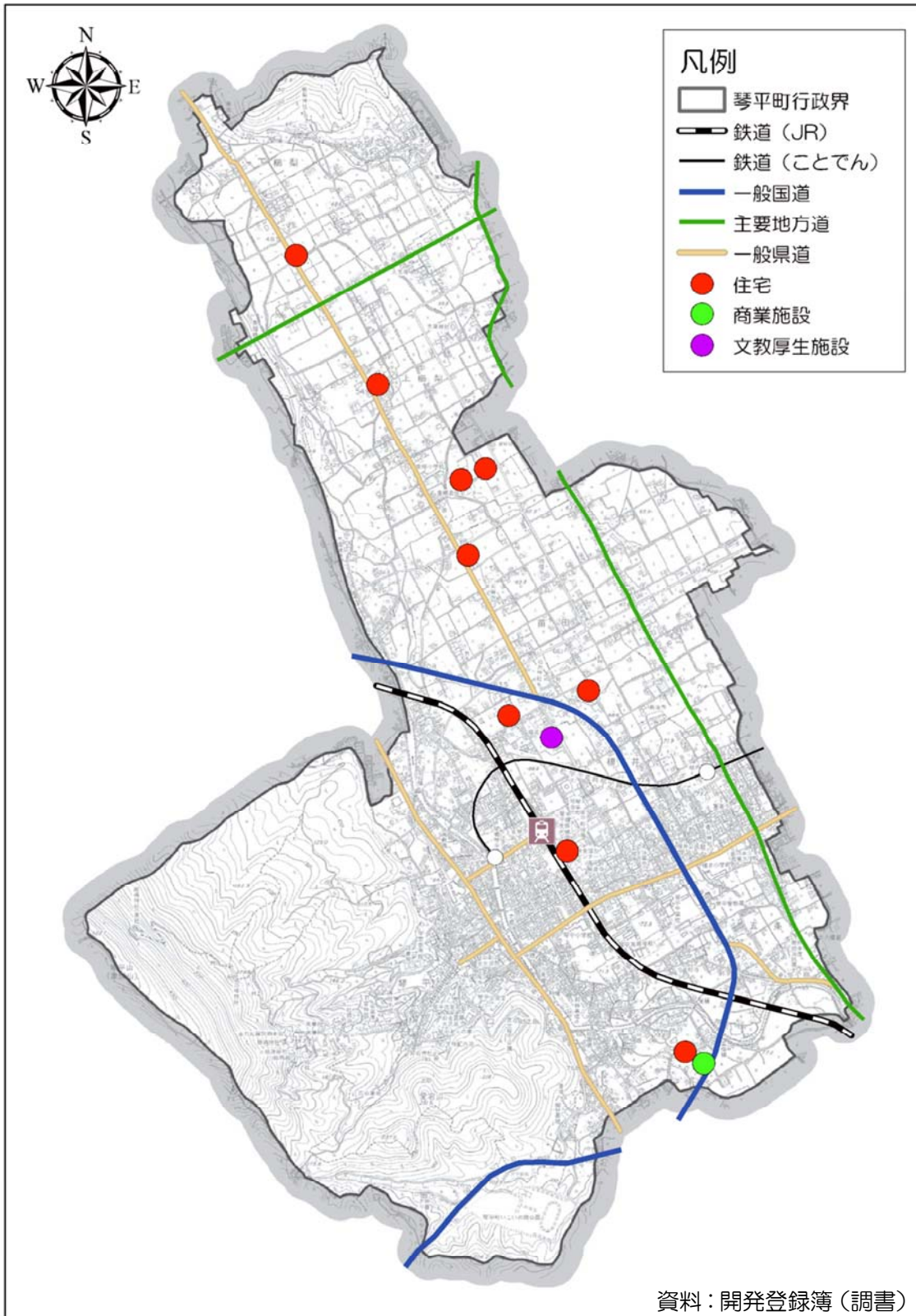
開発地区	開発許可の規模 (㎡)	構成比 (%)
琴平	—	—
榎井	9,937	41.1
五條	8,094	33.4
苗田	3,497	14.4
上櫛梨	1,594	6.6
下櫛梨	1,087	4.5
計	24,209	100.0

資料：開発登録簿（調書）





## 開発許可の状況

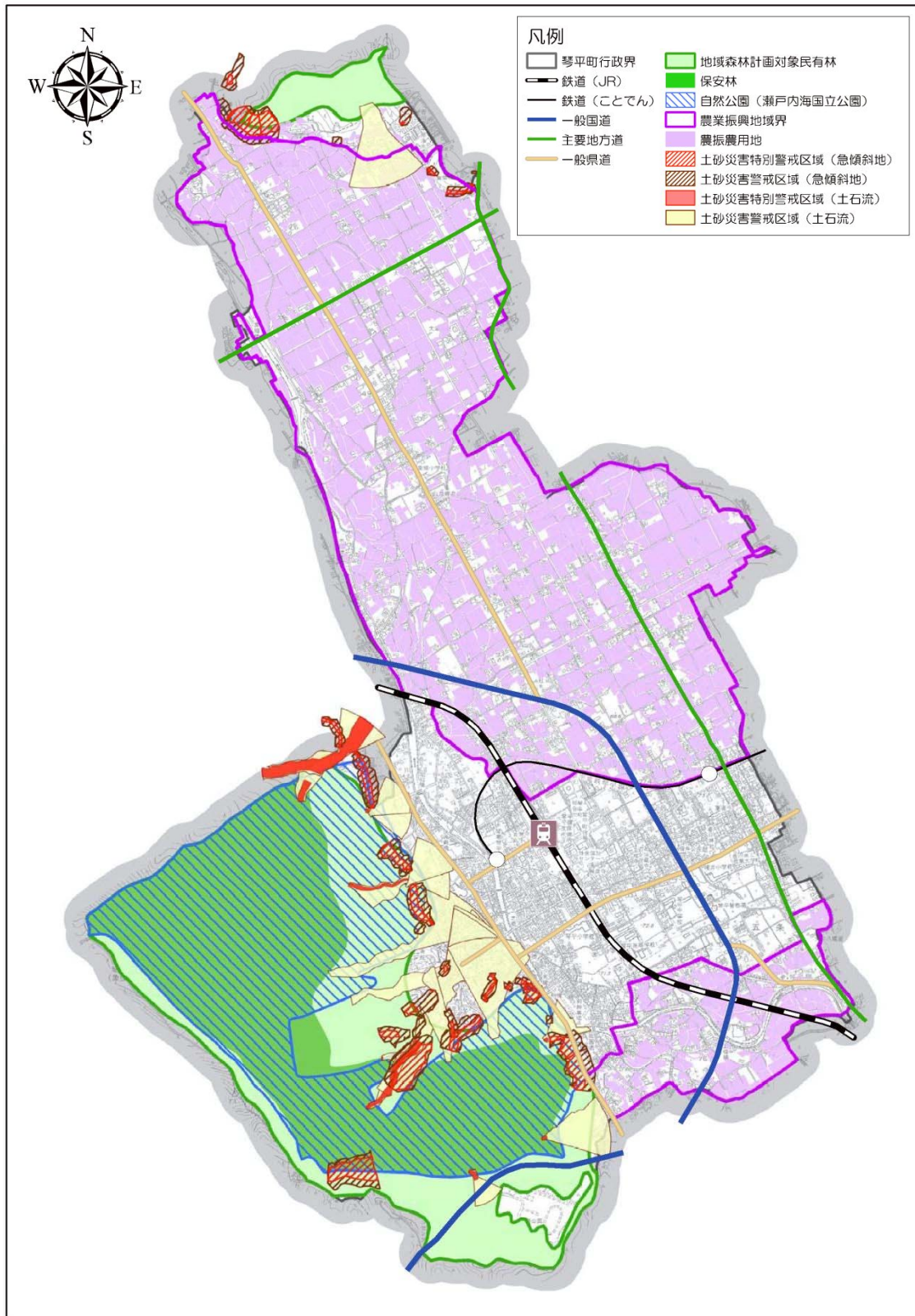


住宅開発

町西部に位置する象頭山は、瀬戸内海国立公園として自然公園法の特別地域に指定されているほか、文化財保護法の名称・天然記念物に指定されており、また、一部の区域は保安林に指定されています。

さらには、町北部に広がる農地と南部の一部の農地は農振農用地に指定されています。

### 法適用の状況



資料：地域森林計画対象民有林、保安林、自然公園特別地域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の範囲は、国土数値情報ダウンロードサービスによる。



本町の全域は、都市計画法による都市計画区域に指定されています。  
なお、用途地域の指定はされておらず、容積率は200%、建ぺい率は70%となっていますが、一部の地域が容積率400%となっています。

### 容積率400%の区域



資料：琴平町

#### ④空き家の状況

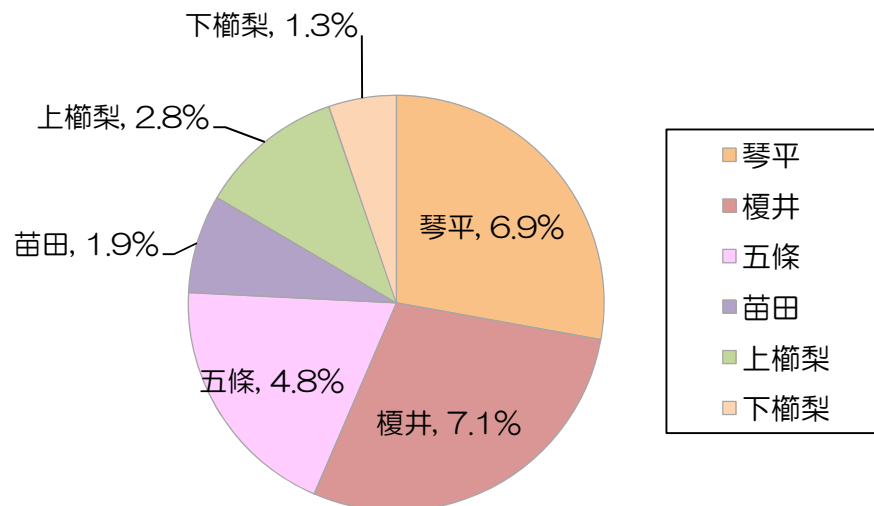
平成 28 年度に実施した空き家調査によると、町全域の建物数 8,172 件のうち、空き家の総数は 434 件で、その割合は 5.3%となっています。

なお、地区別に見ると琴平地区、榎井地区で空き家の件数が多く、その割合も町平均を超えています。

#### 空き家の状況

地区	地区全体建物数	空き家件数	空き家率 (%)
琴平	2,687	186	6.9%
榎井	1,972	140	7.1%
五條	1,421	68	4.8%
苗田	1,045	20	1.9%
上櫛梨	422	12	2.8%
下櫛梨	625	8	1.3%
計	8,172	434	5.3%

資料：琴平町



## (5) 都市基盤の状況

### ①道路、公共交通

本町の主要な道路として国道、主要地方道、一般県道があります。

国道及び一般県道の道路改良率、舗装率はともに 100%となっています。しかしながら、主要地方道の舗装率は 100%となっていますが、改良率は 33.1%となっています。

また、町道においても改良率は 48.8%にとどまっており、舗装率は 94%となっています。今後、これら改良率の低い道路の整備が必要となっています。

#### 主要路線の名称

区分	名称	備考
一般国道	国道319号	
	国道377号	
主要地方道	主要地方道丸亀三好線	
	主要地方道岡田善通寺線	
一般県道	一般県道炭所東琴平線	
	一般県道原田琴平線	都市計画道路今橋榎井線
	一般県道琴平停車場琴平公園線	都市計画道路大宮通
	一般県道大麻琴平貫田線	都市計画道路大麻線、都市計画道路今橋郷見線
	一般県道高松琴平線	

注：町道を除く

#### 道路の現況

区分	路線数	延長 (km)	改良済		舗装済	
			延長(km)	改良(%)	延長(km)	舗装(%)
一般国道	2	3.6	3.6	100	3.6	100
主要地方道	2	3.8	1.3	33.1	3.8	100
一般県道	5	7.0	7.0	100	7.0	100
町道	233	63.3	30.9	48.8	59.5	94.0

注：平成27年4月1日現在

資料：香川県

町内には 5 路線の都市計画道路が存在しており、その内、4 路線が県決定で 1 路線が町決定となっています。

町決定を含む 4 路線は既に整備が完了しており、県決定の大宮通は、一部区間(約 50m)を現在、整備中です。

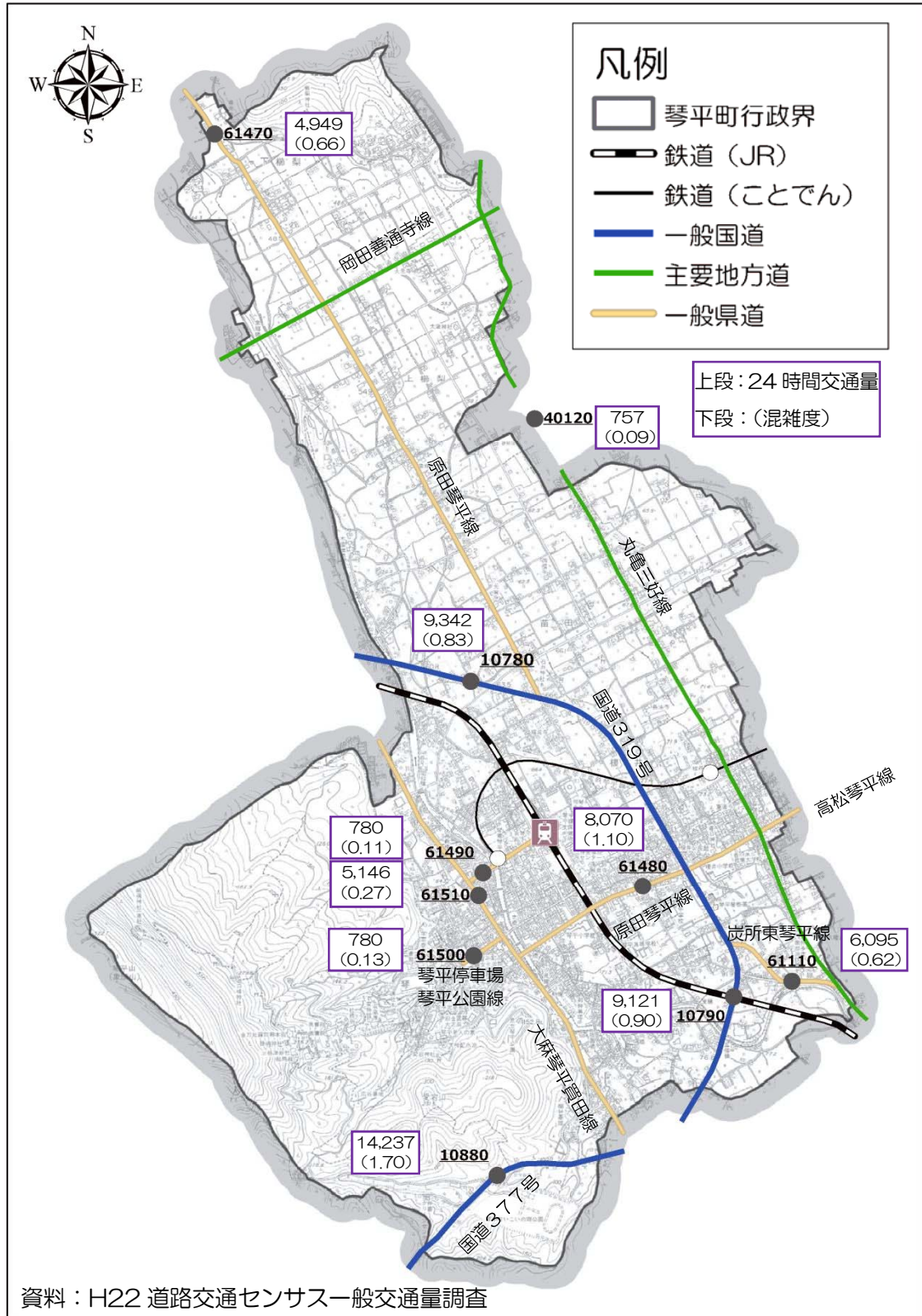
#### 都市計画道路の現況

区分	名称	延長	代表幅員	備考
3・4・301	大宮通	約310m	16m	県決定：一部区間(約50m)整備中
3・6・602	大麻線	約640m	11m	県決定：整備済
3・5・603	今橋榎井線	約810m	14m	県決定：整備済
3・6・604	今橋郷見線	約810m	8m	県決定：整備済
3・6・605	琴平駅線	約340m	8m	町決定：整備済

資料：琴平町

H22 道路交通センサス一般交通量調査によると、混雑度が 1.0 を超えている路線として国道 377 号、原田琴平線があります。特に国道 377 号については、混雑度が 1.70 と大きな値を示しており、日中の連続的な混雑となっているといえます。

## 道路網の状況



国道 319 号



主要地方道丸亀三好線



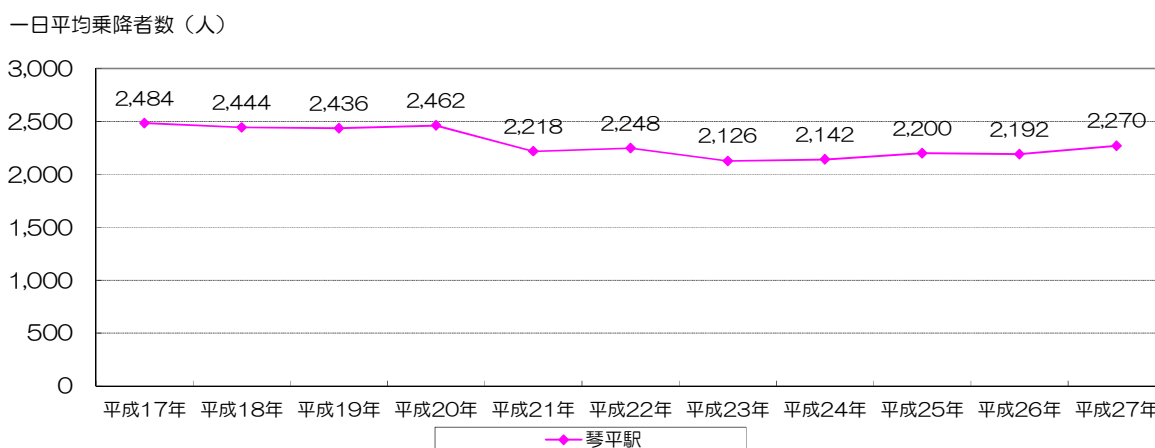
琴平停車場琴平公園線



本町には、JR土讃線の琴平駅が存在し、一日の平均乗降者数は、約 2,100 人から約 2,500 人で推移しています。

平成 20 年までは、約 2,500 人の利用者がいましたが、平成 21 年以降は、約 2,100 人から約 2,300 人程度で推移をしています。

### JR 琴平駅の一日平均乗降者数



また、ほかにはことでん琴平線の琴電琴平駅、榎井駅が存在し、高松市へとつながっています。

琴電琴平駅の一日の平均乗降者数は、平成 5 年度までは 2,000 人を超えていましたが、その後減少し、平成 18 年度には約 1,200 人まで減少しました。近年は、僅かに増加傾向にあります。

一方で、榎井駅の一日平均乗降者数は、過去 10 年間に於いて約 200 人から 300 人の間で推移しています。

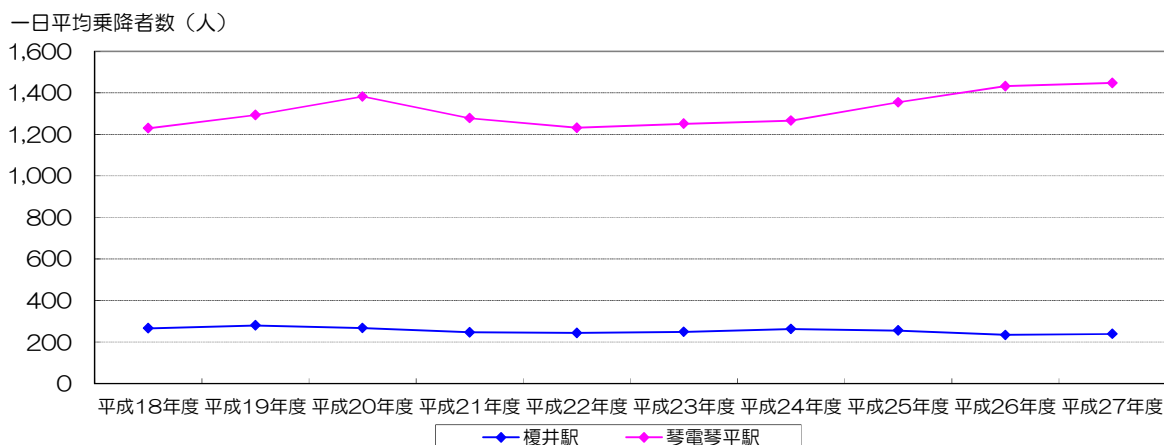
なお、榎井駅のホームへの通路にはスロープが設置されていますが、幅員も狭く勾配も急なものとなっています。

### ことでん琴平線の一日平均乗降者数

駅名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
榎井駅	266	280	267	247	244	249	263	255	234	239
琴電琴平駅	1,229	1,293	1,382	1,278	1,232	1,251	1,266	1,354	1,432	1,447

単位：人  
資料：高松琴平電気鉄道株式会社

### ことでん琴平線の一日平均乗降者数の推移



JR琴平駅に近接した線路西側及び東側において、都市計画決定による町営駅前駐車場を整備しており、通勤や町内の観光等に利用されています。

町営駅前東駐車場と比べて町営駅前西駐車場の利用台数が多くなっています。

しかしながら、どちらの駐車場とも利用台数は、年々減少しています。

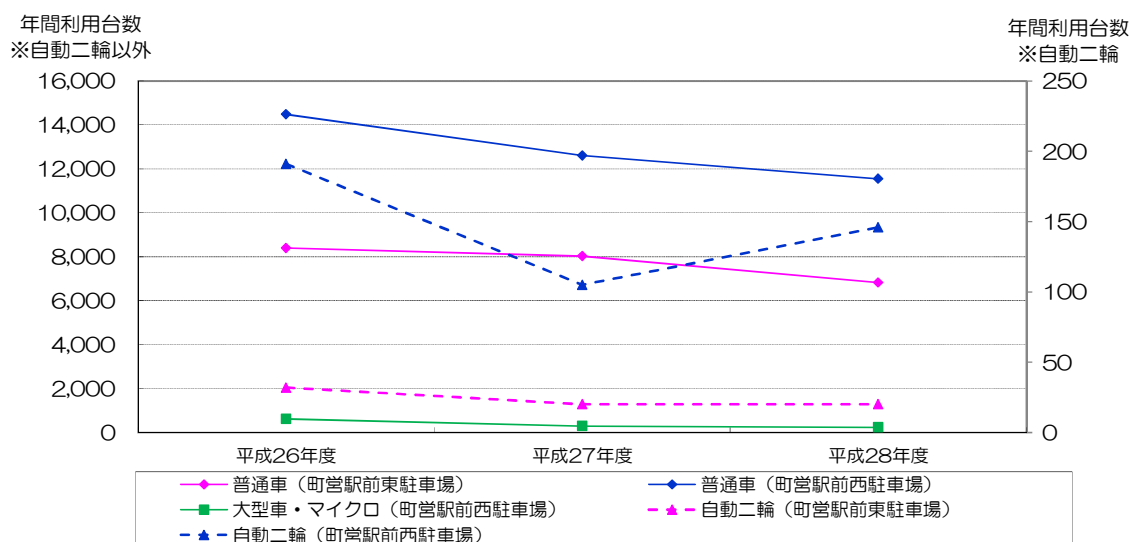
なお、これらの駐車場は、線路を挟んで西側と東側に分かれています。歩道橋にて連絡しています。

### 町営駅前駐車場の利用状況

単位：台

場 所	分 類	平成26年度	平成27年度	平成28年度
町営駅前 西駐車場	普通車	14,487	12,605	11,548
	大型車・マイクロ	613	287	231
	自動二輪	191	105	146
町営駅前 東駐車場	普通車	8,396	8,027	6,827
	自動二輪	32	20	20

資料：琴平町



町営駅前西駐車場



町営駅前東駐車場



また、JR琴平駅、琴電琴平駅に隣接してパーク&ライドの駐車場や駐輪場が整備されています。

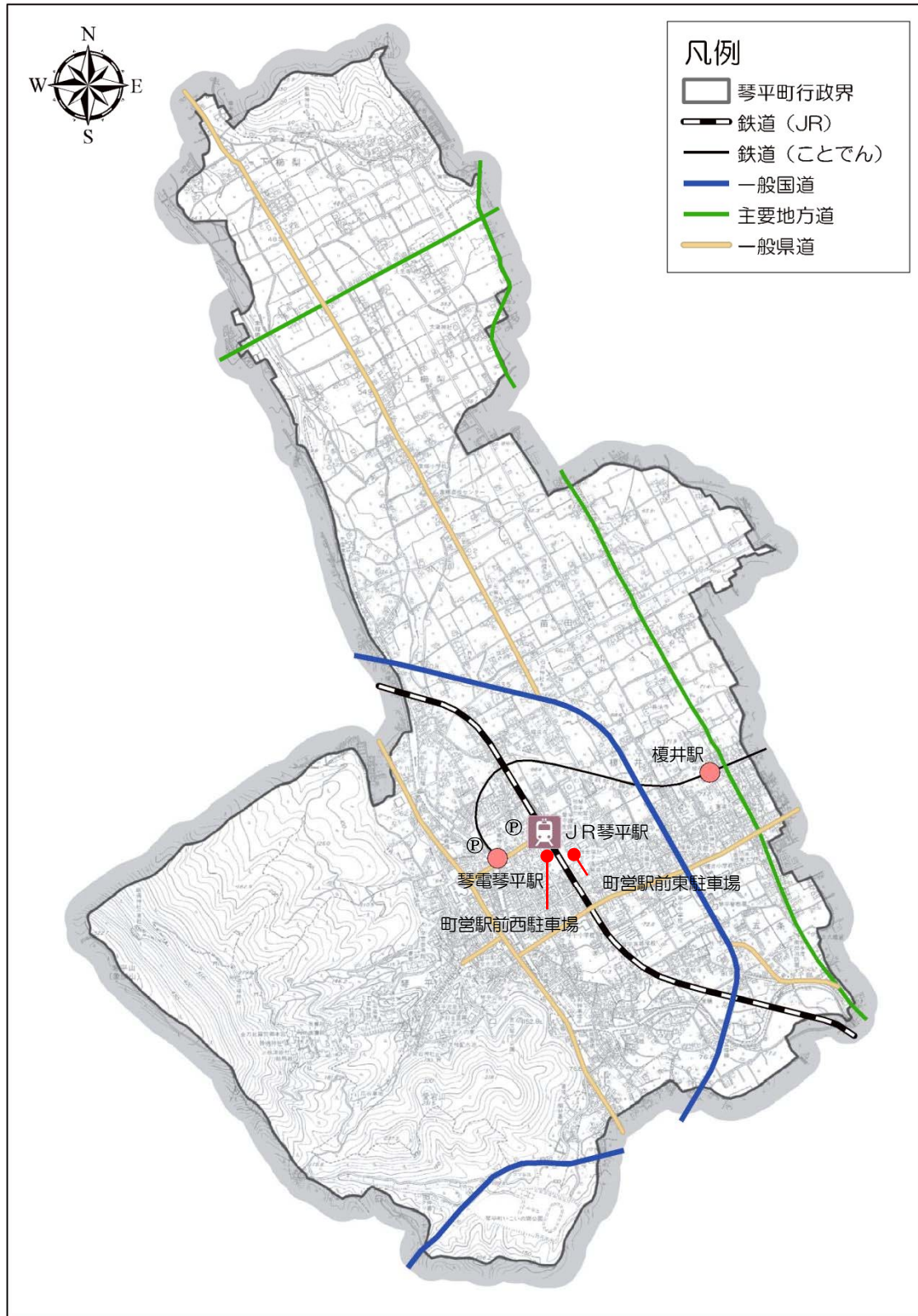


JR琴平駅パーク&ライド駐車場



琴電琴平駅パーク&ライド駐車場

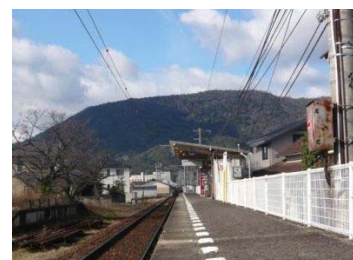
## 鉄道等の状況



JR琴平駅



琴電琴平駅



榎井駅

町内には、民間事業者が運営する路線バスが3路線（炭所線、琴平線、美合線）運行されています。琴平線は善通寺市、丸亀市へとつながっており、炭所線、美合線は、まんのう町へとつながっています。

最も利用者が多い美合線は、平成18年度から平成20年度までは年間6万人を超える利用者がいましたが、平成27年度では約41,000人程度となっています。これは炭所線、琴平線も同様で、それぞれ利用者数は減少傾向にあります。

なお、どの路線も本町を走る運行区間は短いですが、琴平線、美合線では、平均して6割以上の方が本町内で乗降しています。一方、炭所線は、平均して約2割の人が本町内で乗降しています。

これらのバス路線は、町南部に集中していることから、上櫛梨、下櫛梨等の町北部に住んでいる住民は、バスの利用が不便な状況にあります。

### 路線バスにおける利用者数

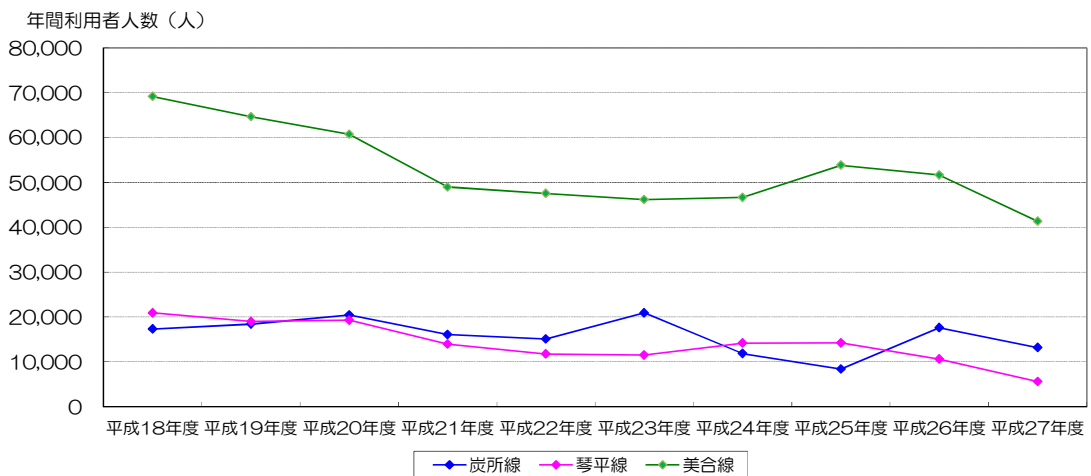
単位：人

路線名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
炭所線	17,332	18,413	20,436	16,074	15,104	20,908	11,862	8,388	17,606	13,190
琴平線	20,915	19,002	19,307	13,970	11,774	11,514	14,193	14,242	10,621	5,620
美合線	69,186	64,671	60,745	48,994	47,563	46,186	46,676	53,868	51,671	41,352

注：美合線は、琴平観光センター前～落合橋までの利用者数である。

資料：琴参バス株式会社

### 路線バスにおける利用者数の推移



### 路線バスにおける乗降調査結果

単位：人

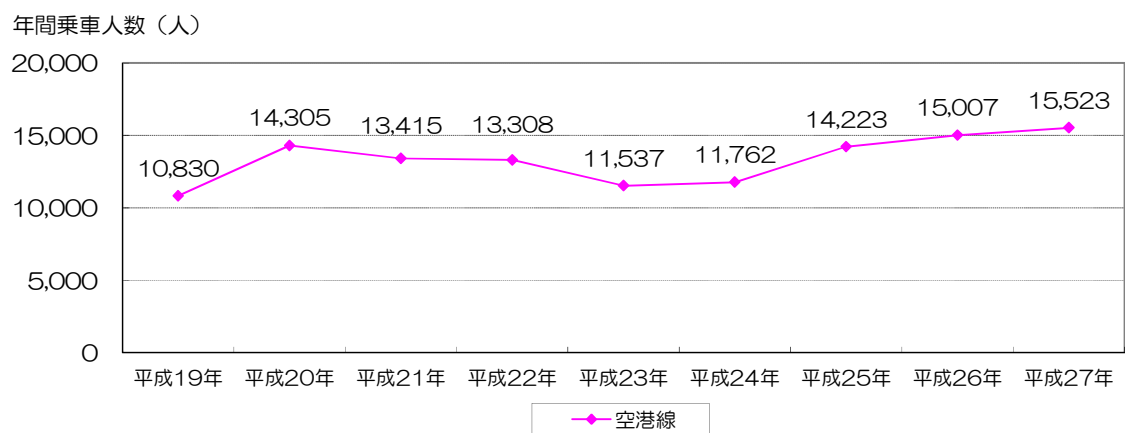
路線名	区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平均
炭所線	全体 (①)	55	56	64	42	43	49	29	32	37	17	42
	琴平観光センター	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
	琴平	4	5	6	5	6	5	3	0	1	0	4
	榎井	7	7	6	3	8	4	0	5	0	2	4
	小計 (②)	11	12	12	9	14	10	3	5	1	2	8
	割合 (②/①)	0.20	0.21	0.19	0.21	0.33	0.20	0.10	0.16	0.03	0.12	0.19
琴平線	全体 (①)	68	62	64	32	37	39	44	47	46	25	46
	琴平観光センター (②)	56	47	56	25	26	27	29	35	38	12	35
	割合 (②/①)	0.82	0.76	0.88	0.78	0.70	0.69	0.66	0.74	0.83	0.48	0.76
美合線	全体 (①)	200	229	174	126	85	110	82	137	117	87	135
	琴平観光センター	59	41	60	24	18	18	36	34	34	0	32
	琴平	67	59	50	43	39	39	39	40	28	33	44
	榎井	25	36	19	3	3	9	0	7	1	2	11
	小計 (②)	151	136	129	70	60	66	75	81	63	35	87
	割合 (②/①)	0.76	0.59	0.74	0.56	0.71	0.60	0.91	0.59	0.54	0.40	0.64

注：乗降調査は、各年12月の平日（1日）において実施しており、数値は駅の乗降客数である。  
美合線は、琴平観光センター前～落合橋までの利用者数である。

資料：琴参バス株式会社

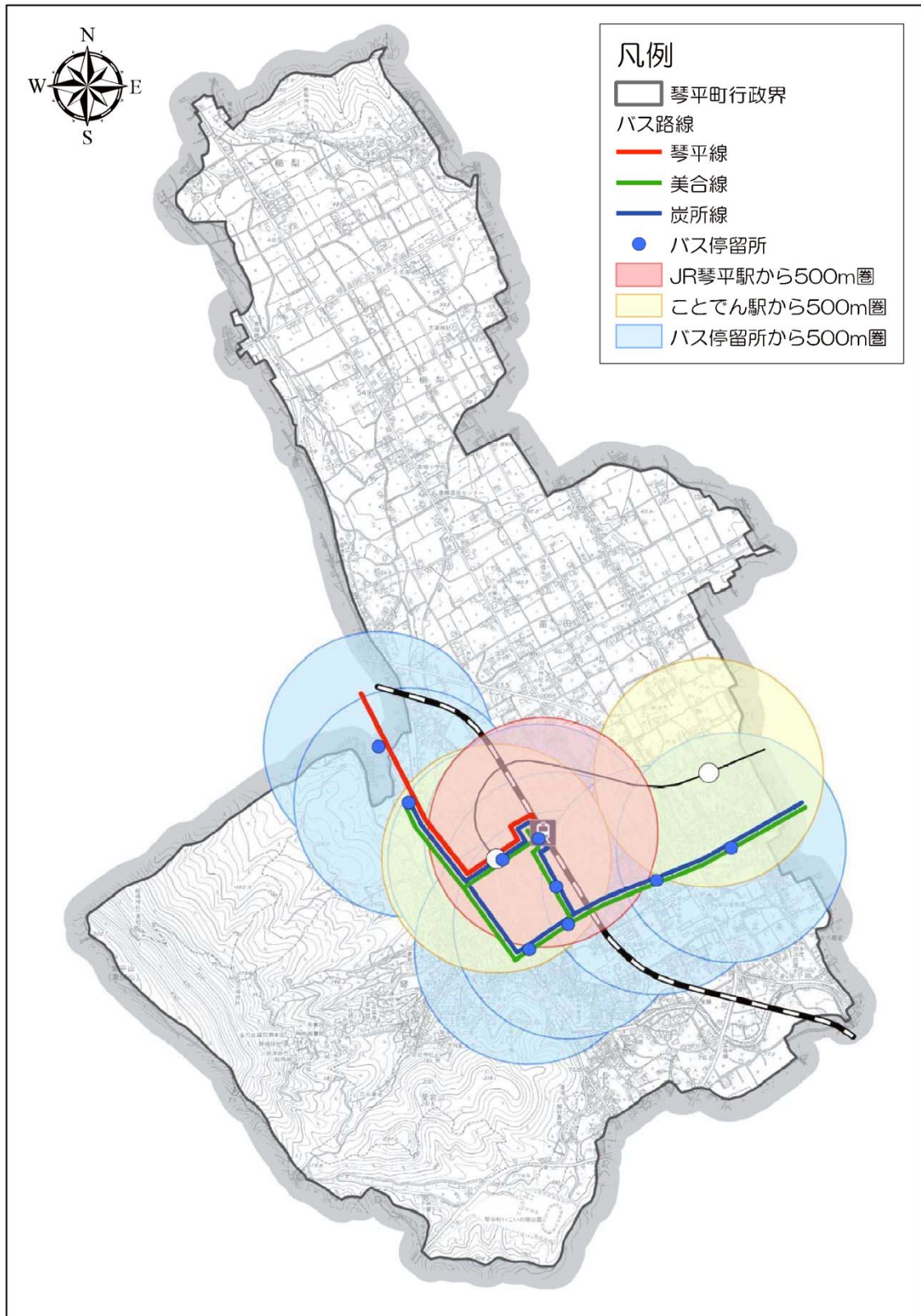
町内から高松空港までを往復するバスも運行しており、年間約 1 万人を超える人が利用しています。近年では、利用者は増加傾向にあり、15,000 人を超える人が利用しています。

### 空港バス（琴平～高松空港間）における利用者数の推移





## 公共交通の利用者の圏域



注：500mは、徒歩で約7分程度の距離である。



## ②公園

本町には、都市公園として運動公園である琴平町いこいの郷公園と風致公園である琴平公園が整備されています。

琴平町いこいの郷公園は、野球、サッカー、テニスなどのスポーツが可能なほか、室内競技施設も整っています。

また、琴平公園は、自然に囲まれた公園であり、高台にある展望広場からは市街地を望むことができます。

どちらも比較的規模は大きく、街区公園や近隣公園などのように限られた地区を対象とした公園ではなく、町全体を対象とした公園となっています。

また、本町における住民一人当たりの公園面積は、約 25 m<sup>2</sup> (=229,300 m<sup>2</sup>/9,186 人) となっています。この数値は、香川県の一人当たり都市公園等面積 18.1 m<sup>2</sup> (国土交通省都市公園データベース (平成 27 年 3 月 31 日現在)) と比べて多くなっています。

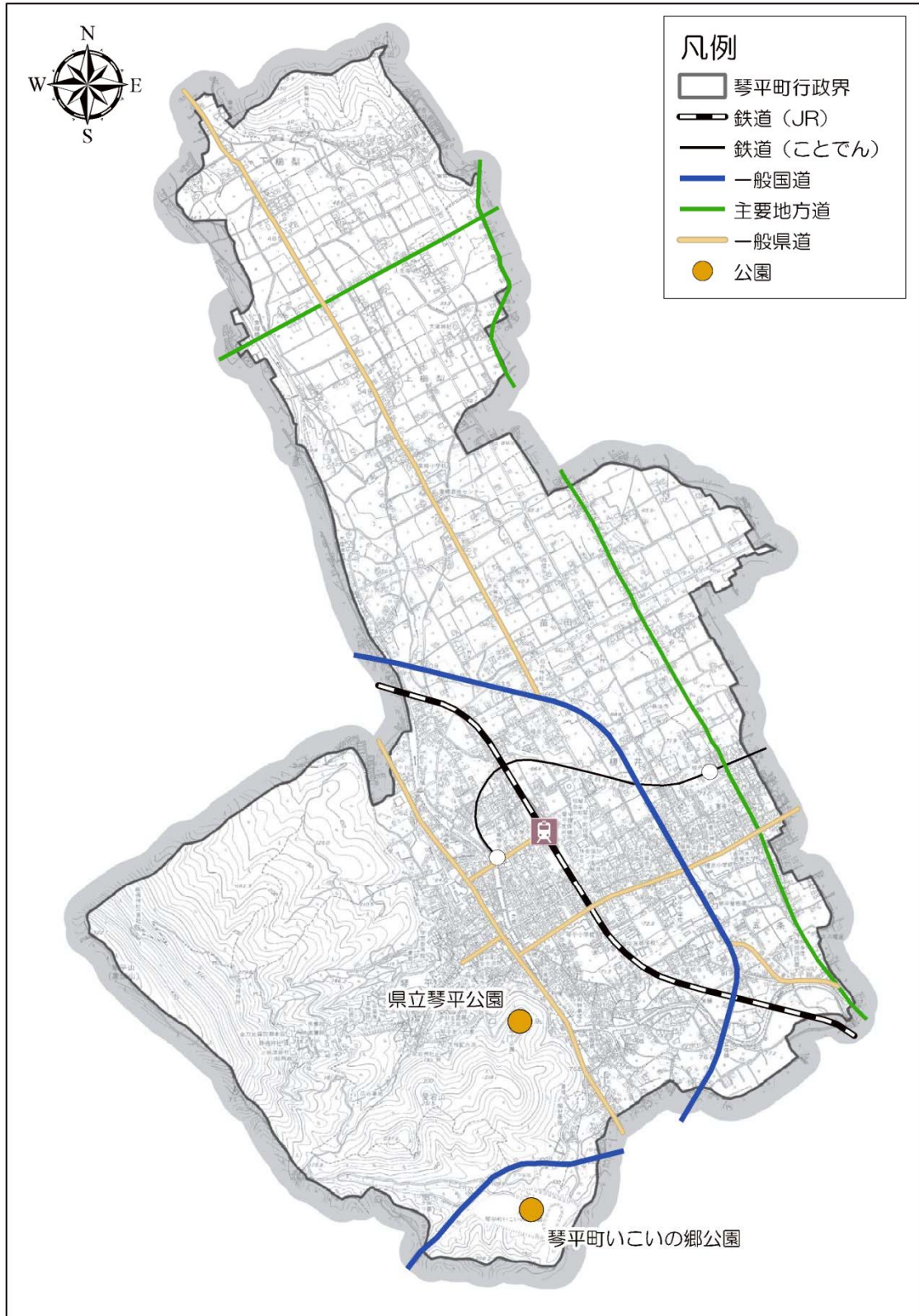
しかしながら、これ以外の公園については、神社境内地内や私有地に設けられている広場などが数箇所ある程度で、高齢者や子どもが身近に利用できる公園が少ないといえます。

### 都市公園一覧

名 称	種別	公園面積 (ha)	備考
琴平町いこいの郷公園	運動公園	15.47	
琴平公園	風致公園	7.46	県立公園
合計		22.93	

資料：香川の都市計画（平成27年4月）

## 都市公園の状況



県立琴平公園



琴平町いこいの郷公園

## 公園の種別

種 別	設置目的
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
地区公園	主として徒歩圏域に居住する者の利用に供することを目的とする公園
総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園
広域公園	一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
特殊公園	ア) 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園 イ) 動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園

## 公園の標準規模

種 別	標準規模
街区公園	0.25ha を標準とする
近隣公園	2ha を標準とする
地区公園	4ha を標準とする
総合公園	おおむね 10ha 以上とする
運動公園	おおむね 15ha 以上とする
広域公園	おおむね 50ha 以上とする

## 公園の配置方針

種 別	設置目的	
街区公園	誘致距離 250mを標準とする	
近隣公園	誘致距離 500mを標準とする	
地区公園	誘致距離 1 kmを標準とする	
総合公園	原則として一の市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する	
運動公園	原則として一の市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する	
広域公園	一の市町村の区域を超える広域の圏域を対象として、交通の利便の良い土地に配置する	
特殊公園	風致公園	樹林地、湖沼、海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置する
	動物公園 植物公園	気象、地形、植生等の自然的条件が当該公園の立地に適した土地を選定して配置する
	歴史公園	遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地もしくはその復元、展示等に適した土地または歴史的意義を有する土地を選択して配置する

資料（上記全て）：都市計画マニュアル【都市施設・公園緑地編】

### ③河川

本町には、2級河川として金倉川が流れており、その支川として買田川、平松川、満濃川が流れています。

金倉川は、鞆橋付近が「残したい香川の水環境 50 選」に認定されているほか、一部の区間で親水空間として整備されています。また、水位周知河川及び水防警報河川に指定されており、浸水想定区域を定め、洪水ハザードマップにて公表をしています。

河川の状況





#### ④上水道

本町の給水区域内人口における普及率は、99.9%と高い水準となっています。しかしながら、人口減少等により給水人口と給水戸数は減少傾向にあり、このままいけば収益が悪化すると想定されます。

##### 給水区域内普及率

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給水人口（人）	10,579	10,360	10,228	10,076	9,877	9,763	9,621	9,495
給水戸数（戸）	4,514	4,469	4,464	4,413	4,398	4,360	4,372	4,381
給水区域内普及率（%）	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

資料：琴平町

#### ⑤下水道

本町の下水道事業は、香川県が主体となり実施している中讃流域下水道金倉川処理区における公共下水道であり、昭和61年度に全体区域約300haの内、約171haを都市計画決定し、事業に着手しました。

現在までの普及率は、行政区域人口及び処理区域人口の減少に伴い横ばい状態ですが、水洗化率は年々上昇し、平成27年度は約68%となっています。

なお、下水道認可区域については、拡大予定はありません。

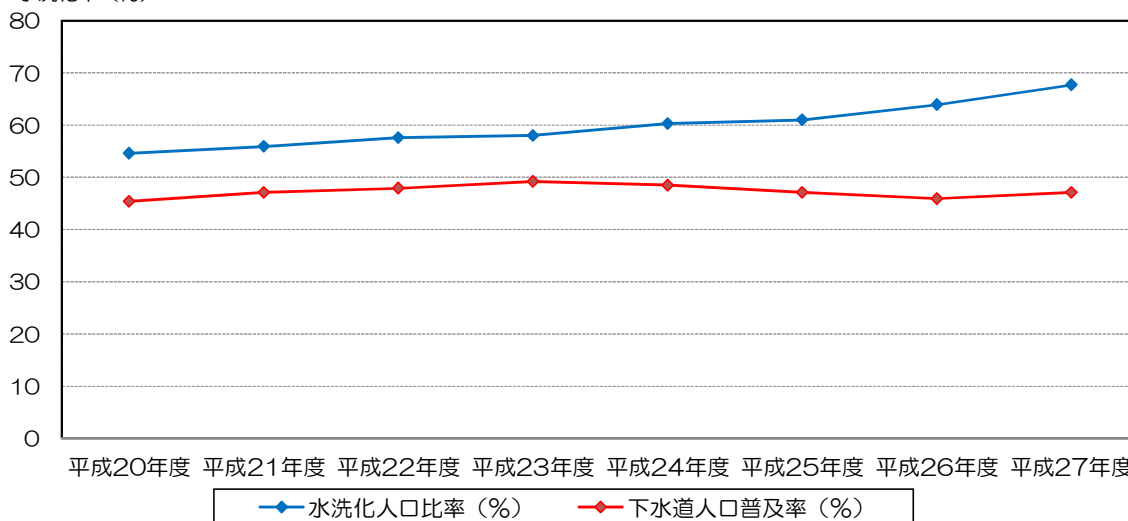
##### 下水道普及率、水洗化率

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
行政区域人口（人）	10,498	10,310	10,212	10,060	9,870	9,773	9,631	9,505
処理区域人口（人）	4,769	4,856	4,893	4,949	4,786	4,606	4,418	4,475
下水道人口普及率（%）	45.4	47.1	47.9	49.2	48.5	47.1	45.9	47.1
水洗化人口（人）	2,602	2,715	2,819	2,872	2,884	2,810	2,825	3,030
水洗化人口比率（%）	54.6	55.9	57.6	58.0	60.3	61.0	63.9	67.7

資料：琴平町

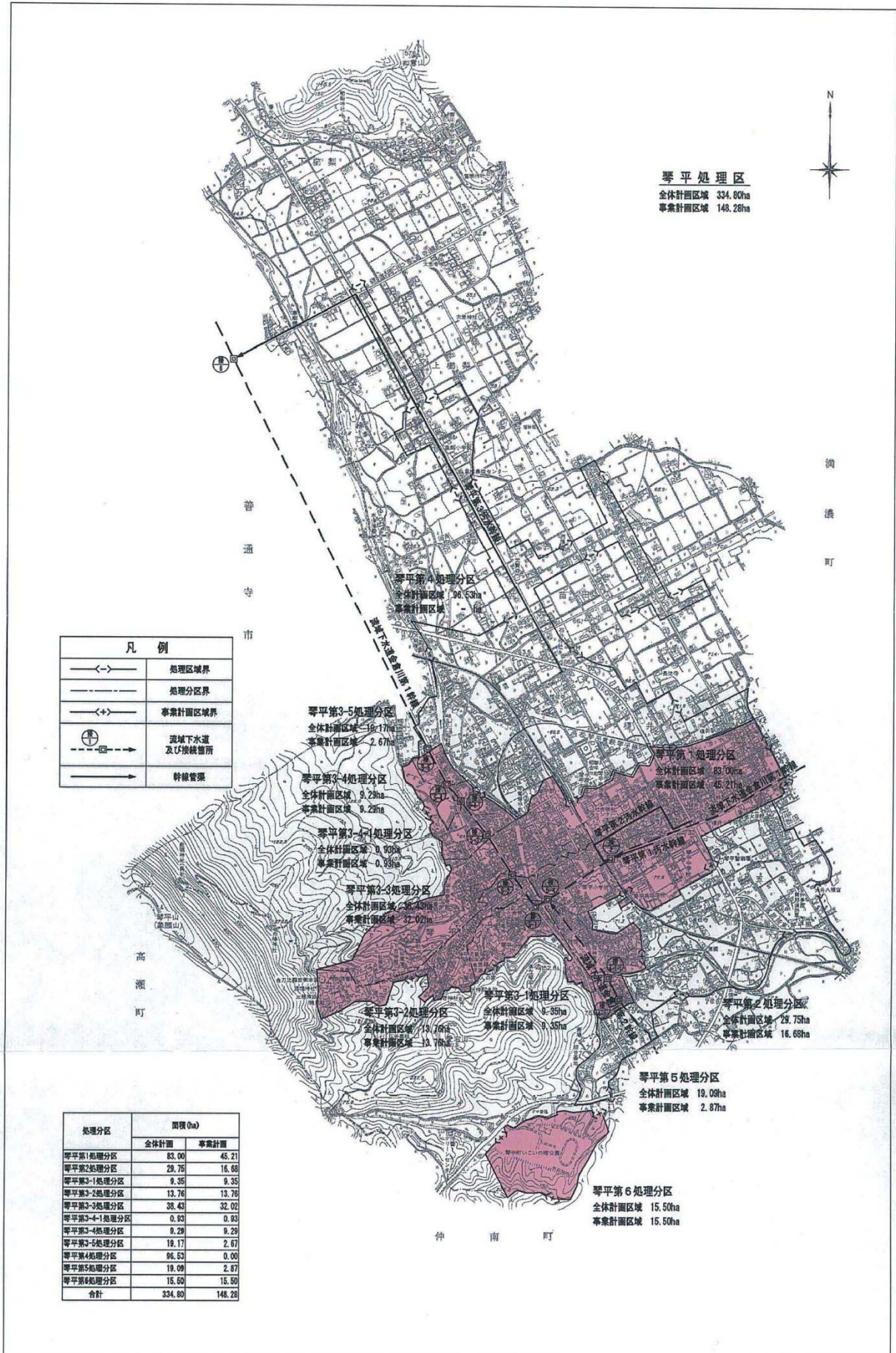
#### 下水道普及率・水洗化率の推移

普及率・水洗化率（%）





# 琴平処理区計画区域



## (6) 防災

### ①風水害発生状況

本町の過去の主な風水害の被害状況としては、台風や大雨による家屋流出、一部損壊、床上浸水、床下浸水等があげられます。

被害の状況としては、平成5年の台風第13号の際には、家屋の一部損壊が生じたほか、平成17年の大雨の際は、床上浸水（3戸）、床下浸水（301戸）等による被害が発生しました。

#### 主な風水害

発生年	発生日	災害名	被害の状況
昭和29年	6月28日～30日	大雨	家屋流出：1戸
平成5年	9月3日～4日	台風第13号	一部損壊：2戸
平成10年	9月22日	台風第7号	床下浸水：3戸
平成16年	8月23日	大雨	床上浸水：1戸
平成17年	7月2日～3日	大雨	床上浸水：3戸 床下浸水：301戸
平成23年	9月2日～3日	台風12号	床上浸水：1戸 床下浸水：6戸

資料：琴平町地域防災計画（平成26年修正）、香川県HP

## ②地震発生状況

香川県下に被害をもたらした主な地震は以下のとおりです。特に昭和21年に発生した南海地震は死者、負傷者を合わせ300人以上となり、また、家屋への被害も3,000戸を超えるなど、大きな被害となっています。

### 発生した主な地震

発生年	発生日	災害名	規模震度	被害の状況	備考
1707年 (宝永4年)	10月28日 未刻	宝永地震	M8.6	死者28人、倒壊家屋929軒	
1711年 (正徳1年)	12月20日 15時	—	M6.7	高松鎮のみ。 死者1,000人、倒壊家屋1,073軒他	
1854年 (安政1年)	12月24日 16時	安政南海地震	M8.4	死者5人、負傷者19人 倒壊家屋2,961軒他	
1927年 (昭和2年)	3月7日 18時27分	北丹後地震	M7.3	香川県では少被害	震度 多度津4
1946年 (昭和21年)	12月21日 4時19分	南海地震	M8.0	死者52人、負傷者273人 家屋全壊608戸、半壊2,409戸他	震度 高松5、多度津5
1995年 (平成7年)	1月17日 5時46分	兵庫県南部地震	M7.3	負傷者7人 屋根瓦の破損等建物被害3戸他	震度 高松4、多度津4、坂出4
2000年 (平成12年)	10月6日 13時30分	鳥取県西部地震	M7.3	負傷者2人 建物一部破損5戸	震度 土庄5強、観音寺5弱 高松4、多度津4、大内4 坂出4
2001年 (平成13年)	3月24日 15時27分	芸予地震	M6.7	建物一部破損10戸 (琴平町：2戸)	震度 高松4、多度津4、土庄4、 観音寺4、大内3、坂出3
2013年 (平成25年)	4月13日 5時33分	淡路島付近を震源とする地震	M6.3	香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった	震度 東かがわ5弱、小豆島5弱、 高松4、さぬき4、綾川4
2014年 (平成26年)	3月14日 2時6分	伊予灘を震源とする地震	M6.2	香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった	震度 高松4、丸亀4、観音寺4、 さぬき4、三豊4、土庄4、 小豆島4、直島4、多度津4

注：被害の状況については、香川県下における数字である。

資料：琴平町地域防災計画（平成26年修正）、香川県HP

## ③地震被害想定

香川県が、平成25年8月に発表した香川県地震・津波被害想定（第二次公表）による南海トラフ（最大クラス）、中央構造線、長尾断層を震源とする地震に伴う被害想定及び平成26年3月に発表した香川県地震・津波被害想定（第四次公表）による南海トラフを震源とする発生頻度の高い地震に伴う被害想定は、以下のとおりです。

この内、南海トラフを震源とする最大クラスの地震による被害が、本町にとって大きなものとなることが想定されます。

### 地震による被害想定

想定地震	市町名	全壊建物（棟）	死者（人）	負傷者（人）	避難者（人）	
南海トラフ	L2	琴平町	180	10	190	430
		香川県（計）	35,000	6,200	19,000	199,000
	L1	琴平町	※	※	※	※
		香川県（計）	2,300	120	1,200	59,000
中央構造線	琴平町	20	※	40	30	
	香川県（計）	30,000	1,400	12,000	45,000	
長尾断層	琴平町	※	※	※	0	
	香川県（計）	2,000	40	1,300	4,000	

注：L2：発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大規模（M9）の地震・津波

L1：発生頻度は高く、大きな被害をもたらす地震・津波（間隔が数十年から百数十年に一度程度）

※は、少ないが被害があることを示す。

資料：香川県地震・津波被害想定（第二次公表、第四次公表）

#### ④避難所

指定避難所兼指定緊急避難場所は、20箇所が指定されており、約7,700人を収容することが可能となっています。

##### 指定避難所兼指定緊急避難場所

番号	指定避難所	所在地	収容人員(人)	浸水想定区域 浸水深	災害種別		
					洪水	土砂	地震
1	琴平町五条浄水場	琴平町五條71	123	50cm未満	○	○	○
2	琴平町立榎井小学校	琴平町榎井58-3	444	50cm未満	○	○	○
3	榎井公民館	琴平町榎井85-3	108	50cm未満	○	○	○
4	琴平町立琴平中学校	琴平町五條661	694	50cm未満	○	○	○
5	琴平町立南幼稚園	琴平町102-1	133	50cm未満	○	○	○
6	琴平町立南保育所	琴平町103	313	50cm未満	○	○	○
7	琴平町立琴平小学校	琴平町145-1	444	50cm未満	○	○	○
8	琴平町総合センター	琴平町榎井817-9	270	50cm未満	○	○	○
9	琴平町社会福祉センター	琴平町榎井891-1	65	50cm未満	○	○	○
10	琴平町文化会館	琴平町758-1	41	—	○	△	○
11	琴平町立苗田児童館	琴平町苗田995-4	65	50cm未満	○	○	○
12	琴平町デイ・サービスセンター	琴平町苗田1020-1	80	50cm未満	○	○	○
13	琴平町立教育集会所	琴平町苗田1020-1	40	50cm未満	○	○	○
14	琴平町立北保育所	琴平町苗田634-1	163	50cm未満	×	○	○
15	象郷農業構造改善センター	琴平町苗田631-3	90	50cm未満	×	○	○
16	琴平町立象郷小学校	琴平町上櫛梨26	337	—	○	○	○
17	琴平町立北幼稚園	琴平町上櫛梨31-1	137	—	○	○	○
18	いこいの郷公園	琴平町五條1022-1	1,730	—	○	○	○
19	香川県立琴平高等学校	琴平町142-2	1,999	50cm未満	○	○	○
20	香川県立農業大学校	琴平町榎井34-3	375	50cm未満	○	○	○
合計			7,651				

○：避難所、避難場所として可能

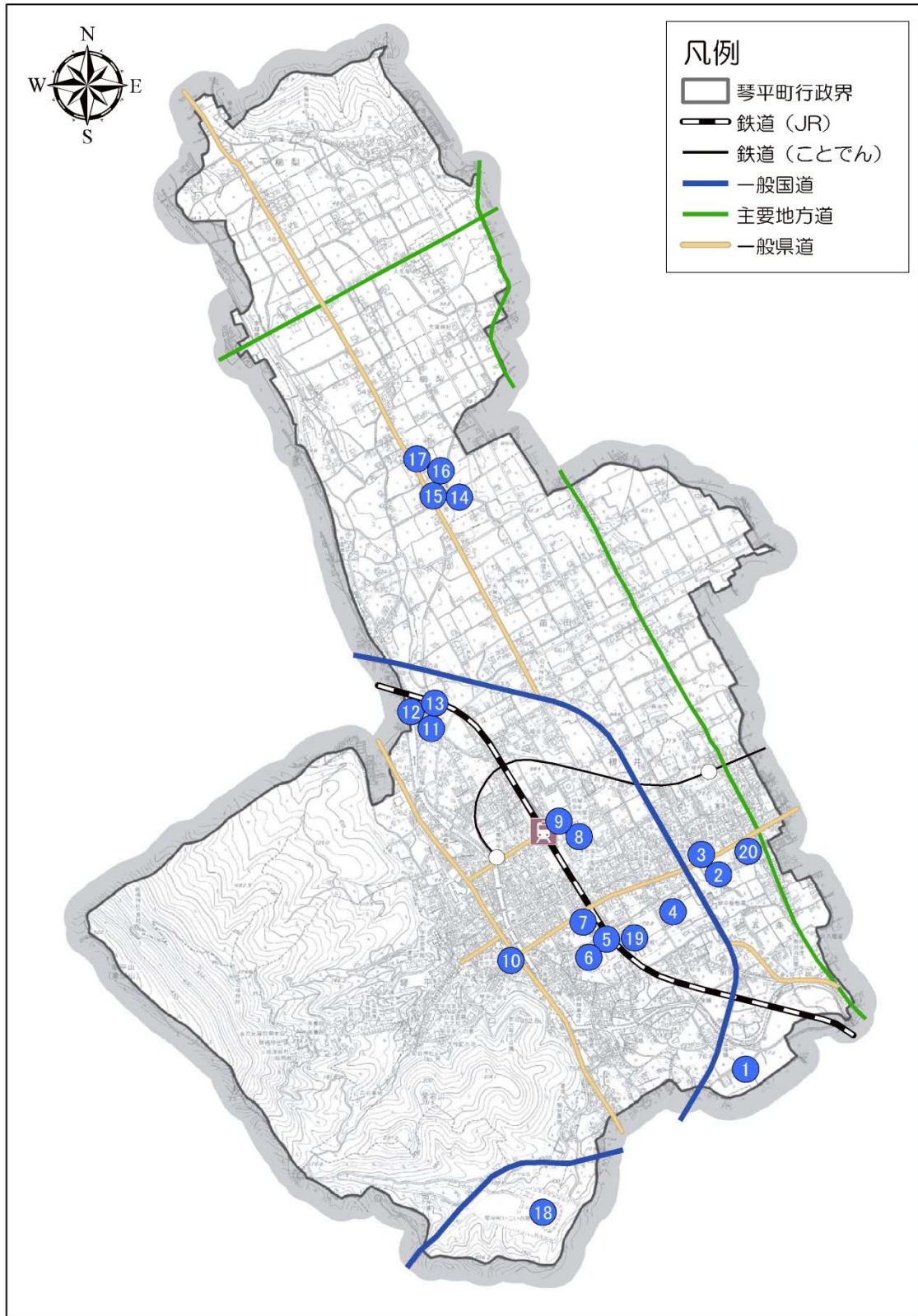
△：避難所、避難場所として条件付きで可能（二階を使用など）

×：避難所、避難場所として使用不可

資料：琴平町



## 指定避難所兼指定緊急避難場所の状況









# の琴平町 土砂災害ハザードマップ

五條・  
琴平地区

## Kotohira Town Landslide Disaster Hazard Map

### 土砂災害ハザードマップの目的は？

土砂災害ハザードマップは、毎年の集中豪雨や台風に伴う豪雨などにより、土砂災害が発生した場合に被害を受けるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として示すものです。また、土砂災害が予想される場合や発生した場合、住民の皆さんが避難などの適切な行動を取っていただくために作成したものです。

ハザードマップには、避難経路の計画や大雨に関する備えなどについてまとめていますので、日ごろからご家族や地域の方と一緒に読んでいただき、土砂災害による被害の軽減にお役立てください。

### 凡例 Legend

**避難方向** 主な避難方向 (The main refuge direction)

**土砂災害警戒区域等**

- 土砂災害警戒区域(急傾斜地) (Landslide Special Caution Area (steep slope))
- 土砂災害警戒区域(急傾斜地) (Landslide Special Caution Area (steep slope))
- 土砂災害警戒区域(土石流) (Landslide Special Caution Area (debris flow))
- 土砂災害警戒区域(土石流) (Landslide Special Caution Area (debris flow))

**住民が土砂災害の危険性を感じる種別**

- 急傾斜地(急傾斜地) (Steep slope)
- 急傾斜地(急傾斜地) (Steep slope)
- 急傾斜地(急傾斜地) (Steep slope)
- 急傾斜地(急傾斜地) (Steep slope)

**避難経路**

- 緊急避難経路(避難所を避ける) (Emergency Route (avoiding refuge))
- 緊急避難経路(避難所を避ける) (Emergency Route (avoiding refuge))
- 緊急避難経路(避難所を避ける) (Emergency Route (avoiding refuge))
- 緊急避難経路(避難所を避ける) (Emergency Route (avoiding refuge))

**避難所**

- 避難所 (Refuge)
- 避難所 (Refuge)
- 避難所 (Refuge)
- 避難所 (Refuge)

**避難所**

- 避難所 (Refuge)
- 避難所 (Refuge)
- 避難所 (Refuge)
- 避難所 (Refuge)

**避難所**

- 避難所 (Refuge)
- 避難所 (Refuge)
- 避難所 (Refuge)
- 避難所 (Refuge)

### 土砂災害警戒区域に該当する災害発生時の対応

避難先

避難先	所在地	電話番号
社会福祉センター	琴平町1190番地1	75-4070
社会福祉センター	琴平町907番地1	75-3080
公民館	琴平町750番地	75-2306

平成28年3月1日現在

### 土砂災害の種類と特徴

急傾斜地崩壊 (Steep slope collapse)

土石流 (Debris flow)

崖崩れ (Landslide)

河川氾濫 (River flooding)

大規模な土砂災害は、急傾斜地崩壊、土石流、崖崩れ、河川氾濫などがあります。これらの災害は、大雨や台風による豪雨によって発生し、大きな被害をもたらす可能性があります。

### 避難情報の伝達方法

町民のみなさんへ

消防署・消防団

広報車

防災行政無線

テレビ(CATV)やラジオ

インターネット・防災メール等

町民のみなさんへ

電話の連絡先は、防災行政無線で放送した内容を確認してください。☎0877-75-8812

### 一時避難場所

高松地方気象台

http://www.jma-net.go.jp/takamatsu/

高松市消防局

http://www.city-kotohira.jp/

高松市消防局

http://www.city-kotohira.jp/





本町では、洪水ハザードマップ、ため池ハザードマップ、土砂災害ハザードマップを作成し、災害の危険性や避難場所等の情報について住民へ周知を行っています。

また、防災情報を確実に伝達するために、平成27年から防災ラジオを配布するほか、携帯電話やSNSに防災情報を受信できる防災情報メールの登録を呼びかけています。

自主防災組織が結成されている世帯数は、1,478世帯で結成率は約35%となっています。

なお、最も低い象郷地区の結成率は、約14%にとどまり、地域によって大きく異なります。

#### 自主防災組織結成状況

地区名	総世帯数	組織されている地域の世帯数	自主防災組織活動カバー率(%)
川西	702	338	48.1%
川東	696	127	18.2%
榎井	1,067	574	53.8%
五條	715	210	29.4%
象郷（苗田・上櫛梨・下櫛梨）	1,106	150	13.6%
全体	4,286	1,478	34.5%

注：平成28年4月1日時点

資料：琴平町

## (7) 景観

本町には瀬戸内海国立公園であり、名称・天然記念物に指定されている象頭山をはじめとし、多くの文化財が存在しています。文化財には金刀比羅宮の建築物群や金毘羅信仰に関連する歴史的な建造物などが指定されています。

### 主な景観資源

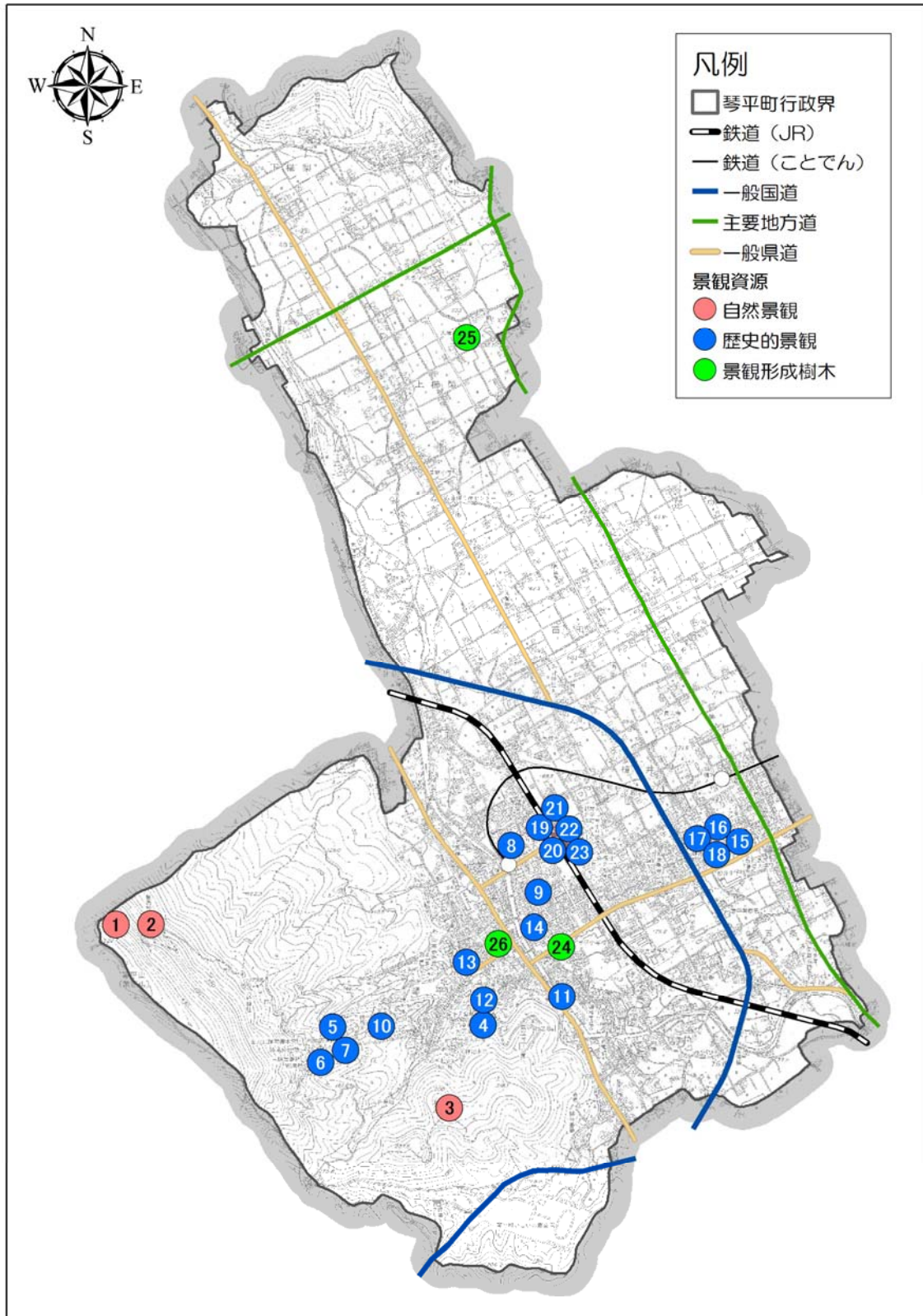
分類	No.	名 称	備 考
自 然 景 観	1	象頭山	瀬戸内海国立公園 名勝・天然記念物
	2、3	大麻山・愛宕山	香川の緑百選 ※象頭山も含む
歴史的 景 観	4	旧金毘羅大芝居	重要文化財（建造物）
	5	金刀比羅宮奥書院	重要文化財（建造物）
	6	金刀比羅宮旭社	重要文化財（建造物）
	7	金刀比羅宮表書院及び四脚門	重要文化財（建造物）
	8	高灯籠	重要有形民俗文化財
	9	並び燈籠	重要有形民俗文化財
	10	金刀比羅宮宝物館	登録有形文化財
	11	鞆橋	登録有形文化財
	12	琴平町公会堂	登録有形文化財
	13	こんびらうどん参道店（旧櫻屋旅館）	登録有形文化財
	14	へんこつ屋店舗	登録有形文化財
	15	丸尾醸造所東主屋	登録有形文化財
	16	丸尾醸造所西主屋	登録有形文化財
	17	丸尾醸造所原料蔵及び作業場	登録有形文化財
	18	丸尾醸造所西味噌蔵	登録有形文化財
景観形 成樹木	19	JR琴平駅本屋	登録有形文化財
	20	JR琴平駅陳列所1号	登録有形文化財
	21	JR琴平駅旅客上屋1号	登録有形文化財
	22	JR琴平駅旅客上屋2号	登録有形文化財
	23	JR琴平駅乗換跨線橋	登録有形文化財
	24	琴平町の大センダン	天然記念物
	25	大歳神社のシラカシ	香川の保存木
	26	金陵の郷の大楠	香川の保存木

資料：町資料、香川のみどり百選HP、香川の保存木HP

注：重要有形民俗文化財は、高灯籠、並び燈籠以外にも存在している。



## 景観資源の位置



象頭山 (1)、大麻山 (2)



旧金毘羅大芝居 (4)



琴平町の大センダン (24)

## 2. 住民意見

### (1) アンケート調査概要

『第4次琴平町総合計画（後期計画）』の策定にあたり、平成27年11月にまちづくりへの考えやまちづくりの満足度や重要度等についてアンケート調査を実施しました。

また、本都市計画マスタープランの策定にあたり、平成29年2月にアンケート調査を実施しました。

これらアンケート調査結果の概要を以下に示します。

#### アンケート調査の概要

調査名称	調査時期等	有効回答数	回収率
第4次琴平町総合計画（後期計画）	平成27年11月27日 ～12月11日	954票	38.2%
都市計画マスタープラン	平成29年2月9日 ～2月24日	1,031票	41.2%

#### 主なアンケート調査の項目

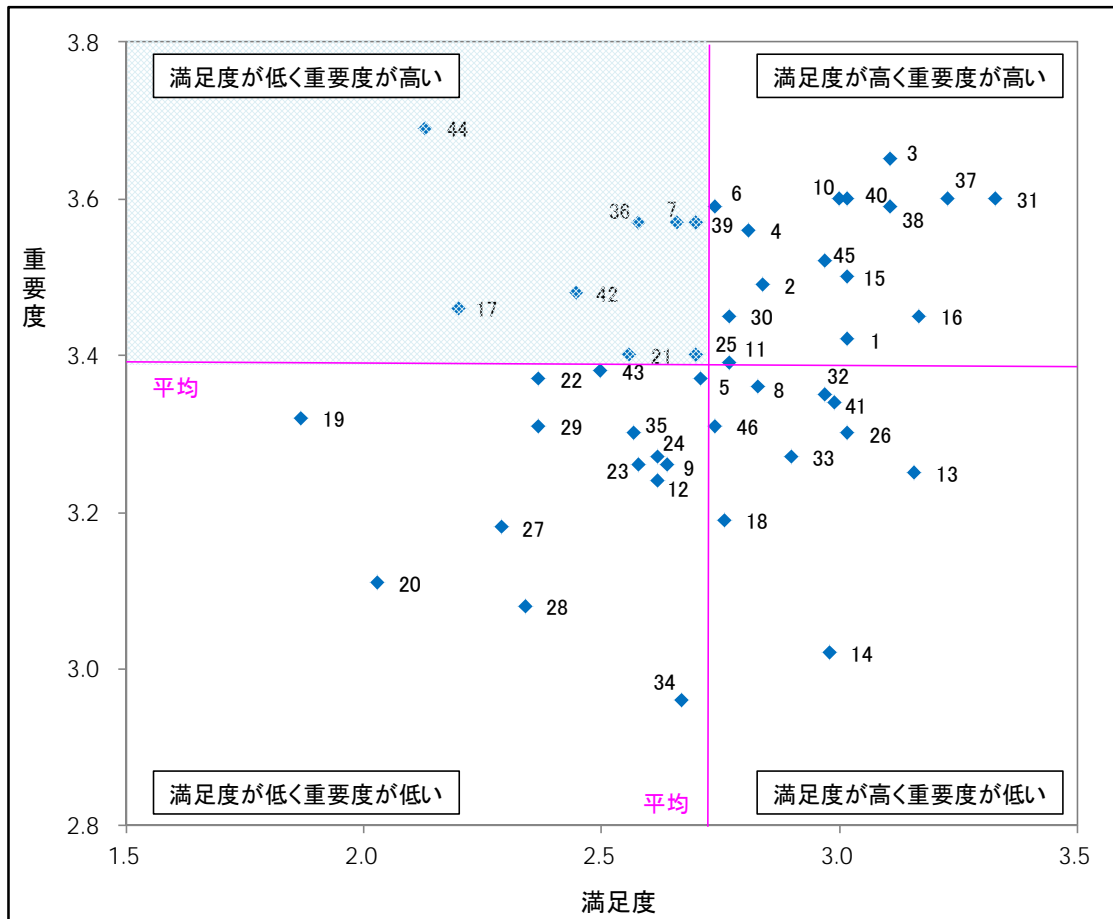
質問	実施分類	備考
<b>【まちづくりの現状について】</b>		
①施策に対する「満足度」と「重要度」について	第4次琴平町総合計画	複数選択回答
②協働のまちづくりの現状について	第4次琴平町総合計画	単一回答
<b>【将来のまちづくり全般について】</b>		
①今後の定住意向について	第4次琴平町総合計画	単一回答
②住み続けていくために必要なことについて	第4次琴平町総合計画	複数選択回答
③将来のまちづくりについて	都市計画マスタープラン	複数選択回答
④協働のまちづくりにおいて必要なこと	第4次琴平町総合計画	複数選択回答
<b>【産業について】</b>		
①産業の活性化・雇用の創出について	第4次琴平町総合計画	複数選択回答
②観光の振興について	第4次琴平町総合計画	複数選択回答
<b>【土地利用等について】</b>		
①住宅のあり方について	都市計画マスタープラン	複数選択回答
②商店・店舗のあり方について	都市計画マスタープラン	複数選択回答
<b>【都市基盤について】</b>		
①道路・交通の整備について	都市計画マスタープラン	複数選択回答
②公園・緑地の整備について	都市計画マスタープラン	複数選択回答
<b>【防災について】</b>		
①災害に強いまちづくりについて	都市計画マスタープラン	複数選択回答
<b>【景観について】</b>		
①景観を損ねている要素について	都市計画マスタープラン	複数選択回答
②景観づくりを進めていく上で重要なものについて	都市計画マスタープラン	複数選択回答
<b>【子育てについて】</b>		
①子育て・少子化対策について	第4次琴平町総合計画	複数選択回答

## (2) まちづくりの現状について

### ①施策に対する「満足度」と「重要度」について

現在、取り組んでいる46の施策に対し、満足度と重要度をそれぞれ横軸、縦軸に設定し、回答結果を集計してプロットするとともに、46項目の点数の平均点を算出し、グラフ上にラインを引いて4つのエリアに分類しました。

ここでは、『満足度が低く重要度が高い』項目を『優先度が高い項目』と定義し、左上エリアに位置するものをみると、「7 子育て支援の推進」、「17 労働環境の整備」、「21 観光の振興」、「25 生活道路の整備」、「36 防災対策」、「39 交通安全の推進」、「42 町政への住民意見の反映」、「44 健全な行財政運営」となっています。

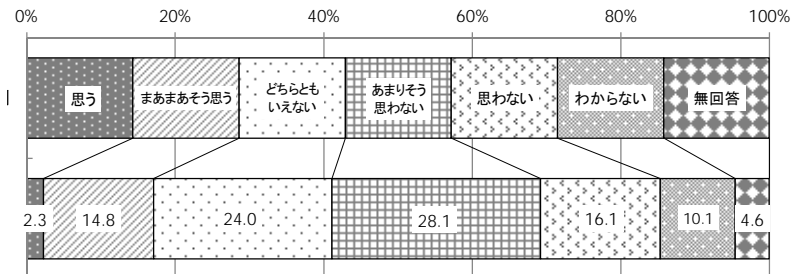


項目	満足度	重要度
1 健康づくりの推進	3.02	3.42
2 母子保健の推進	2.84	3.49
3 医療体制の整備	3.11	3.65
4 保険制度の運営	2.81	3.56
5 障がい者福祉の推進	2.71	3.37
6 介護・高齢者福祉の推進	2.74	3.59
7 子育て支援の推進	2.66	3.57
8 地域福祉の推進	2.83	3.36
9 住民福祉の推進	2.64	3.26
10 学校教育の充実	3.00	3.60
11 青少年の健全育成	2.77	3.39
12 生涯学習の推進	2.62	3.24
13 文化・芸術の振興	3.16	3.25
14 スポーツ活動の推進	2.98	3.02
15 環境保全	3.02	3.50
16 ごみの減量、省エネ、リサイクル対策	3.17	3.45
17 労働環境の整備	2.20	3.46
18 農林業の振興	2.76	3.19
19 商業の振興	1.87	3.32
20 工業の振興	2.03	3.11
21 観光の振興	2.56	3.40
22 市街地の整備	2.37	3.37
23 住宅地の整備	2.58	3.26
24 良好な景観の形成	2.62	3.27

項目	満足度	重要度
25 生活道路の整備	2.70	3.40
26 基幹道路の整備	3.02	3.30
27 公園の整備	2.29	3.18
28 河川の整備	2.34	3.08
29 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	2.37	3.31
30 下水道の整備	2.77	3.45
31 上水道の安定供給	3.33	3.60
32 人権意識の高揚	2.97	3.35
33 男女共同参画の推進	2.90	3.27
34 多文化共生の推進	2.67	2.96
35 公共交通の推進	2.57	3.30
36 防災対策	2.58	3.57
37 消防・救急体制の整備	3.23	3.60
38 防犯体制の整備	3.11	3.59
39 交通安全の推進	2.70	3.57
40 個人情報の保護	3.02	3.60
41 町の情報の発信	2.99	3.34
42 町政への住民意見の反映	2.45	3.48
43 協働のまちづくり	2.50	3.38
44 健全な行財政運営	2.13	3.69
45 行政サービスの向上	2.97	3.52
46 住民の自治意識の高揚	2.74	3.31
平均	2.73	3.39

## ②協働のまちづくりの現状について

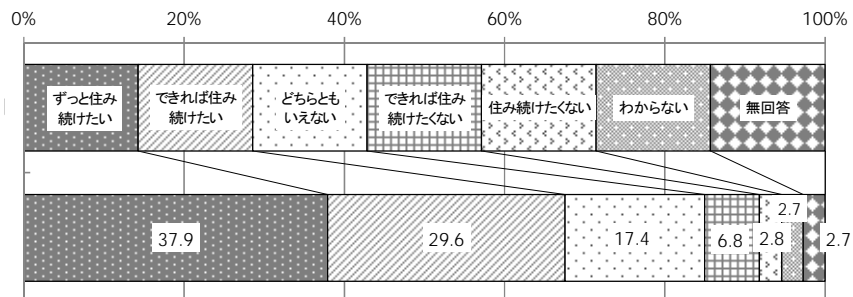
現在の琴平町が、協働してまちづくりに取り組んでいるかをたずねたところ、「思う」と回答した人が2.3%、「まあまあそう思う」の14.8%と合わせた“思う”人は17.1%となっています。一方、“思わない”（「思わない」（16.1%）、「あまりそう思わない」（28.1%）の合計）は44.2%となっており、協働のまちづくりが行われていると“思わない”人の割合の方が高くなっています。



## (3) 将来のまちづくり全般について

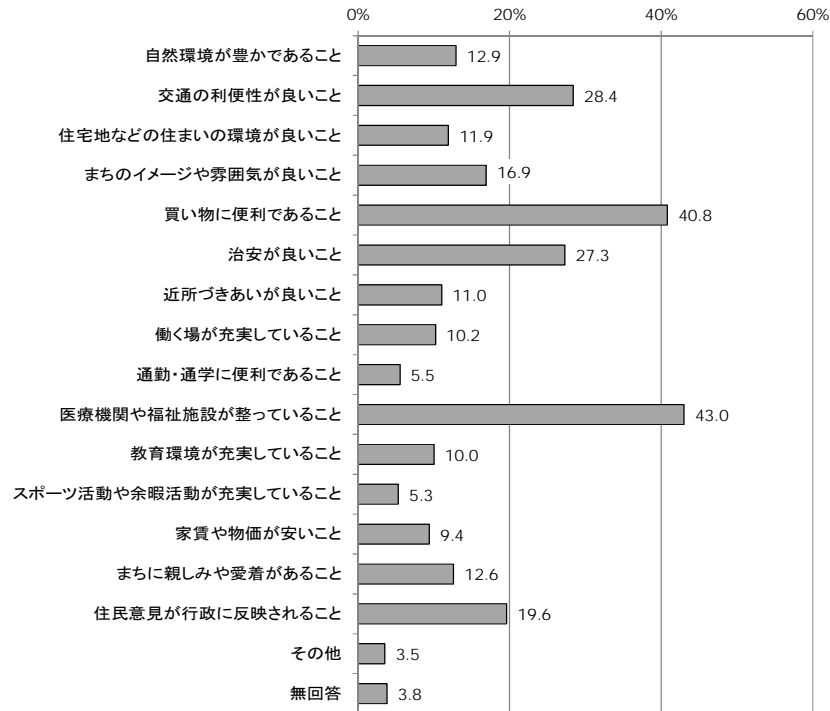
### ①今後の定住意向について

今後の定住意向をたずねたところ、「ずっと住み続けたい」と回答した人が37.9%、「できれば住み続けたい」の29.6%と合わせた“定住希望がある”人は67.5%となっています。一方、“定住希望がない”（「住み続けたくない」（2.8%）、「できれば住み続けたくない」（6.8%）の合計）は9.6%と“定住希望がある”割合を大きく下回っています。



## ②住み続けていくために必要なことについて

これからも琴平町で住み続けていくために必要なことをたずねたところ、「医療機関や福祉施設が整っていること」(43.0%)、「買い物に便利であること」(40.8%)が上位を占めており、以下「交通の利便性が良いこと」(28.4%)、「治安が良いこと」(27.3%)、「住民意見が行政に反映されること」(19.6%)、「まちのイメージや雰囲気が良いこと」(16.9%)などとなっています。



## ③将来のまちづくりについて

人口減少、少子高齢化時代において琴平町は将来どのようなまちづくりを進めていくのがよいかについてたずねたところ、「医療・福祉などの施設やサービスが充実したまち」(51.9%)が最も多く、以下「歴史や文化を生かした観光のまち」(42.6%)、「教育や子育てなどの施設やサービスが充実したまち」(37.4%)と続いており、医療・福祉施設等の不足や子どもの教育環境の不十分さをあげる割合が高くなっています。

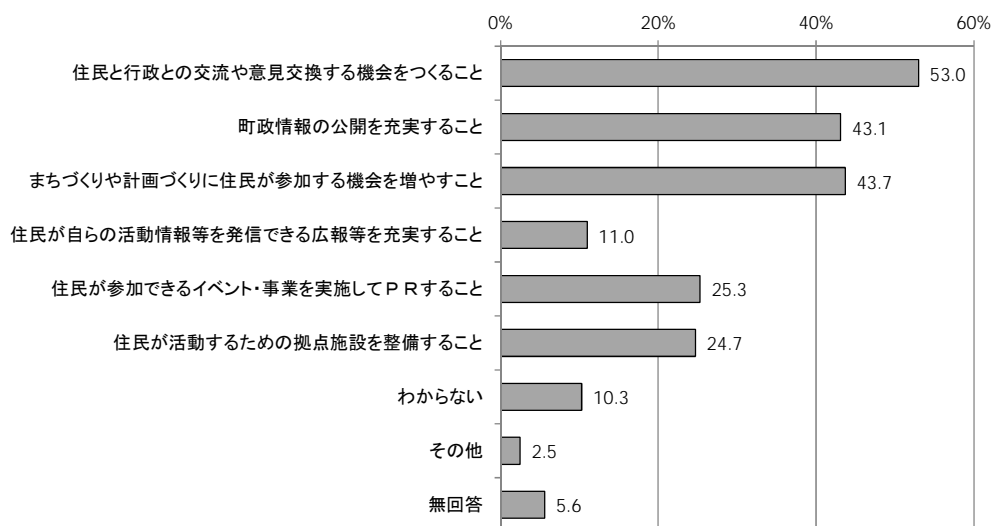
	割合 (%)	回答数
全体	100.0	1,031 人
(1) 豊かな自然を大切に、景観や環境に配慮したまち	22.4	231 人
(2) 田園環境が保全された農業の盛んなまち	5.7	59 人
(3) 中心市街地や参道周辺に店舗等が集積するにぎわいあるまち	21.3	220 人
(4) 歴史や文化を生かした観光のまち	42.6	439 人
(5) 住宅や店舗、公共施設等がまとまって存在する利便性の高いまち	25.9	267 人
(6) 道路、公園、下水道などの都市施設が充実したまち	12.4	128 人
(7) 鉄道やバスなどの公共交通が充実したまち	17.7	183 人
(8) 医療・福祉などの施設やサービスが充実したまち	51.9	535 人
(9) 教育や子育てなどの施設やサービスが充実したまち	37.4	386 人
(10) 災害対策や防犯等が充実した安全で安心して暮らせるまち	26.7	275 人
(11) 住民活動やコミュニティ活動が盛んなまち	8.0	82 人
(12) その他	3.2	33 人
無回答	0.4	4 人

グラフ単位：(%)



#### ④協働のまちづくりにおいて必要なこと

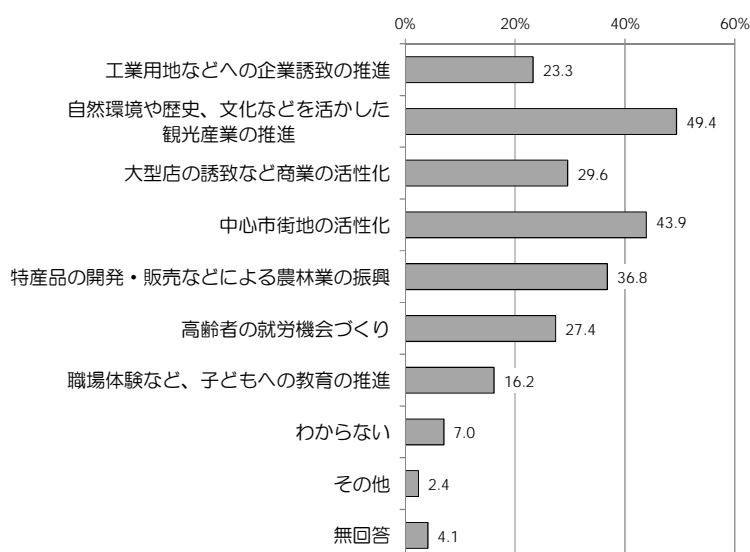
協働のまちづくりで必要なことについてたずねたところ、「住民と行政との交流や意見交換する機会をつくること」が53.0%と最も高くなっており、以下「まちづくりや計画づくりに住民が参加する機会を増やすこと」(43.7%)、「町政情報の公開を充実すること」(43.1%)、「住民が参加できるイベント・事業を実施してPRすること」(25.3%)、「住民が活動するための拠点施設を整備すること」(24.7%)となっています。



#### (4) 産業について

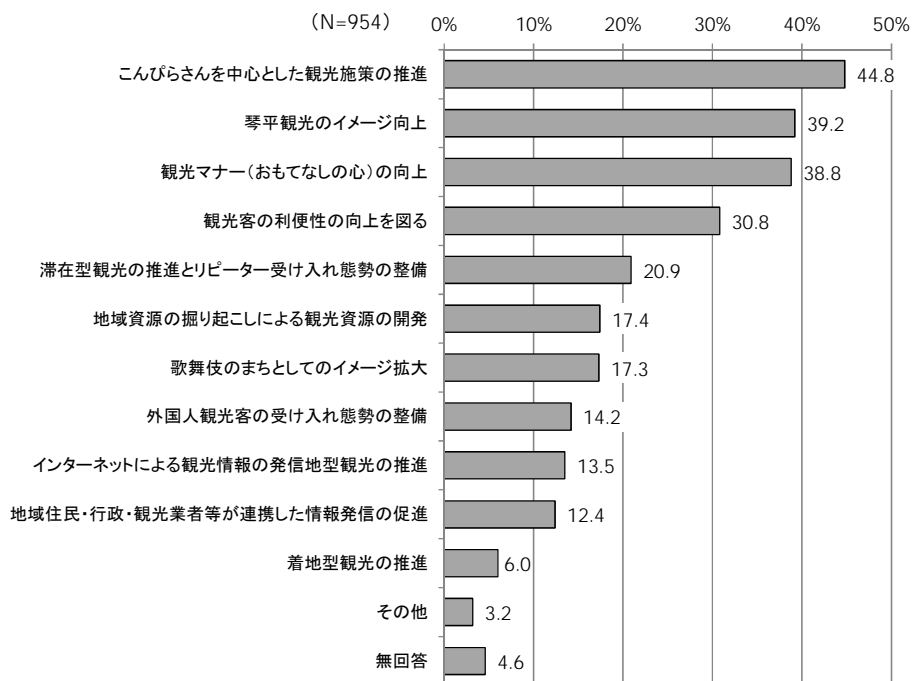
##### ①産業の活性化・雇用の創出について

琴平町の産業の活性化のために力を入れるべきことについてたずねたところ、「自然環境や歴史、文化などを活かした観光産業の推進」が49.4%と最も高く、以下「中心市街地の活性化」(43.9%)、「特産品の開発・販売などによる農林業の振興」(36.8%)、「大型店の誘致など商業の活性化」(29.6%)、「高齢者の就労機会づくり」(27.4%)、「工業用地などへの企業誘致の推進」(23.3%)となっています。



## ②観光の振興について

琴平町の観光の振興を図るために力を入れるべきことについてたずねたところ、「こんぴらさんを中心とした観光施策の推進」が44.8%と最も高くなっており、以下「琴平観光のイメージ向上」(39.2%)、「観光マナー（おもてなしの心）の向上」(38.8%)、「観光客の利便性の向上を図る」(30.8%)となっています。



## (5) 土地利用について

### ①住宅のあり方について

今後の住宅のあり方についてたずねたところ、「高齢者に配慮した住宅や若者向け住宅などニーズに応じた住宅の促進を図る」(54.2%)や「今の市街地に存在する空地、空家を住宅地として活用する」(53.2%)の割合がともに5割を超え、他の考えに比べて突出して高くなっています。一方、「現状のままでよく、これ以上住宅地を増やす必要はない」(13.2%)という意見も少なからずあります。

	割合 (%)	回答数
全体	100.0	1,031 人
(1) 今の市街地の建物(高さ)の中高層化を図り、土地の高度化利用を図る	2.6	27 人
(2) 今の市街地に存在する空地、空家を住宅地として活用する	53.2	549 人
(3) 駅周辺に新たな住宅地を供給する	7.8	80 人
(4) 市街地周辺の郊外地(農地、雑種地など)で宅地造成を行い、新たな住宅地を供給する	12.4	128 人
(5) 高齢者に配慮した住宅や若者向け住宅などニーズに応じた住宅の促進を図る	54.2	559 人
(6) 密集した市街地における建物の耐震化や耐火性を促進する	17.2	177 人
(7) 現状のままでよく、これ以上住宅地を増やす必要はない	13.2	136 人
(8) その他	2.7	28 人
無回答	1.0	10 人

グラフ単位: (%)

## ②商店・店舗のあり方について

今後の商店・店舗のあり方についてたずねたところ、「日用品を扱う店舗や飲食店等によって商店街の再生を図る」(40.7%)が最も多く、以下「飲食店、コンビニ等の沿道サービス型の店舗や地域に密着した日用品を扱う店舗等を郊外の幹線道路沿いに誘致する」(34.8%)、「様々な商品を扱う核となる商業施設をまちの中心に誘致する」(29.6%)、「駅周辺に商業施設や店舗を誘致する」(26.5%)、「現状のままでよい」(10.1%)となっており、商店街の再生を望む住民が多く、まちの中心・駅周辺・郊外の幹線道路沿いと、様々な場所での商業施設や店舗の誘致も望まれています。

	割合	回答数
全体	100.0	1,031 人
(1) 日用品を扱う店舗や飲食店等によって商店街の再生を図る	40.7	420 人
(2) 様々な商品を扱う核となる商業施設をまちの中心に誘致する	29.6	305 人
(3) 駅周辺に商業施設や店舗を誘致する	26.5	273 人
(4) 飲食店、コンビニ等の沿道サービス型の店舗や地域に密着した日用品を扱う店舗等を郊外の幹線道路沿いに誘致する	34.8	359 人
(5) 現状のままでよい	10.1	104 人
(6) その他	6.3	65 人
無回答	1.1	11 人

グラフ単位：(%)

## (6) 都市基盤について

### ①道路・交通の整備について

今後の道路・交通の整備についてたずねたところ、「交通弱者に対する公共施設や病院、商店への移動を支援する」(43.3%)が最も多く、以下「街路灯やミラー等の交通安全施設を整備する」(33.0%)、「歩道の設置や拡幅、段差を解消するなどの歩行空間を整備する」(28.6%)と続いています。第4位以下の考えもほぼ2割を超えていますが、「線路で分断されている自動車交通や歩行者交通の利便性を図る」(9.6%)は、関心が低くなっています。

	割合	回答数
全体	100.0	1,031 人
(1) 既存道路の拡幅整備や交差点の改良を図る	25.2	260 人
(2) 線路で分断されている自動車交通や歩行者交通の利便性向上を図る	9.6	99 人
(3) 駅の周辺に送迎用の駐車場を整備する	21.0	216 人
(4) バスの運行時間、便数、ルート等の改善による利便性の向上を図る	25.3	261 人
(5) 歩道の設置や拡幅、段差を解消するなどの歩行空間を整備する	28.6	295 人
(6) 街路灯やミラー等の交通安全施設を整備する	33.0	340 人
(7) 安全に走行できる自転車専用レーン、自転車道等を整備する	22.3	230 人
(8) 金毘羅街道や歴史資源などを結ぶ散策道路を整備する	23.2	239 人
(9) 交通弱者に対する公共施設や病院、商店への移動を支援する	43.3	446 人
(10) その他	4.4	45 人
無回答	1.1	11 人

グラフ単位：(%)

## ②公園・緑地の整備について

今後の公園・緑地の整備についてたずねたところ、「災害時の避難場所にもなる防災機能を有した公園や緑地を整備する」(40.4%)や「子どもが身近に利用できる遊び場を整備する」(39.2%)、「高齢者が身近に利用できる公園・散歩道を整備する」(31.2%)などの割合が高く、多目的に利用できる公園や緑地などの整備を希望しています。一方、「住宅、店舗、事業所等における敷地内緑化を推進する」は2.9%にとどまり、まとまったスペースでの整備が求められています。

	割合	回答数
全体	100.0	1,031 人
(1) 高齢者が身近に利用できる公園・散歩道を整備する	31.2	322 人
(2) 子どもが身近に利用できる遊び場を整備する	39.2	404 人
(3) 運動やイベントなど多目的に利用できる広場を整備する	19.5	201 人
(4) 河川の水辺空間など水と親しめる空間や河川緑地等を整備する	12.3	127 人
(5) 災害時の避難場所にもなる防災機能を有した公園や緑地を整備する	40.4	417 人
(6) 遊休農地や空地を広場、緑地などに利用できる仕組みをつくる	12.0	124 人
(7) 住宅、店舗、事業所等における敷地内緑化を推進する	2.9	30 人
(8) 森林、樹木などの緑地を保全する	6.2	64 人
(9) これ以上公園や緑地は必要でない	6.0	62 人
(10) その他	2.5	26 人
無回答	0.9	9 人

グラフ単位：(%)

## (7) 防災について

### ①災害に強いまちづくりについて

今後の災害に強いまちづくりのために取り組んでいく必要がある防災・減災対策についてたずねたところ、「学校やコミュニティ施設など多くの人が利用する施設や避難施設の耐震化を推奨する」(47.3%)が最も多く、以下「災害が予想される地域や被害予測について広く住民に情報を提供する」(32.1%)、「個人住宅の耐震化への支援を推進する」(29.6%)などハード面での考えの割合が高くなっています。一方、「防災意識の向上に向けた避難訓練の実施、講習会等により防災知識の向上を図る」は9.9%にとどまり、ソフト面での意識の向上への関心は低くなっています。

	割合	回答数
全体	100.0	1,031 人
(1) 学校やコミュニティ施設など多くの人が利用する施設や避難施設の耐震化を推進する	47.3	488 人
(2) 個人住宅の耐震化への支援を推進する	29.6	305 人
(3) 避難路や緊急輸送路の整備を推進する	24.7	255 人
(4) 災害が予想される地域や被害予測について広く住民に情報を提供する	32.1	331 人
(5) 災害時に互いに助け合う自主防災組織の設置、コミュニティの強化を図る	27.3	281 人
(6) 防災意識の向上に向けた避難訓練の実施、講習会等により防災知識の向上を図る	9.9	102 人
(7) その他	2.2	23 人
無回答	1.2	12 人

グラフ単位：(%)

## (8) 景観について

### ①景観を損ねている要素について

琴平町の景観を損ねている要素についてたずねたところ、「管理されていない空き店舗や空家」(68.4%)が突出して最も多く、以下「土砂の堆積やごみの浮遊等が見られる河川」(33.3%)、「不法投棄されたごみ」(26.6%)と続いています。また、「その他」の割合も11.4%となっており、主な意見として“参道周辺の駐車場への客引き”“小・中学校の老朽化”などがあります。

	回答数
全体	100.0 1,031 人
(1) 管理されていない空き店舗や空家	68.4 705 人
(2) 高さや色彩等が統一されていないまち並み	13.0 134 人
(3) 色彩やデザインが統一されていない広告看板	9.9 102 人
(4) 乱立した電柱や電線類	13.1 135 人
(5) 道路の清潔感(例:道路沿いの雑草や道路に落ちているごみなど)	19.8 204 人
(6) 道路に駐車している車両や駐輪している自転車等	12.2 126 人
(7) 道路を通行する多くの車両	5.5 57 人
(8) 土砂の堆積やごみの浮遊等が見られる河川	33.3 343 人
(9) 荒廃した農地	9.9 102 人
(10) 不法投棄されたごみ	26.6 274 人
(11) 農村部において開発された住宅や太陽光発電	2.7 28 人
(12) 特にない	3.7 38 人
(13) その他	11.4 118 人
無回答	1.6 17 人

グラフ単位:(%)

### ②景観づくりを進めていく上で重要なものについて

琴平町の景観づくりを進めていくうえで重要だと思うものについてたずねたところ、「JR琴平駅やことでん琴平駅の駅前のまちの顔となる景観」(44.9%)や「旧金毘羅大芝居や社寺等の歴史的建造物の保全」(40.5%)がいずれも4割を超えて上位を占めており、景観づくりを進めていくうえで重要と考えられています。

	回答数
全体	100.0 1,031 人
(1) 旧金毘羅大芝居や社寺等の歴史的建造物の保全	40.5 418 人
(2) ホテル、旅館、お土産店などの商業施設の良好な景観	24.2 249 人
(3) JR琴平駅やことでん琴平駅の駅前のまちの顔となる景観	44.9 463 人
(4) 金毘羅街道の顕在化と景観の保全	17.4 179 人
(5) 国道319号沿道の商業施設の良好な景観の形成	11.1 114 人
(6) 金倉川、満濃川、平松川、買田川などの水辺の景観の保全	27.1 279 人
(7) その他	3.4 35 人
無回答	3.4 35 人

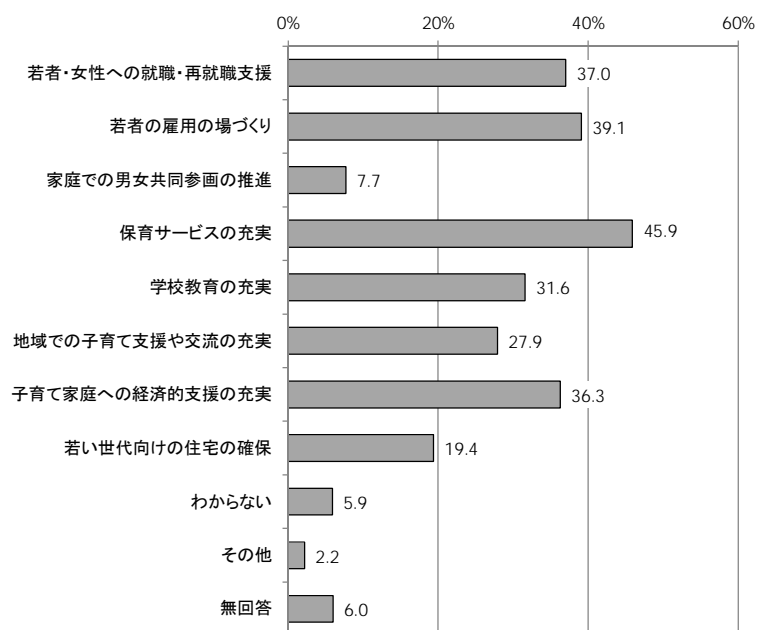
グラフ単位:(%)



## (9) 子育てについて

### ①子育て・少子化対策について

琴平町が子育てしやすいまちになるために力をいれるべきことについてたずねたところ、「保育サービスの充実」が45.9%と最も高く、以下「若者の雇用の場づくり」(39.1%)、「若者・女性への就職・再就職支援」(37.0%)、「子育て家庭への経済的支援の充実」(36.3%)、「学校教育の充実」(31.6%)、「地域での子育て支援や交流の充実」(27.9%)、「若い世代向けの住宅の確保」(19.4%)となっています。



### 3. まちづくりにおける課題

#### (1) 本町の現状と特性

##### ①人口・世帯数

- ・本町の人口は減少傾向にあり、その割合は香川県と比べて大きなものとなっています。地区別にみると、琴平地区における減少が大きく、町全体における減少の約4割を占めています（平成12年と平成27年の比較）。  
また、同様に本町の世帯数も減少傾向にあります。
- ・年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）は減少していますが、老年人口は増加しており、その割合は38.9%（平成27年）となっています。
- ・従来までは、本町から他市町に働きに出ている人より、他市町から本町に働きに来ている人が多くいましたが、近年（平成22年）では、本町から他市町に働きに出ている人の方が多くなっています。

##### ②産業

- ・にんにくの生産量は県下1位ですが、販売農家数、販売農家農業就業人口も減少傾向にあります。
- ・工業における事業者数は、下げ止まりとなっており、従業者数及び製造品出荷額等は、近年では少し増加傾向に転じています。
- ・本町では卸売業・小売業の就業者が最も多く、宿泊業・飲食サービス業の就業者が占める割合も県内の他市町と比べて高くなっています。しかしながら、卸売業・小売業における事業所数、従業者数は減少しており、年間商品販売額も減少しています。
- ・金刀比羅宮には多くの観光客が訪れています。  
また、金刀比羅宮と他の施設では、入込客数に大きな差が生じています。
- ・住民意見によると、自然環境、歴史・文化などを活かした観光産業の推進やこんぴらさんを中心とした観光施策の推進が望まれています。

##### ③土地利用・法規制

- ・田が全体の約32%を占めており、畑、原野、宅地、雑種地と合わせた可住地面積の割合は54%となっています。
- ・過去10年程度の開発は、榎井、苗田、五條地区において比較的多くみられ、内訳は住宅開発が5割を占めています。  
一方、空き家は、琴平、榎井地区において多く存在しています。

##### ④都市基盤

- ・主要地方道及び町道における改良率が低くなっており、整備が望まれます。  
また、国道377号の混雑度が1.7と大きな値となっています。
- ・住民意見によると、満足度が低く重要度が高いものとして、生活道路の整備があげられているほか、交通弱者に対する移動の支援が望まれています。
- ・公共交通は、電車、バス等がありますが、町南部エリアを中心に運行しているため、北部エリアの住民には利用が不便なものとなっています。  
また、バリアフリー化に対応できていない駅も存在します。
- ・公園の面積は大きいですが、数が少ないために住民が身近に利用できる空間が少ないとい

---

えます。

また、住民意見によると、防災機能を有した公園や緑地の整備が望まれています。

- 上水道の普及率は、約 100%を維持しています。下水道普及率は、50%を下回っています。

#### ⑤防災

- 指定避難所兼指定緊急避難場所に指定されている施設の内、耐震改修が出来ていない施設が存在しており、早急な対応が必要となっています。
- 住民意見によると、防災対策については、満足度が低く重要度が高いものとしてあげられており、人が多く利用する施設や避難施設の耐震化の推進が望まれています。
- 土器川、金倉川の浸水想定区域となっている地域や土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が存在しています。
- 自主防災組織の設置率は、町全体でも 4 割以下となっており、地区によって大きな差が生じています。

#### ⑥景観

- 名勝・天然記念物に指定されている象頭山をはじめとし、重要文化財や重要有形民俗文化財等の景観資源がまとまって存在しています。
- 住民意見によると、管理されていない空き店舗や空き家などが、景観を損ねている要素と考えられています。

これらを踏まえて、本町が有する現状や特性を内的要因として「強み」、「弱み」に分類し、また、本町を取り巻く社会情勢等から外的要因として「機会」、「脅威」として整理をします。

表 琴平町の主な強み、弱み

内的要因		
強み	産 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• にんにくの生産量は、県下 1 位を誇っており、関連商品も開発されています。</li> </ul>
	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• コンパクトな町域であり、平地が多く、可住地面積の割合は 54% となっていますが、開発圧力はさほど高くなく、無秩序な開発はみられません。また、様々な都市機能の施設が比較的まとまって集積しています。</li> </ul>
	観光、景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 県下でも有数の観光地で、多くの観光客が訪れています。また、歴史的・文化資源がまとまって多く残っています。</li> </ul>
弱み	人 口	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人口は減少傾向にあり、中でも琴平地区における減少が大きくなっています。</li> <li>• 年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は減少していますが、老年人口は増加しています。</li> </ul>
	産 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 卸売業・小売業における事業所数、従業者数が減少しています。</li> </ul>
	都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主要地方道及び町道における改良率が低くなっています。また、国道 377 号の混雑度が 1.7 と大きな値となっています。</li> <li>• 公共交通は、電車、バス等がありますが、町南部エリアを中心に運行しているため、北部エリアの住民には利用が不便なものとなっています。また、バリアフリー化に対応できていない駅も存在します。</li> <li>• 公園の数が少ないため、住民が身近に利用できる空間が不足しています。</li> <li>• 下水道普及率は 50% を下回っています。</li> </ul>
	防 災	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 指定避難所兼指定緊急避難場所に指定されている施設において、耐震改修が出来ていない施設が存在しています。</li> <li>• 土器川、金倉川の浸水想定区域となっている地域に多くの方が居住をしています。また、土砂災害特別警戒区域に隣接した居住地が存在しています。</li> <li>• 自主防災組織の設置率は、4 割以下となっており、共助の体制が十分とは言えません。</li> </ul>

表 琴平町を取り巻く主な機会、脅威

外的要因		
機会	産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>和食がユネスコの無形文化遺産に登録されました（平成 25 年）。また、日本酒が地理的表示に指定されました（平成 27 年）。</li> <li>瀬戸内ブランドに認定された琴平町の商品が誕生しています。</li> </ul>
	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能を集積し、それらを公共交通でネットワークするコンパクト＋ネットワークの都市構造が求められています。</li> </ul>
	観光、景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人観光客数が増加しています。</li> <li>瀬戸内国際芸術祭など県内で新しい活動が行っています。</li> </ul>
脅威	人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの自治体で人口減少、高齢化が進行しています。</li> </ul>
	産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度（2018 年度）から、米の減反政策の廃止が予定されています。</li> </ul>
	防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な地震が発生する確率が高まっており、国においても防災に対する様々な取組みが推進されています。</li> </ul>

<参考資料：近年の防災に関する国の主な動きについて>

<p>●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」の施行          大量に発生する災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を実現し、災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防止するため、法制度の整備を実施し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」が平成 27 年 7 月 17 日に公布、8 月 6 日に施行されたのを受け、『大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針』（平成 27 年 11 月）が策定されました。当該指針において、市町村は大規模災害時の実効性のある災害廃棄物処理計画等を平時に策定、あるいは策定済みの災害廃棄物処理計画等を見直すとされています。</p>
<p>●「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行          平成 26 年 8 月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずることとし、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が平成 27 年 1 月 18 日に施行されました。</p>
<p>●「水防法等の一部を改正する法律案」の閣議決定          近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る「水防法等の一部を改正する法律案」が平成 29 年 2 月 10 日に閣議決定されました。          これにより、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報として住民へ周知する制度を創設されるとともに、洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務化されることとなります。</p>



## (2) 本町の主要課題

### ①人口減少、少子化及び超高齢社会への対応

本町の人口は、昭和 30 年（15,046 人）をピークに減少しており、平成 27 年には約 9,186 人にまで減少しています。一方で、高齢化の進行は著しく、平成 27 年には高齢化率が約 39%となっています。

今後も、これらの傾向は継続すると想定される中、働く場の創出や良好な労働環境の構築に向けた支援を行うとともに、子育て世代にとって子どもを産み育てやすい環境や高齢者にとって移動手段が確保され、健康増進、人々との交流などを通して元気で暮らしやすい環境といった様々な世代のニーズに対応したまちづくりが求められています。

### ②来訪・回遊しやすい交流環境の構築

金刀比羅宮は「金毘羅さん」の呼び名で親しまれ、昔から「金毘羅参り」と称して多くの人が参拝していたと言われ、現在でも県下における主要な観光地として県内外から多くの人々が訪れています。このため、観光客を対象とした小売業や宿泊業、飲食サービス業等は本町の主たる産業となっています。

観光による交流人口の増加は、経済の好循環による就業機会の増加や本町の魅力を町外に広くアピールすることとなり、本町への移住のきっかけや後押しにつながると考えられます。

しかしながら、卸売業・小売業の事業所数の減少等により空き店舗が発生するなど、良好な商業空間の維持が課題となっています。

また、観光資源が比較的まとまったエリアに存在するものの、金刀比羅宮への来訪者と周辺の観光施設との来訪者数の差は歴然で、来訪者が訪れやすい環境づくりや歴史的資源を上手につなげ、活用することが求められています。

さらには、平成 28 年（2016 年）の訪日外国人観光客数の推計値は、前年比 22%増の約 2,404 万人となっており、近年増加しているインバウンドにも対応した観光サービスの提供も求められています。

### ③歴史・景観資源の保全と活用

本町には、歴史的・文化的な資源が多く存在し、中でも金刀比羅宮に関連する様々な建築物、行事等は他の地域では観ることができないものとなっています。

アンケート調査の結果によると、景観づくりには旧金毘羅大芝居や社寺等の歴史的建造物の保全が重要といった回答が多くありました。一方で、歴史的な建築物は、個人や事業者等が所有しているケースもあり、保存や活用について個人や事業者の理解と協力がが必要です。

また、歴史的・文化的な資源の周辺に存在する建築物等も含めて、一体的で良好な景観を形成していく必要があることから、空き店舗や空き家などが良好な景観を阻害する要因となります。

このような歴史的・文化的な建築物や景観は、一度、失われてしまうと元に戻すことは困難であることから、これらを守り、後世に伝えていく仕組みが必要です。

さらには、点在する歴史的・文化的な資源を観光に活用し、魅力を高めていくことが求められています。

### ④効率的な公共施設等の再編と整備

町道等の改良率が低くなっており、アンケート調査の結果からも望まれる施策の優先度の高い項目として、生活道路の整備があげられています。また、公園の数が少ないことから、

---

住民が身近に利用できる公園も求められています。

その一方で、公共建築物や道路、橋りょう、上下水道等の都市基盤施設の老朽化が進行し、補修や更新の費用が増加していくことが懸念されます。

今後、財政状況は益々厳しくなると想定される中、地域の特性を考慮しつつ、将来のまちの構造・骨格を考え、公共建築物の統廃合、複合化を推進するなど、効率的な公共施設等の整備が求められています。

#### ⑤災害リスクへの対応

日本各地で大規模な地震や風水害等が発生しており、様々な災害のリスクが高まっています。本町においても地震による被害や風水害、土砂災害の危険性が懸念されており、アンケート調査の結果からも望まれる施策の優先度の高い項目として、防災対策があげられています。

このようなことから、今後、震災、風水害、土砂災害等を未然に防ぐ防災や被害を最小限に食い止める減災に向けた取組みが求められています。

## 本町の現状と特性

### ①人口・世帯数

- 本町の人口は減少傾向にあり、その割合は香川県と比べて大きなものとなっています。地区別にみると、琴平地区における減少が大きく、町全体における減少の約4割を占めています（平成12年と平成27年の比較）。
- 年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）は減少していますが、老年人口は増加しており、その割合は38.9%（平成27年）となっています。
- 近年（平成22年）では、他市町から本町に働きに来ている人より、本町から他市町に働きに出ている人の方が多くなっています。

### ②産業

- にんにくの生産量は県下1位ですが、販売農家数、販売農家農業就業人口も減少傾向にあります。
- 工業における事業者数は、下げ止まりとなっており、従業者数及び製造品出荷額等は、近年では少し増加傾向に転じています。
- 本町では卸売業・小売業の就業者が最も多く、宿泊業・飲食サービス業の就業者が占める割合も県内の他市町と比べて高くなっています。しかしながら、卸売業・小売業における事業所数、従業者数は減少しており、年間商品販売額も減少しています。
- 金刀比羅宮には多くの観光客が訪れていますが、平成27年は大きく落ち込んでいます。また、金刀比羅宮と他の施設では、入込客数に大きな差が生じています。
- 住民意見によると、自然環境、歴史・文化などを活かした観光産業の推進やこびらさんを中心とした観光施策の推進が望まれています。

### ③土地利用・法規制

- 田が全体の約32%を占めており、畑、原野、宅地、雑種地と合わせた可住地面積の割合は54%となっています。
- 過去10年程度の開発は、榎井、苗田、五條地区において比較的多くみられ、内訳は住宅開発が5割を占めています。一方、空き家は、琴平、榎井地区において多く存在しています。

### ④都市基盤

- 主要地方道及び町道における改良率が低くなっており、整備が望まれます。また、国道377号の混雑度が1.7と大きな値となっています。
- 住民意見によると、満足度が低く重要度が高いものとして、生活道路の整備があげられているほか、交通弱者に対する移動の支援が望まれています。
- 公共交通は、電車、バス等がありますが、町南部エリアを中心に運行しているため、北部エリアの住民には利用が不便なものとなっています。また、バリアフリー化に対応できていない駅も存在します。
- 公園の面積は大きいですが、数が少ないために住民が身近に利用できる空間が少ないといえます。また、住民意見によると、防災機能を有した公園や緑地の整備が望まれています。
- 上水道の普及率は、約100%を維持しています。下水道普及率は、50%を下回っています。

### ⑤防災

- 指定避難所兼指定緊急避難場所に指定されている施設の内、耐震改修が出来ていない施設が存在しており、早急な対応が必要となっています。
- 住民意見によると、防災対策については、満足度が低く重要度が高いものとしてあげられており、人が多く利用する施設や避難施設の耐震化の推進が望まれています。
- 土器川、金倉川の浸水想定区域となっている地域や土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が存在しています。
- 自主防災組織の設置率は、町全体でも4割以下となっており、地区によって大きな差が生じています。

### ⑥景観

- 名勝・天然記念物に指定されている象頭山をはじめとし、重要文化財や重要有形民俗文化財等の景観資源が比較的まとまって存在しています。
- 住民意見によると、管理されていない空き店舗や空き家などが、景観を損ねている要素と考えられています。

## 本町の主要課題

### ①人口減少、少子化及び超高齢社会への対応

本町の人口は、昭和30年(15,046人)をピークに減少しており、平成27年には約9,186人にまで減少しています。一方で、高齢化の進行は著しく、平成27年には高齢化率が約39%となっています。

今後も、これらの傾向は継続すると想定される中、働く場の創出や良好な労働環境の構築に向けた支援を行うとともに、子育て世代にとって子どもを産み育てやすい環境や高齢者にとって移動手段が確保され、健康増進、人々との交流などを通して元気で暮らしやすい環境といった様々な世代のニーズに対応したまちづくりが求められています。

### ②来訪・回遊しやすい交流環境の構築

金刀比羅宮は、「金毘羅さん」の呼び名で親しまれ、昔から「金毘羅参り」と称して多くの人が参拝していたと言われ、現在でも県下における主要な観光地として県内外から多くの人が訪れています。このため、観光客を対象とした小売業や宿泊業、飲食サービス業等は本町の主たる産業となっています。

観光による交流人口の増加は、経済の好循環による就業機会の増加や本町の魅力を町外に広くアピールすることとなり、本町への移住のきっかけや後押しにつながると考えられます。しかしながら、卸売業・小売業の事業所数の減少等により空き店舗が発生するなど、良好な商業空間の維持が課題となっています。

また、観光資源が比較的まとまったエリアに存在するものの、金刀比羅宮への来訪者と周辺の観光施設との来訪者数の差は歴然で、来訪者が訪れやすい環境づくりや歴史的資源を上手につなげ、活用することが求められています。

さらには、平成28年(2016年)の訪日外国人観光客数の推計値は、前年比22%増の約2,404万人となっており、近年増加しているインバウンドにも対応した観光サービスの提供も求められています。

### ③歴史・景観資源の保全と活用

本町には歴史的・文化的な資源が多く存在し、中でも金刀比羅宮に関連する様々な建築物、行事等は他の地域では観ることができないものとなっています。

アンケート調査の結果によると、景観づくりには旧金毘羅大芝居や社寺等の歴史的建造物の保全が重要といった回答が多くありました。一方で、歴史的な建築物は、個人や事業者等が所有しているケースもあり、保存や活用について個人や事業者の理解と協力が必要です。

また、歴史的・文化的な資源の周辺に存在する建築物等も含めて、一体的で良好な景観を形成していく必要があることから、空き店舗や空き家などが良好な景観を阻害する要因となります。

このような歴史的・文化的な建築物や景観は、一度、失われてしまうと元に戻すことは困難であることから、これらを守り、後世に伝えていく仕組みが必要です。

さらには、点在する歴史的・文化的な資源を観光に活用し、魅力を高めていくことが求められています。

### ④効率的な公共施設等の再編と整備

町道等の改良率が低くなっており、アンケート調査の結果からも望まれる施策の優先度の高い項目として、生活道路の整備があげられています。また、公園の数が少ないことから、住民が身近に利用できる公園も求められています。

その一方で、公共建築物や道路、橋りょう、上下水道等の都市基盤施設の老朽化が進行し、補修や更新の費用が増加していくことが懸念されます。

今後、財政状況は益々厳しくなると想定される中、地域の特性を考慮しつつ、将来のまちの構造・骨格を考え、公共建築物の統廃合、複合化を推進するなど、効率的な公共施設等の整備が求められています。

### ⑤災害リスクへの対応

日本各地で大規模な地震や風水害が発生しており、様々な災害のリスクが高まっています。本町においても地震による被害や風水害、土砂災害の危険性が懸念されており、アンケート調査の結果からも望まれる施策の優先度の高い項目として、防災対策があげられています。

このようなことから、今後、震災、風水害、土砂災害等を未然に防ぐ防災や被害を最小限に食い止める減災に向けた取り組みが求められています。

### 基本目標①

#### 快適な暮らしのまちづくり

- 市街地空洞化対策の推進
- 歩行空間や移動環境の充実
- 防災、減災に向けた取り組みの強化

### 基本目標②

#### 魅力あふれる交流のまちづくり

- 温かい世代間交流や地域交流づくり
- 賑わいの商業空間づくり
- 誇りが持てる居心地のよい景観の形成

### 基本目標③

#### 連携と調和のまちづくり

- 産業間連携の推進
- 近隣市町間連携の促進
- 行政と住民、民間との協働体制の強化

## 第3章 全体構想

### 1. まちづくりの目標

#### (1) 基本理念

先述の住民へのアンケート調査（本町の将来のまちづくりの方向性に関する質問）の回答に代表されるように、「医療・福祉などの施設やサービスが充実したまち」や「教育や子育てなどの施設やサービスが充実したまち」を望む声が上位にあげられたほか、「歴史や文化を生かした観光のまち」を望む声も多くありました。

このことは、住民目線でのまちづくりが必要であると同時に、本町のもう一つの顔である観光のまちという視点に立ち、訪れる人をもてなすといったまちづくりが必要であることを表していると考えられます。

これらの考えは、『第4次琴平町総合計画』においても、「住んでいる人々」、「訪れる人々」みんなが満足できるまちづくりへの取組みを進めていくことが必要であると位置づけられており、同計画の基本理念を、「住んでよし 訪れてよし ことひら」と設定しています。

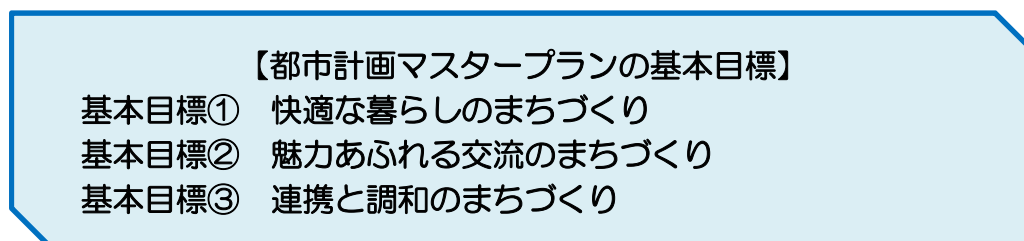
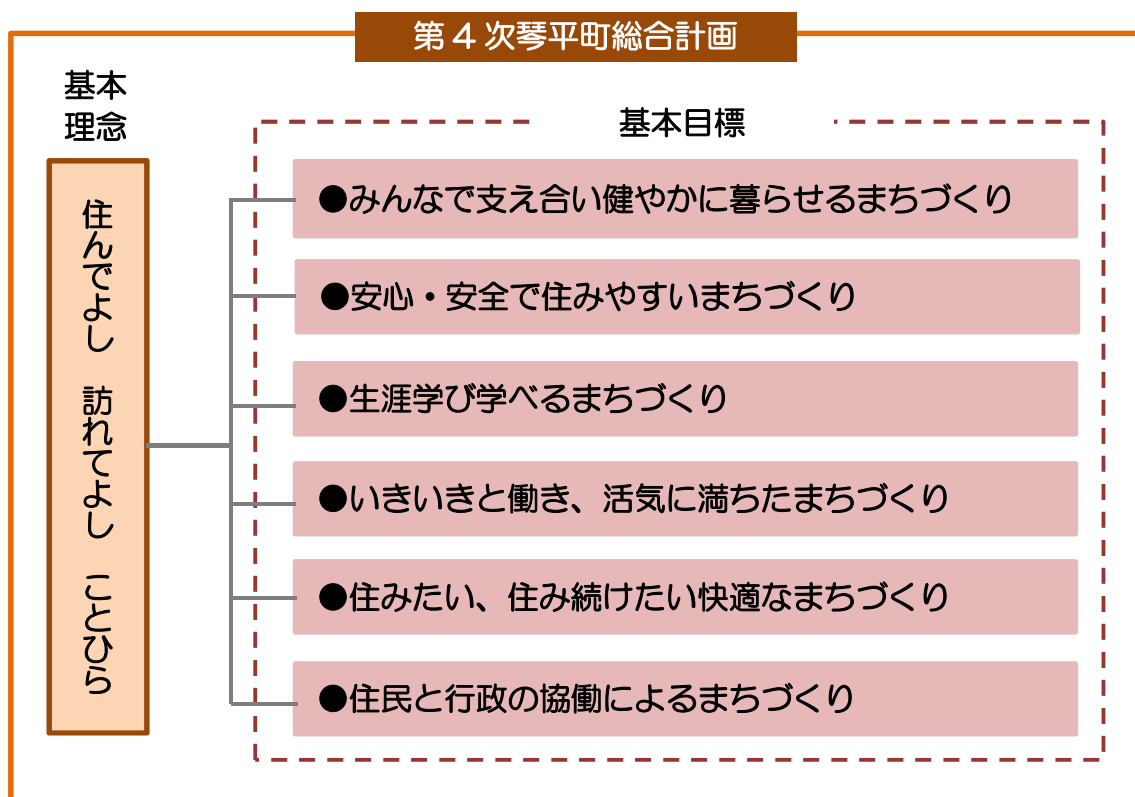
本都市計画マスタープランにおいても、「住んでいる人々」、「訪れる人々」を個々に考えるのではなく、全ての人々が満足できるまちづくりの精神を受け継ぐものとし、基本理念を同様の、「住んでよし 訪れてよし ことひら」とします。

#### 基本理念

「住んでよし 訪れてよし ことひら」

## (2) 基本目標

本都市計画マスタープランは、前述の基本理念「住んでよし 訪れてよし ことひら」を踏まえて、『第4次琴平町総合計画』における基本目標とも整合を図りながら、以下のように設定します。



### 基本目標① 快適な暮らしのまちづくり

#### ・市街地空洞化対策の推進

本町は、東西 3.3 km、南北 5.3 km の町域を有した非常にコンパクトなまちであり、開発圧力がさほど高くないことから、他の市町でみられるような、農村部における無秩序な宅地化が進んできた訳ではありません。むしろ、従来から市街地が形成されていた琴平、榎井地区における人口減少が大きくなっており、空洞化が懸念されます。

今後は、市街地の空洞化を防ぐために、空き家情報の発信や住環境対策等を充実させるとともに、増加している空き店舗対策を図り、良好な住環境や賑わいのある商業空間を創出します。



---

- **歩行空間や移動環境の充実**

コンパクトなまちである利点を生かし、医職住や学校が近接する利便性の高い土地利用を図り、これらの施設間を安全に移動できる歩行空間が整備されたまちを目指します。

また、近くに病院・診療所、店舗等が存在しない地域は、公共交通サービスの充実を図り、地域的な不便差が生じない移動環境の充実を目指します。

- **防災、減災に向けた取組みの強化**

今後、発生すると考えられる大規模な地震に対応するために、公共施設等の耐震化を推進するとともに避難路、オープンスペースの確保、さらには風水害、土砂災害に対する予防対策の実施や行政と地域住民が一体となった防災、減災に向けた取組みを進め、安心して暮らせるまちを目指します。

## 基本目標② 魅力あふれる交流のまちづくり

- **温かい世代間交流や地域交流づくり**

本町の高齢化率は、香川県より9ポイントも高い約39%となっています。高齢者が健康で生き生きと暮らしていくためには、肉体的な健康増進とともに、精神的な充足として家族との団らんのある生活スタイルや知人、地域と触れ合える場づくりが必要です。

また、少子化対策については、安心して子どもを産み育てることができる環境や教育環境の充実が必要と考えられます。

このため、二世帯家族等に対して同居や近居などを幅広く支援するほか、若者や子育て世代、高齢者が互いに交流しながら支え合って生活できるまちづくりを目指します。

現在、本町では少子化により小学校の生徒数が減少していますが、集団生活の中において社会性や規範意識等の育成を図るためにも一定数以上の集団規模が必要です。より整った教育環境を構築するためにも小学校の統廃合を推進し、さらにはより一層の地域との交流が深められる小学校を目指します。

- **賑わいの商業空間づくり**

本町の主たる産業の一つに観光客を対象とした卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業があり、一昔前までは、本町から他市町に働きに出る人と比べて他市町から本町に働きに来る人の数が多くいました。しかしながら、近年の卸売業・小売業における事業所の減少に象徴されるように働く場が減少しているといえます。

働く場の創出は、他市町からの雇用を受け入れるだけでなく、U・I・Jターンを促進することにもなり、本町が新たな居住の場として選ばれることにもつながります。

このことから、来訪者が回遊しながら買物等を楽しめる賑わいの商業空間の創出を目指します。

- **誇りが持てる居心地のよい景観の形成**

本町らしい歴史的・文化的な資源が残る中、それら資源と一体となった居心地のよいまち並みや良好な景観を形成することにより、住む人がそれらに誇りや愛着を感じることができるとともに、来訪者が快適に散策しながら歴史的・文化的な資源と出会い、何度も訪れたいようなまちを目指します。

---

## 基本目標③ 連携と調和のまちづくり

### ・産業間連携の推進

本町の北部には田園地帯が広がり、稲作やにんにく、レタス等の野菜の栽培が盛んで、中でもにんにくは、オリジナルな商品も開発されており、金刀比羅宮の参道の店舗等で販売されています。

農地の保全を図るとともに農商工連携を推進し、琴平のブランドづくりを目指すとともに、生産、加工、流通・販売までの6次産業化が町内で実施できるメリットを生かして農業と観光のつながりを強化し、産業間連携による地産地消や雇用の創出を目指します。

### ・近隣市町間連携の促進

今後、財政状況は益々厳しくなると想定される中、公共建築物の統廃合、複合化を推進するとともに、周辺の市町と協力して施設を広域にて分担して保持する視点も必要となっており、新たに整備が必要な給食センターは、普通寺市、多度津町、琴平町においてPFI方式の事業として共同設置を図る予定です。

また、金刀比羅宮へと続く金毘羅街道は、近隣の市町から本町へとつながっており、現在も当時の面影を残しています。これらを歴史資源と捉え、周辺市町と協力しながら保全を図るとともに、近隣市町に存在する観光資源等と連携した広域的な観光の取組みも必要です。

このように広域の市町間において、機能の役割分担や連携を強化したまちづくりを目指します。

### ・行政と住民、民間との協働体制の強化

住民アンケートにおける協働のまちづくりに関する質問では、「住民と行政との交流や意見交換する機会をつくること」、「まちづくりや計画づくりに住民が参加する機会を増やすこと」といった回答が多くあり、今までの行政主導のまちづくりから住民主体のまちづくりへの転換が求められています。

また、住民だけではなく、事業者等も含めて民間のノウハウをまちづくりに生かすことも必要となっています。

このようなことから、住民が自ら考え、行政、住民、事業者が協働してまちづくりに取り組むことを目指します。

### (3) 将来フレーム

本町の将来人口については、今後も減少することが想定されており、平成 27 年 10 月に策定した『琴平町人口ビジョン』、『琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略』において、以下のように設定しています。

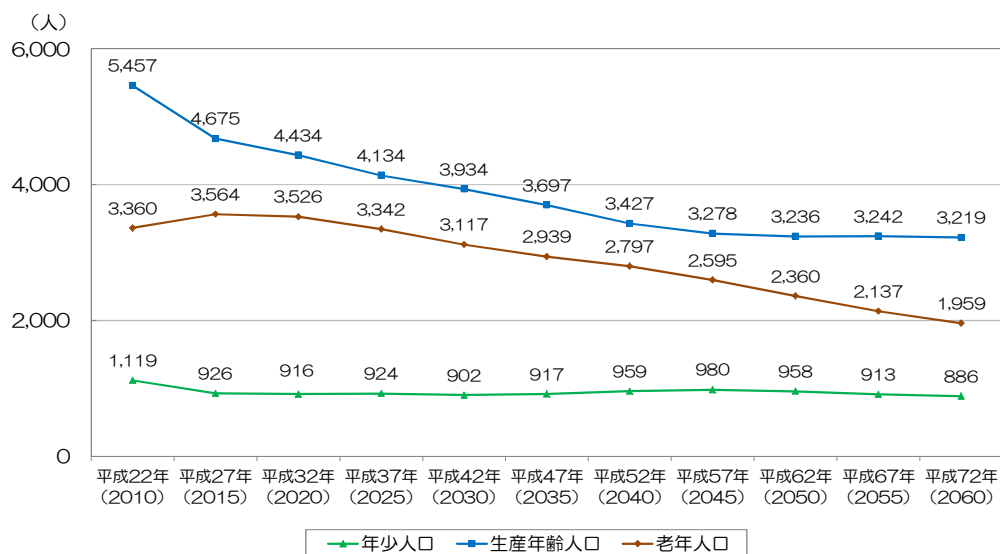
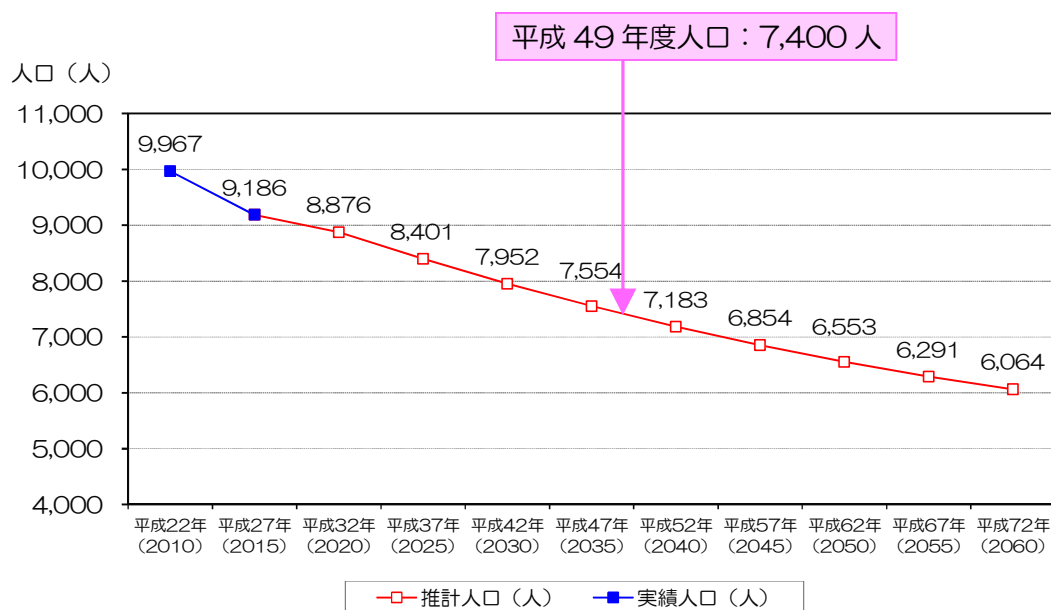
ここで、本都市計画マスタープランの目標年度は、平成 49 年度（2037 年度）としており、当該年度における将来人口は、約 7,400 人程度になると想定されます。

以上のことから、本マスタープランにおける目標人口は、7,400 人と設定します。

#### 将来人口の推計

	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)	平成62年 (2050)	平成67年 (2055)	平成72年 (2060)
実績人口(人)	9,967	9,186									
推計人口(人)			8,876	8,401	7,952	7,554	7,183	6,854	6,553	6,291	6,064

注：実績人口は国勢調査による。推計人口は、琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略による



資料：琴平町人口ビジョン

注：平成 22 年、平成 27 年は国勢調査の数値。平成 32 年以降は、四捨五入の関係により、年齢 3 区分別人口の合計値は、町全体の人口と合致しない場合がある。

## 2. 将来都市構造

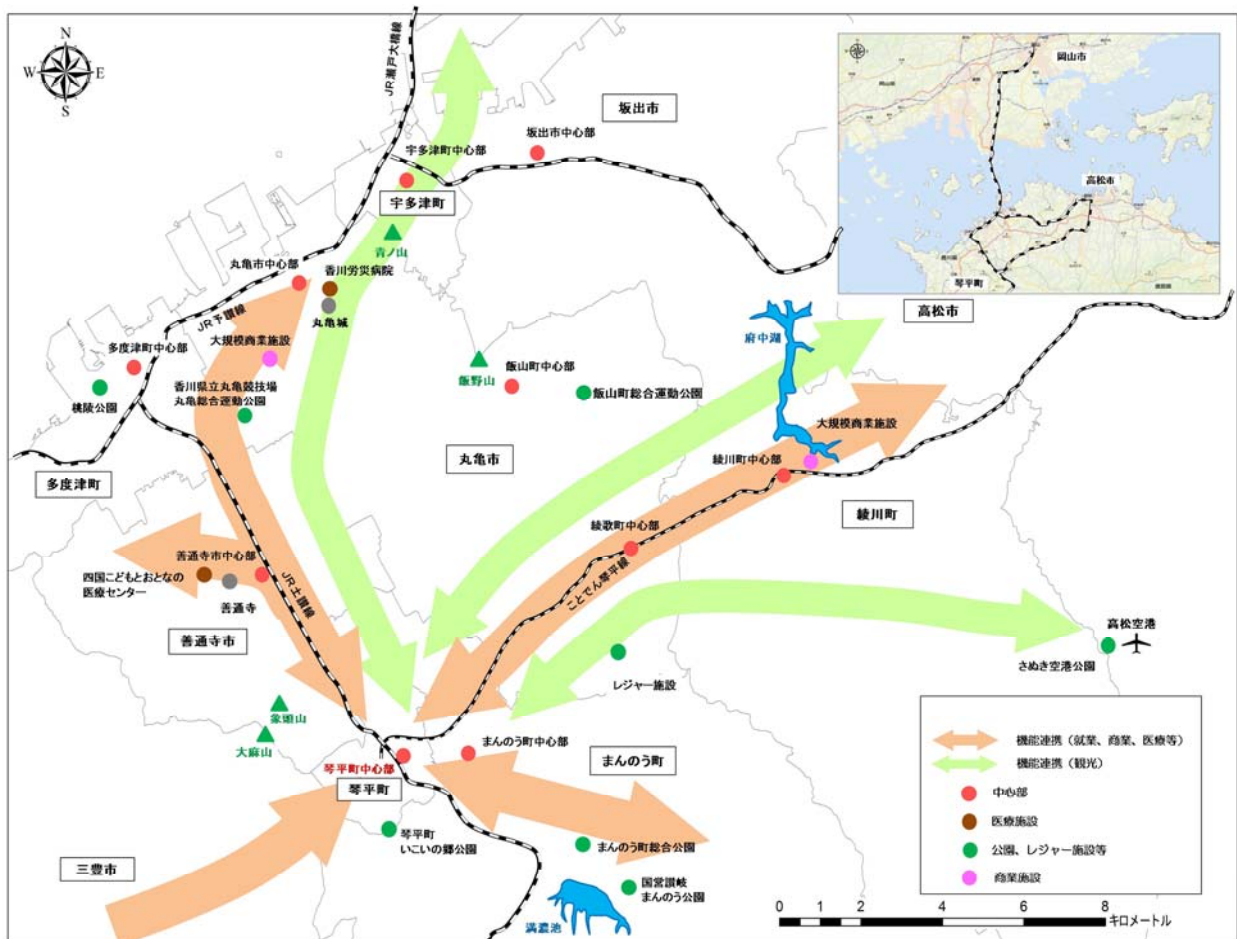
### (1) 周辺市町との役割分担や連携

本町にて全ての都市機能施設を整備し、維持していくことは、財政的な側面からも困難であることから、都市機能における近隣市町との役割分担や連携が重要と考えます。

特に丸亀市、善通寺市、まんのう町とは就業地として通勤する人も多く、日常的な結びつきが深いといえます。他にも規模の大きな医療施設、スポーツ施設・公園、商業施設等が存在しており、これらの施設利用を目的とした機能連携を推進します。また、綾川町、高松市は、規模の大きな商業施設や文化・娯楽・レジャー施設等も充実しており、これらの施設利用を目的とした機能連携を推進します。

なお、このように周辺の市町との機能連携を深めるためにも、JR、ことでん、バス等の公共交通環境のさらなる充実を図ります。

広域連携図



## (2) 都市構造

まちづくりの骨組といえる将来の都市構造を「拠点」「軸」「ゾーン」の概念を用いて設定します。

同一の機能の集積がみられるほか、様々な活動を行う上で中心となる施設群を「拠点」と位置づけます。

また、近隣の市町等へ人やモノ等を円滑に移動させるための結びつきや拠点等を結びつける空間的なつながりなどを「軸」とし、同じ目的で利用される一体的なエリアを「ゾーン」と位置づけます。

なお、「コンパクトなまち」という本町の特性に対して、ますます磨きをかけるために、将来都市構造に基づき、拠点への機能の集積を高め、軸をもって機能連携を図るとともに、ゾーンごとの土地利用の整序・集約化を促進します。

### ①拠点

#### ●中心拠点

行政系施設、教育系施設、医療・福祉施設等のほか、鉄軌道駅が存在し、本町における様々な機能が集積した中心的なエリアとなっています。今後も、都市機能の集積を維持しながら小学校の統廃合や拠点内公共建築物の機能の複合化を進めるなど、拠点内施設の利用者の利便性を一層高めるものとします。

また、拠点へのアクセスの向上や拠点内における移動環境の向上を図ります。

鉄軌道の駅を中心に交通結節機能の強化を図るとともに、まちの玄関口として歴史的で本町らしい景観の創出を図ります。

#### ●地域拠点

小学校、幼稚園、保育所などの学校教育系施設が立地しているほか、日用品や食料品等を販売する店舗も立地していることから、町北部の地域における生活の拠点と位置づけ、生活に必要な機能の集積と拠点を中心とした交通環境の充実を図ります。

#### ●自然環境・景観形成拠点

金刀比羅宮を抱く象頭山は、市街地から眺めることができるシンボリックな緑であり、山中を散策すれば豊かな自然を感じることができることから、自然環境・景観形成拠点として保全を図るとともに、多くの人々に訪れていただけるよう情報の発信や環境整備を図ります。

#### ●スポーツ・レクリエーション拠点

運動公園である琴平町いこいの郷公園は、スポーツや体を動かすことを通して健康増進を図り、仲間とのふれあいや交流を深めることができるスポーツ・レクリエーション拠点として、機能の充実を図ります。

また、風致公園である琴平公園は、自然の中で散策を楽しみ、自然に囲まれた非日常的な空間の中で、心身のリフレッシュができるレクリエーションの拠点として、自然環境の保全、機能の維持を図ります。

- ・琴平町いこいの郷公園、琴平公園



### ●金刀比羅宮

本町が門前町として発展してきた礎となった金刀比羅宮周辺の自然環境の保全を図るとともに、多くの人々が来訪しやすい環境整備を図ります。

- ・金刀比羅宮（御本宮、白峰神社、巖魂神社（奥社）など）

## ②軸

### ●広域連携軸

広域にわたって人やモノなどの移動を大量に行うことができるJR土讃線を広域連携軸と位置づけるとともに、四国横断自動車道善通寺I.Cへとつながる国道319号も広域的な移動を担う道路として、さらなる機能強化を促進します。

- ・JR土讃線、国道319号

### ●地域連携軸

広域連携軸を補完し、周辺市町の拠点間との連携を図り、人やモノなどの移動を担う軸として、ことのでん琴平線、国道377号を地域連携軸に位置づけ、利便性の向上や円滑な移動を促進します。

- ・ことのでん琴平線、国道377号

### ●バス公共交通軸

本町と周辺市町をバスによりつなぐルートバス公共交通軸と位置づけ、運行路線や運行時刻の改善等を進めながら、公共交通をより利用しやすくなるように努めます。

また、中心拠点と北部の地域拠点をつなぐ交通手段について検討し、町内を移動できる交通環境の充実を図ります。

- ・一般県道大麻琴平買田線、一般県道原田琴平線、一般県道高松琴平線、一般県道琴平停車場琴平公園線、町道本宮町線等

### ●水辺のうるおい軸

本町の南部から北部にかけて流れる金倉川は、自然景観を残しつつ市街地における潤いや親水性のある水辺空間の形成を図ります。

### ●歴史街道軸

金刀比羅宮へと続く主な参拝道であった金毘羅五街道（旧多度津街道、旧丸亀街道、旧高松街道、旧阿波街道、旧伊予・土佐街道）には、当時の参拝者の往来を彷彿させる鳥居や燈籠等が今も残っています。これらは、金毘羅信仰を物語る歴史的な資産として保全を図るとともに、人々が当時の姿を思い偲ぶことができるよう街道の顕在化を図ります。

### ●自転車軸

かがわ・こんぴら観光案内所（レンタサイクル）を起点として、町内に存在する歴史的建造物を自転車で快適に観光できるような環境を構築します。

---

#### ●歩行軸

本町の鉄軌道の玄関口となるJR琴平駅、琴電琴平駅や町営駅前西駐車場等から金刀比羅宮へと続く道路は、途中に存在する飲食店・土産店や歴史・文化的な資源等を楽しみ、散策しながら金刀比羅宮へと参拝できる歩行空間の形成を図ります。

また、琴平公園の自然環境の中を歩き、展望台へと続く遊歩道は、自然の中を散策する歩行軸として位置づけます。

- ・一般県道琴平停車場琴平公園線、町道本宮町線等

### ③ゾーン

#### ●市街地ゾーン

様々な都市機能が集積しているほか、店舗、住宅等も立地するエリアであることから、医職住が近接した誰もが暮らしやすい居住環境の構築を図るとともに、にぎわいのある商業空間の形成を図ります。

また、多くの人々が歩いて移動ができるようなネットワークの構築を図ります。

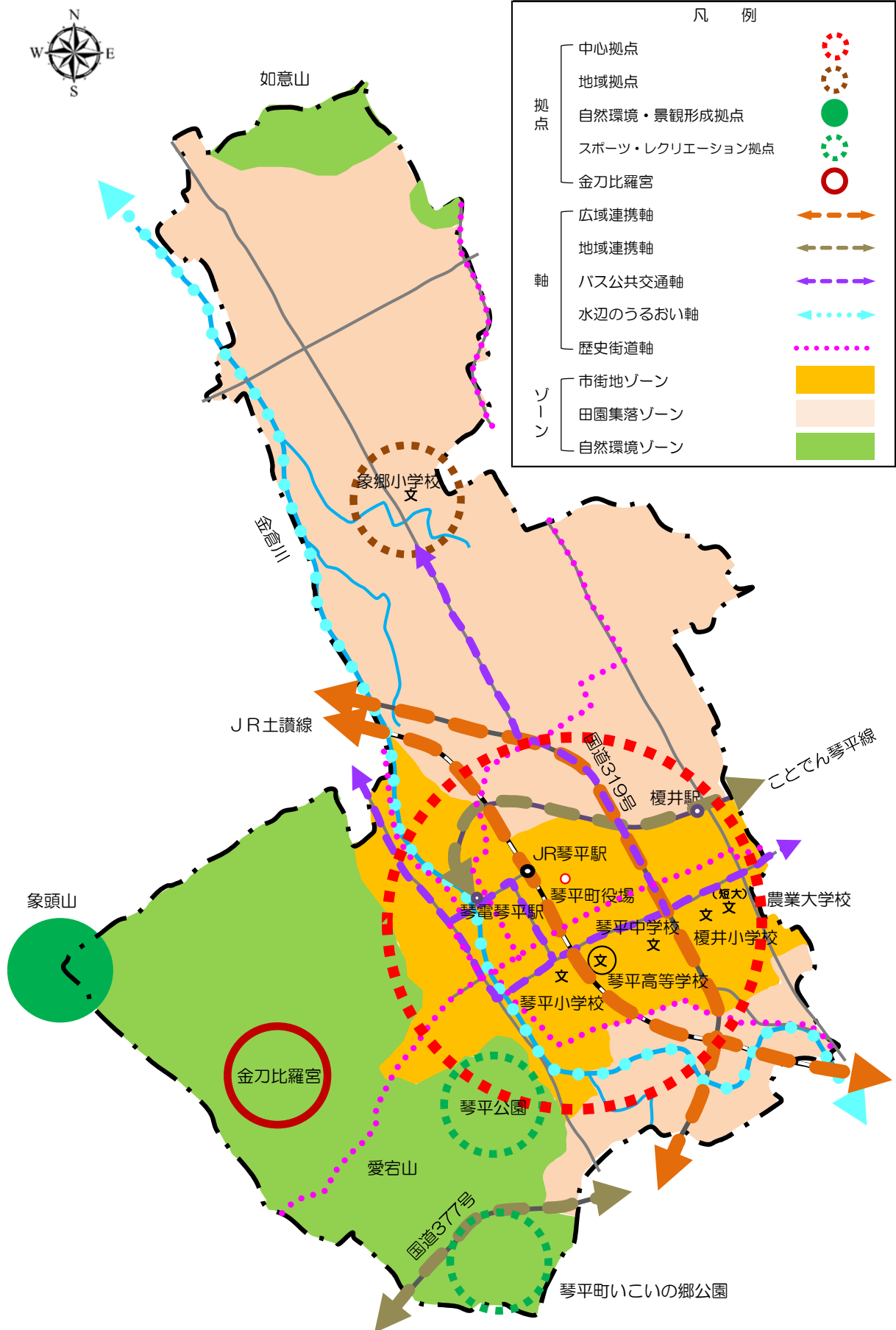
#### ●田園集落ゾーン

田・畑などの農地や集落地が存在する主に農振農用地のエリアを田園集落ゾーンと位置づけ、無秩序な宅地化の開発を抑制し、田園環境の保全を図りながら農業の振興を推進します。

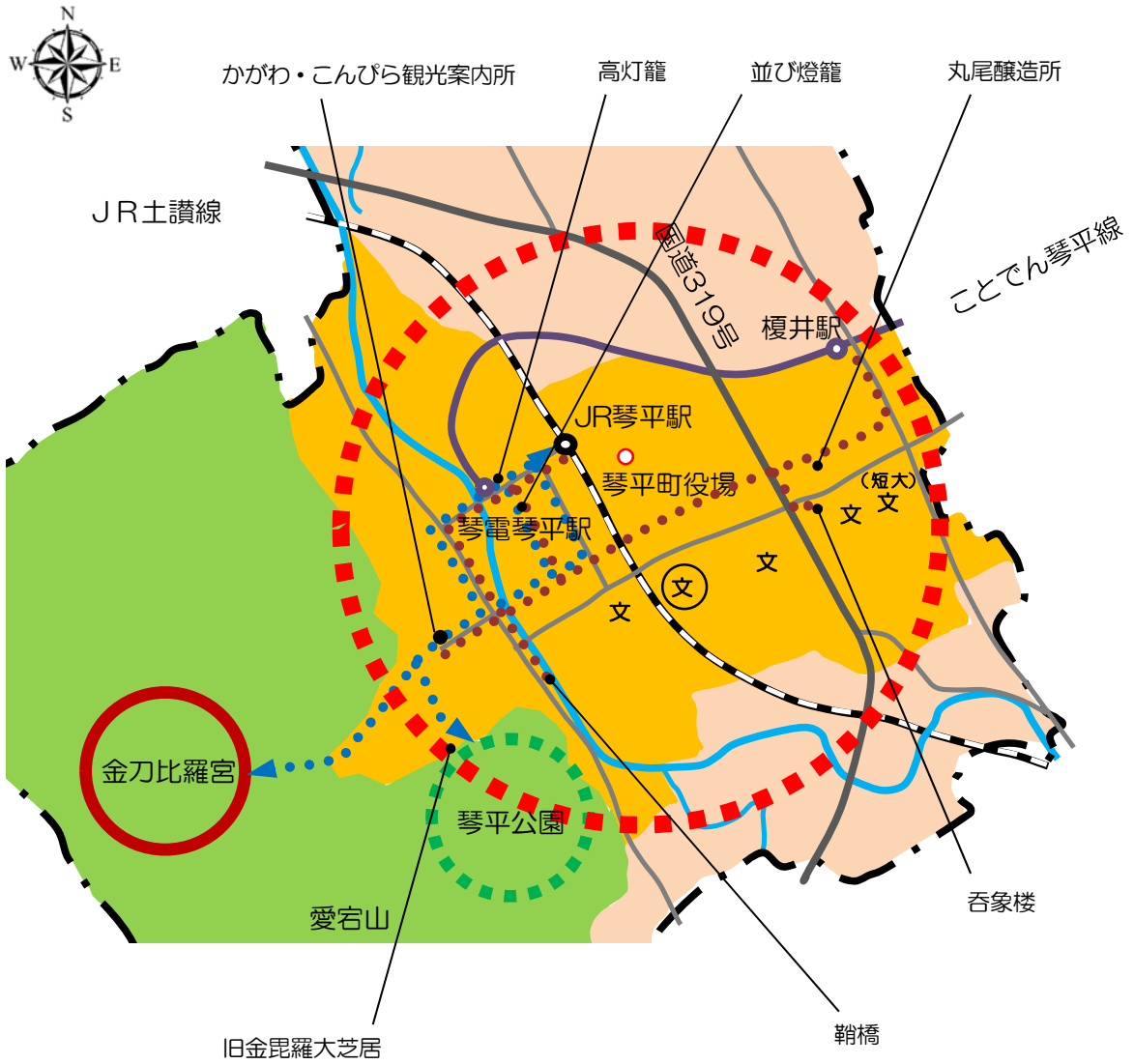
#### ●自然環境ゾーン

主に町南部と北部に広がる森林で構成されるエリアであり、中でも象頭山は、瀬戸内海国立公園に指定されているほか、名勝・天然記念物に指定されていることから、これらの豊かで貴重な自然環境の保全を図ります。

# 将来都市構造図



将来都市構造図（市街地ゾーン周辺）



凡 例		
拠 点	中心拠点	
	スポーツ・レクリエーション拠点	
	金刀比羅宮	
軸	自転車軸	
	歩行軸	
ゾ ーン	市街地ゾーン	
	田園集落ゾーン	
	自然環境ゾーン	

### 3. 土地利用の方針

#### (1) 土地利用の分類

先述のゾーンを土地の利用目的ごとに細分化し、以下のように分類します。

##### 土地利用の分類

ゾーン	主な土地利用	土地利用の考え方
市街地ゾーン	商業地（観光系）	主に観光客を対象とした宿泊施設、飲食店、土産店などで構成する。
	商業地（日常生活系）	主に住民の日常生活に必要な日用品等を扱う店舗で構成する。
	住宅地	主に住宅で構成する。住宅以外にも行政系施設、教育系施設、医療・福祉系施設等で構成する。
田園集落ゾーン	田園集落地	田、畑等の農地及び集落地で構成する。
自然環境ゾーン	森林・公園	主に森林、公園で構成する。

#### (2) 土地利用の方針

##### ①市街地ゾーン

###### ●商業地（観光系）

観光客を対象とした旅館・ホテルや飲食店・土産店の集積を図り、本町の特産品やブランド品等を販売するなど、多くの人々が訪れるにぎわいのある空間を創出します。

また、金刀比羅宮へとつながる参道については、歴史を感じることができる落ち着いたまち並みの形成など、観光客が長時間滞在したくなるような良好な景観の創出を図ります。

###### ●商業地（日常生活系）

歴史街道軸（旧高松街道）添いに立地し、歴史的な建築物の保全を図りながら、日常生活に必要な日用品を歩いて買い物ができる商業地の形成を図ります。

###### ●住宅地

行政系施設、教育系施設、医療・福祉系施設に近接し、自転車や歩いてこれらの施設に安全に行くことができる利便性の高い住宅地を形成します。

また、JRの線路から東側のエリアについては、低層で一戸建てを主体とした落ち着いたある住宅地を形成し、JRの線路から西側のエリアは、商業地に立地する店舗、旅館、事業所等の働く場に近接した住宅地として、中高層も含めた建築物の高度利用を図ります。

##### ②田園集落ゾーン

###### ●田園集落地

南部及び北部に広がる田園地帯は、まとまった良好な農地として保全を図るとともに、「人・農地プラン」等に基づき、農業の振興に向けて農地の利用集積や担い手の確保を推進し、良好な農業環境が整った集落地を形成します。



---

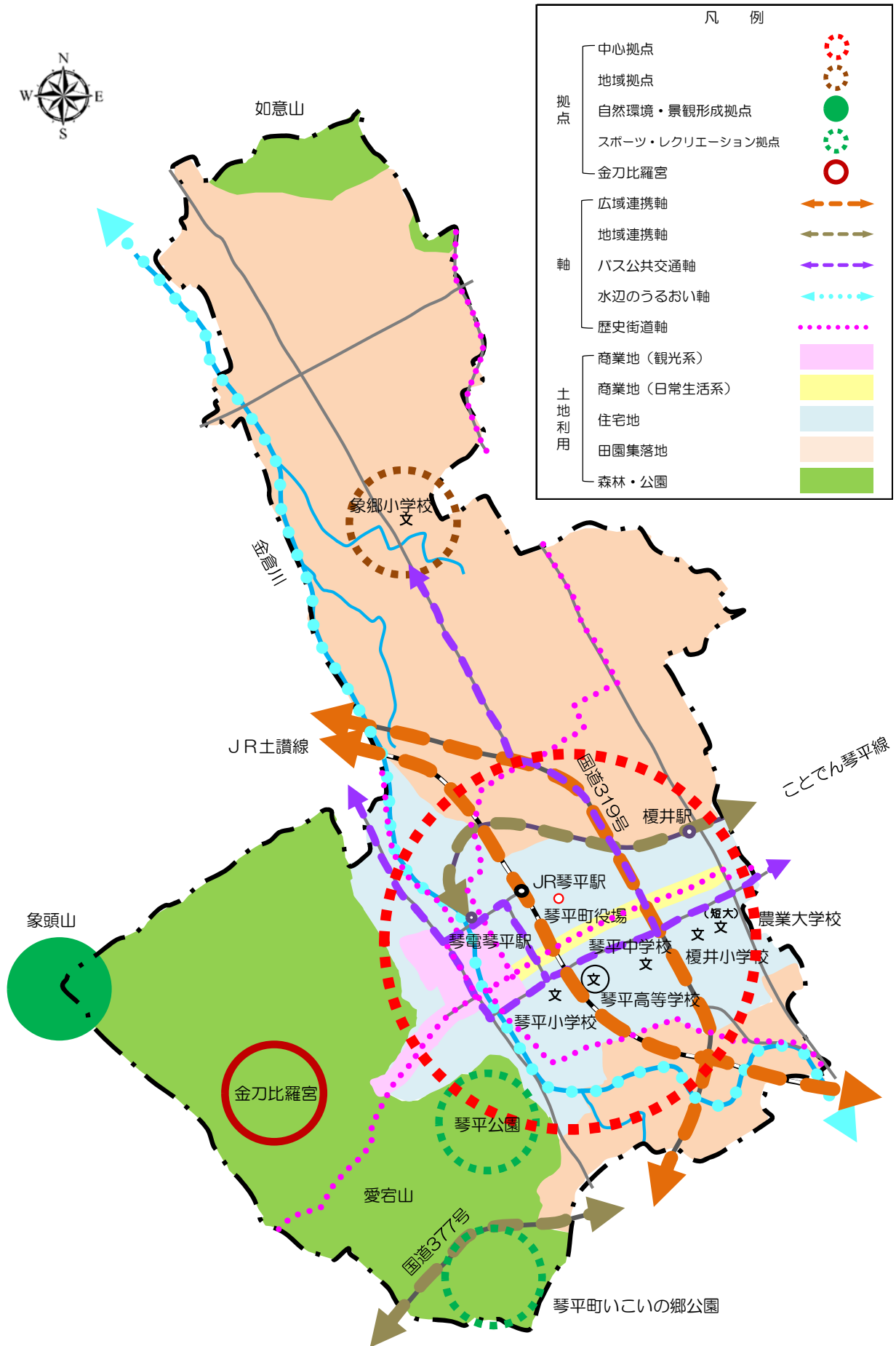
### ③自然環境ゾーン

#### ●森林・公園

多様性に富んだ自然植生をみることができる象頭山や桜・紅葉等による四季折々の景色をみることができる琴平公園が存在する当該エリアは、水源涵養、雨水流出抑制等の防災的な役割も担っていることから、開発を抑制し、保全を図ります。

また、琴平町いこいの郷公園は、周囲を自然に囲まれ、スポーツや運動を楽しむことができる公園として、自然環境との調和に努めます。

# 土地利用方針図



## 4. 市街地の整備方針

### (1) 基本的な考え方

市街地ゾーンは、門前町として栄え、長い歴史を経て現在に至った本町の縮図といえるエリアです。

この市街地ゾーンの西側は、観光客を対象とした旅館・ホテル等の宿泊施設や飲食店・土産店等が建ち並んでおり、多くの観光客が訪れる賑わいのエリアとなっています。

一方、市街地ゾーンの東側は、町役場、社会福祉センター、老人福祉センター、中央公民館等の公共施設のほか、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校等が立地しています。

また、病院・診療所、商店、スーパー等の生活に密着した施設が立地しており、これらに近接する居住に適したエリアとなっています。

しかしながら、近年、人口減少に伴い空き家、空き店舗が目立ち始めており、このままの状態が続くと空洞化を生じることが懸念されます。

そのため、各エリアの特性を生かしながら住民と来訪者が共存する快適で魅力ある空間の形成や誇りに思える景観を備えた良好な市街地の形成を目指します。

### (2) にぎわい空間づくりの方針

#### ①魅力ある商業空間の構築

本町の特産品、琴平ブランドの商品等の販売や体験型の店舗形態など、本町の個性を打ち出した魅力ある店舗を形成します。

なお、空き店舗については、貸し手と借り手のマッチング機会の創出や空き店舗の情報発信等を行い、積極的に店舗として利用できるように推進します。

#### ②歴史的なまちなみの創出

建築物の高さや色彩等に関する景観形成基準を設定した景観計画の策定を進め、これに基づき、歴史資源等と調和のとれた落ち着いた雰囲気のみち並みの形成を図り、観光客が門前町としての歴史を感じながら、長時間滞在できるような空間を創出します。

また、地域の住民や店主等が互いに協力し、良好な景観の形成が推進できる体制を構築します。

#### ③アクセス性、回遊性の向上

一般県道原田琴平線、一般県道大麻琴平買田線は、車で来訪する観光客を旅館・ホテル、駐車場等に誘導する主たるアクセス路として、円滑に誘導できるように案内標識の設置を行うとともに、町道本宮町線は大型バス等がスムーズに通行できるように交通環境の向上を図ります。

本町に訪れた観光客がJRや琴電の駅、旅館・ホテル及び駐車場等から金刀比羅宮までを往来するだけでなく、高灯籠や並び灯籠等の市街地に点在する歴史・文化資源にも自転車や歩いて快適に回遊できる空間形成を目指し、歩行空間、休憩所、案内板等の整備を推進します。

また、オープンスペース等を活用してイベントを開催するなど、観光客が楽しみながら回遊できる仕組みを検討します。

---

### (3) 快適な居住空間づくりの方針

#### ①良好な居住環境の創出

道路が未整備のまま宅地化が進んだことから、地区内の道路幅員は狭く、宅地に囲まれて農地が残るなど、計画的な土地の利用が進んでいません。

このため、良好な居住環境の創出に向けて、道路や公園を確保しつつ、建築物の高さの制限や敷地面積の最低限度、緑化等についてのルールを定めた地区計画の策定を検討します。

また、空き地についても、子どもの遊び場や高齢者等の憩い・交流のスペースとして利活用を促進し、世代間の交流が盛んで生き生きと暮らせる居住環境を目指します。

#### ②ニーズに対応した住宅整備

高齢者が安心して暮らせる住環境の形成を目指し、住み慣れた地域や住宅で生活支援や介護サービスを受けることができる地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、高齢者向け有料賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅等の整備を促進します。

また、若者向けの住宅取得支援を行うとともに、若者が定住できるような住宅整備を促進します。

近年、市街地ゾーンにおいて増加している空き家については、地域住民と連携した情報の収集や空き家バンクを利用した情報の発信等を推進し、解消に努めます。

また、空き家を活用して移住者やU・I・Jターン者のためのお試し居住や親子二世帯の同居、近居に利活用できるような仕組みについて検討します。

#### ③安全な道路交通環境の構築

市街地ゾーン内の生活道路は、幅員が狭いことから車両の走行速度の抑制を図るとともに、歩行空間の明示や交通安全施設等の整備等を推進します。

また、本町に訪れる人が多く通行する一般県道琴平停車場琴平公園線、町道本宮町線は、来訪者が運転する車両と住民が日常生活のために歩行する空間を分離し、安全な道路交通環境を構築します。

## 市街地整備方針図



**回遊空間**  
 ・歩行空間、休憩所、案内板等の整備

**琴電琴平駅**  
 ・送迎用スペース、ポケットパークの整備検討

**町営駅前西駐車場**  
 ・利用向上に向けた環境整備

**住宅地**  
 ・地区計画等を活用した良好な居住環境の創出  
 ・移住者、若者、高齢者向けの住宅整備  
 ・生活道路における速度の抑制、歩行空間の明示

**町道本宮町線**  
 ・大型バス等の通行に向けた交通機能の向上  
 ・歩行空間の確保

**にぎわいエリア**

**居住エリア**

**回遊空間**  
 ・歴史資源と調和のとれたまち並みの形成

琴平小学校 南保育所 南幼稚園

凡 例		
市街地ゾーン	[Red dashed line]	
土地利用	商業地（観光系）	[Pink box]
	商業地（日常生活系）	[Yellow box]
	住宅地	[Blue box]
	田園集落地	[Light orange box]
	森林・公園	[Green box]
来訪者の主たるアクセス道路		[Brown line]
自転車の主たる動線		[Red dotted line]
歩行者の主たる動線		[Blue dotted line]



## 5. 道路・交通の整備方針

### (1) 基本的な考え方

国道、県道については、一部の主要地方道を除き、既に2車線で整備がされていますが、国道377号、一般県道原田琴平線においては、混雑度が高くなっています。そのため、道路の特性や役割に応じた道路網の構築を目指し、円滑な交通流の確保や安全性の向上に資する道路整備を推進します。

また、多くの観光客が訪れる本町では、観光客が快適に歩いて歴史資源等を巡ることができるとともに、生活する住民にとっても、安全に歩いて通院や買い物等ができる歩行空間の整備や回遊性を高めるための空間づくりを推進します。

### (2) 道路網の整備方針

#### ①道路の種別と特性

##### ●幹線道路

本町と周辺市町間との移動や本町を通過する交通を受け持つ道路として、以下の道路を幹線道路と位置づけます。

- ・国道319号、国道377号

##### ●補助幹線道路

幹線道路を補完しつつ、本町と周辺市町間との移動や町内を移動する交通等処理する道路として、以下の道路を補助幹線道路と位置づけます。

- ・主要地方道丸亀三好線、主要地方道岡田善通寺線、一般県道炭所東琴平線、一般県道原田琴平線、一般県道琴平停車場琴平公園線、一般県道大麻琴平買田線、一般県道高松琴平線

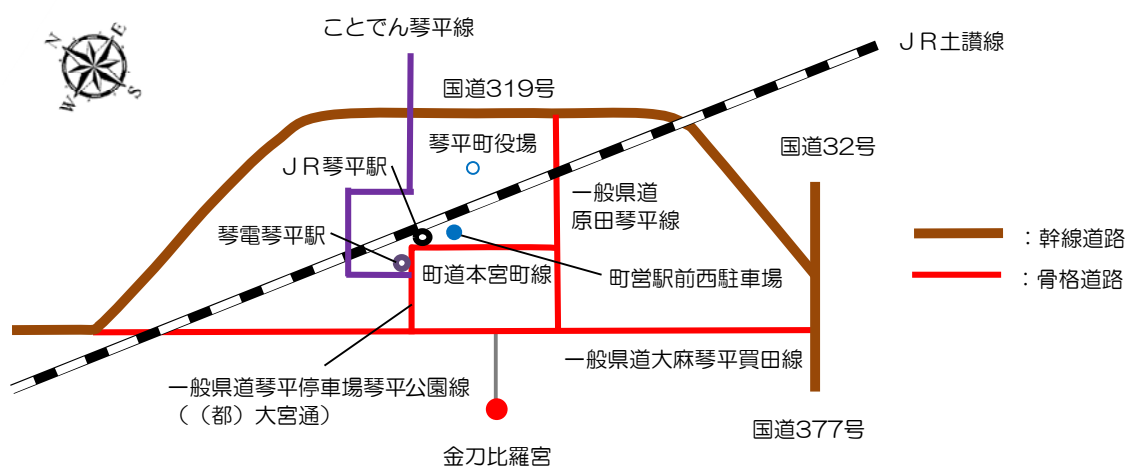
ここで、上記の役割と併せて都市の骨格を担う道路として、以下の道路を位置づけます。

##### ●骨格道路

幹線道路である国道319号、国道377号から町内へ誘導するための主たる道路となる一般県道大麻琴平買田線を南北方向の骨格道路と位置づけ、一般県道原田琴平線を東西方向の骨格道路と位置づけます。

また、一般県道琴平停車場琴平公園線（(都)大宮通）、町道本宮町線をJR琴平駅、町営駅前西駐車場等へアクセスするための骨格道路とします。

骨格道路の概念図



## ②幹線道路及び補助幹線道路の整備方針

- 四国横断自動車道善通寺 I. C を利用して本町に訪れる際の主たる道路となる国道 319 号については、行楽シーズン、イベント時等の混雑解消に向けて、関係機関との協議、調整を進めます。
- 一般県道原田琴平線は、国道 319 号から中心拠点内の各施設や金刀比羅宮へ住民、観光客を誘導する主たる道路として、連続した歩道の整備を促進します。
- 町道本宮町線は、大型バスで訪れる観光客を町営駅前西駐車場に誘導する道路として、大型車の通行が容易となるように交通環境の向上を図るとともに、歩行者の安全を確保するための歩行空間の確保を推進します。
- 一般県道琴平停車場琴平公園線の一部区間は、都市計画道路（大宮通）に指定されており、JR 琴平駅から金刀比羅宮を結ぶ道路として、電線類の地中化や歩道の整備を促進します。
- 一般県道大麻琴平買田線については、一部、歩道が整備されていない区間もあることから、観光客用の駐車場の配置、運用の検討と併せて歩行空間の確保に向けた検討を行います。
- 主要地方道岡田善通寺線は、周辺集落と一般県道原田琴平線を介して地域拠点を結ぶ道路であるため、歩いて移動ができるよう歩道の整備を促進します。

## ③生活道路の整備方針

- 市街地ゾーン内には、病院、学校や日用品等を扱う店舗などが存在していますが、幅員の狭い生活道路が多いことから、隣接地権者の協力を得ながらセットバックによる住宅の建替等を進め、車両の離合や緊急車両の通行がスムーズにできるような幅員の確保に向けて取組みます。

また、現在、市街地の一部のエリアにおいて、ゾーン 30 の指定を行っていますが、範囲等について再検討を行い、エリア内の車両の通り抜け防止や速度制限により、歩行者の安全確保に努めます。



ゾーン 30

- 町が管理する橋長 15m 以上の橋梁については、「琴平町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に修繕を実施します。また、橋長 15m 未満の橋梁についても、老朽度合などの現状把握に努めます。
- 生活道路が主となる町道については、舗装の劣化状況等を把握に努め、車両が安全に走行できるように舗装の改修等を推進します。

## ④駐車場の整備方針

- 市街地ゾーン内には、車で訪れる観光客のための町営駐車場や多くの民間駐車場が存在することから、来訪者の動線等を考慮に入れた適正な駐車場の配置や運用形態などについて、駐車場設置者等との協議に取組みます。

なお、観光用の大型バス等の駐車については、町営駅前西駐車場の利用を推進し、駐車場から安全に快適に散策しながら金刀比羅宮へと参拝できる環境を構築します。

- 初詣や行楽シーズンに金刀比羅宮へ訪れる人のための駐車場については、臨時駐車場による対応を考慮に入れながら、その場所や運用形態等について検討します。

### (3) 安全で回遊性のある歩行空間ネットワークの形成

- JR琴平駅、琴電琴平駅、駐車場から金刀比羅宮へ歩いて参拝する人や商業地に立地する旅館・ホテルから歩いて金刀比羅宮へと参拝する人の動線を選定し、安全に移動できる歩行空間の形成を推進します。

また、観光客が歩いて快適に歴史資源等を散策できるように、オープンスペースを活用した休憩所等の整備や案内板等の整備を推進し、回遊性のある歩行空間を形成します。なお、案内板や説明板等には、外国語も併記するなど、インバウンドへの対応を推進します。



ベンチ、案内板

- 児童、生徒が安全に通学できるよう通学路におけるカーブミラーやガードパイプ等の交通安全施設の整備、路面表示による注意喚起等の安全対策を推進します。

### (4) 誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの形成

- JR琴平駅は、バス、タクシー等の交通手段が連結する交通結節点として、より一層の機能の向上やまちの顔としての景観向上に向けて取組みます。
  - 琴電琴平駅における交通結節点の機能向上と交流機能を高めるために、送迎用の駐車スペースの設置や観光客が休憩等に利用できるポケットパークの整備を検討します。
- また、榎井駅は、身体障がい者や高齢者等が安全に利用できるよう駅ホームへのスロープの整備等によるバリアフリー化を促進します。
- 公共交通網が整っていない北部エリアに居住する人々の移動手段の向上を図るために、地域拠点と中心拠点をつなぐ交通手段の確保や善通寺市や丸亀市のコミュニティバスの乗入れ等について協議、検討を進めます。



## 6. 公園・緑地の整備方針

### (1) 基本的な考え方

公園・緑地等は、子どもから高齢者までを含めたあらゆる年代の人にとって、やすらぎと憩いの空間であり、また、多くの人々同士が触れ合い、交流の場となるものです。

本町には、規模の大きな公園が2箇所存在しているため、一人当たりの公園面積は、香川県の平均と比べて大きな値となっていますが、残念ながら公園数は少ないのが現状です。

このことから、住民が長い距離を移動せずに手軽に利用できる身近な広場、公園の創出を目指します。

なお、公園・緑地等の整備については、行政だけで推進するのではなく、住民や事業者との連携、協力の下、民地における新たな緑地空間の創出や維持管理に対する役割分担も含めた協働の仕組みづくりを進めていきます。

### (2) 広場、公園の整備方針

#### ①身近に利用できる広場、公園の整備

- ・住宅地に近接した場所で境内地や民間の所有地を利用した広場が存在しますが、その数は僅かです。

今後、本町の財政状況も益々厳しくなると想定される中、新たな用地取得を伴う公園整備等は、非常に困難になってくると考えられることから、公共空地や未利用地を積極的に活用し、地域住民が身近に利用できる広場、公園の創出を図ります。



金刀比羅宮北神苑内の遊具



民間所有地の公園（苗田地区）

#### ②交流空間の創出

- ・現在、利用がされていない低・未利用地については、世代を超えた住民同士の交流の場や来訪者と住民が交流できる場としての利活用を検討します。
- また、賑わいづくりに向けて住民や観光客が楽しめるイベント等の開催を検討します。

#### ③バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ・広場、公園については、子ども、高齢者、妊産婦、身体障がい者など、あらゆる人の利用が考えられることから、すべての人が安全で快適に利用できるように、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。



### (3) 緑地の整備方針

#### ①緑地の保全、活用の推進

- 天然記念物に指定されている琴平町の大センダンや香川の保存木に指定されている金陵の郷の大楠、大歳神社のシラカシについては、本町の重要な緑として保全を図ります
- 金刀比羅宮御神事場、金刀比羅宮北神苑内の緑は、まとまった緑の空間として保全を図るとともに、神社の社叢林等も地域における緑の空間として保全を図ります。



金刀比羅宮御神事場内の緑



金刀比羅宮北神苑内の緑

#### ②緑化の推進

- 市街地における潤いの空間を創出するために、市街地内に多く存在する公共建築物の敷地及び壁面等を利用し、積極的に緑化を推進します。  
また、住民、事業者等の緑化に対する意識の向上に努め、住宅や事務所、工場等における緑化を促進します。
- 住民参加による公共スペース等への緑化の推進など、住民や事業者等が主体となった緑化に対する仕組みづくりを進めます。  
また、このような活動を通じて、地域住民自らが愛着を持って緑地の管理等を行うことができる体制づくりを推進します。



## 7. 河川・上下水道の整備方針

### (1) 基本的な考え方

河川については、近年、各地で発生しているゲリラ豪雨や集中豪雨等を安全かつ速やかに流下させる通水能力の確保に努めるとともに、潤いの水辺空間や動植物の生息・生育空間としての役割も有していることから、自然環境の保全を図ります。

上水道、下水道は、安全で快適な生活を営む上で欠かせないライフラインであることから、その普及に向けた整備を進めるとともに、安全に使用できるように老朽した施設の更新や施設の耐震化を推進します。

また、人口減少に伴う収益の減少や厳しい財政状況が想定される中、効率的な整備や経営を推進します。

### (2) 河川の整備方針

- ・「残したい香川の水環境 50 選」に選定されている金倉川には、浸食された岩、鞆橋、神事場の緑と一体となった良好な景観を形成しており、住民や観光客にとって潤いのある水辺空間となっていることから、水質の保全や水辺景観の維持に努めるとともに、親水空間の創出を図ります。

また、堆積土砂の浚渫等を定期的実施し、通水能力の確保に努めます。



金倉川の水辺景観

- ・買田川については、発生した流出水を安全に流下させるため、河道の拡幅による河川改修を促進します。

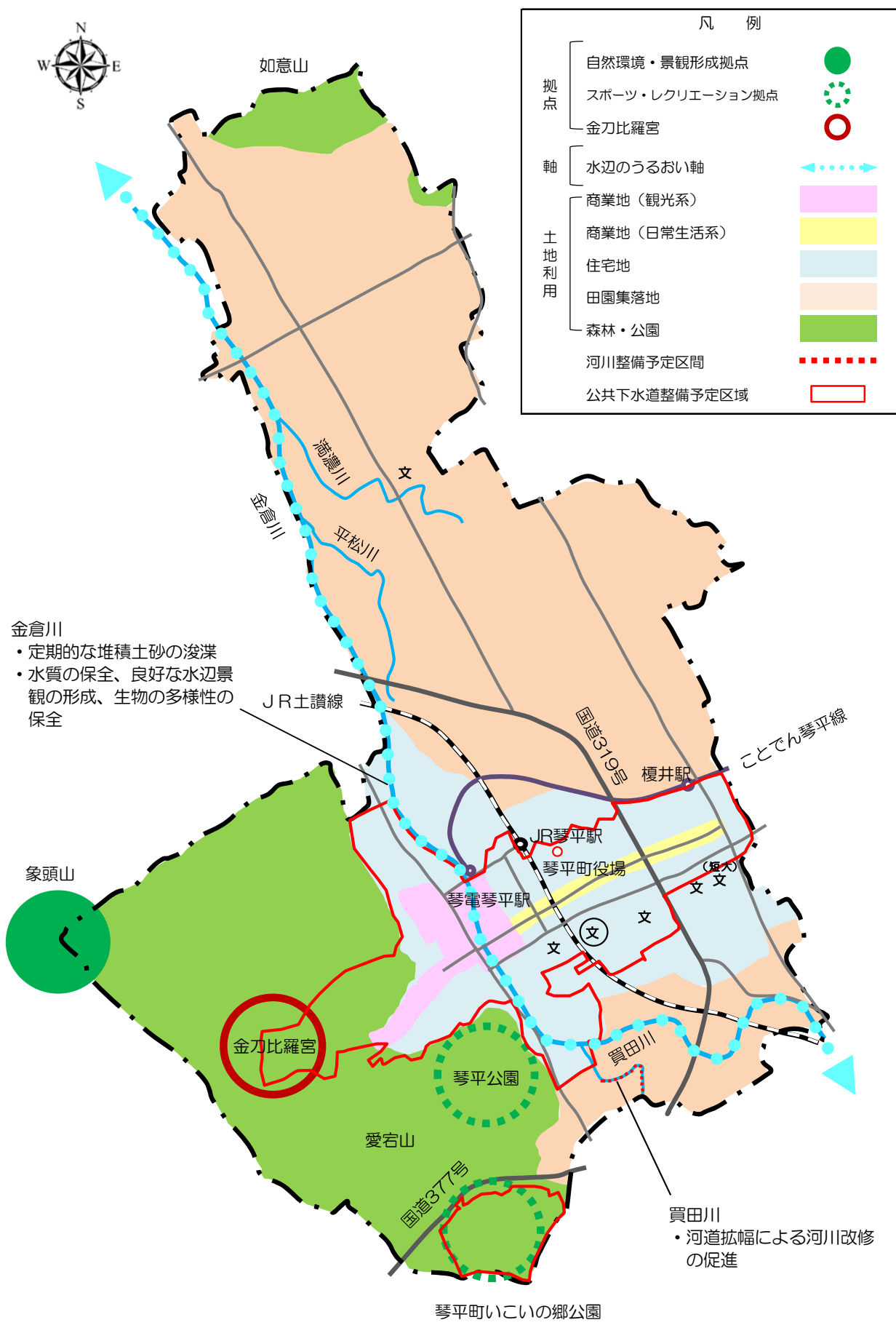
### (3) 上水道の整備方針

- ・人口減少に伴う収益の減少が懸念される中、安全で安定した水道水の供給や水道事業の運営効率化を進めていくために、香川県内の水道事業を統合した広域水道事業の実現を目指し、関係市町と連携を図ります。

### (4) 下水道の整備方針

- ・宅地化の進行に伴い、事業計画区域内において整備を推進してきた流域関連公共下水道は、平成 28 年度をもって区域拡大にかかる事業については休止しましたが、これまでに整備してきた管路については、定期的な点検等を実施し、長寿命化を図ります。
- ・人口減少に伴い、宅地化のスピードは鈍化するとともに、その範囲は狭小化しています。このような地域の実情に応じた汚水処理の整備に対応するため、平成 6 年度から普及を進めている浄化槽設置整備事業（個人設置型）に基づき、効率的な生活排水処理を推進します。
- ・老朽化に伴う施設の大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等が懸念される中、将来においても持続的な公共サービスの提供を図るため、公営企業会計に基づく経営戦略を策定し、経営の健全化・効率化を推進します。

# 河川・上下水道の整備方針図



## 8. 都市防災の整備方針

### (1) 基本的な考え方

地震、風水害、土砂災害等の多発化・激化する自然災害に対して、都市構造等の強化によるハード対策と防災体制の強化等によるソフト対策の両面から防災機能の強化を図ります。

建築物の耐震化や不燃化等を推進するとともに、延焼防止機能の向上を図り、より一層災害に強い都市づくりを推進します。

また、自助、共助、公助による防災対策、防災体制の強化を図ります。

### (2) 地震対策

・密集した市街地では、建築物等が倒壊することにより避難路が閉塞される危険性が高いことから、住宅等の建築物の耐震化を促進するとともに、セットバックによる住宅の建替等を進め、狭隘な道路の拡幅を推進します。

・多くの人々が利用する公共施設や指定避難所となっている施設のうち、耐震化が実施されていない施設については、利用者や住民の安全の確保に向けて、早急に耐震化等の整備を行います。

また、災害対策本部となる役場庁舎や消火活動・救助護活動等の拠点となる消防団本部等についても、耐震化が実施されていないことから、耐震化や建替等の整備を行います。

・ライフラインである上水道については、地震時における被害を最小限にとどめるために、施設の耐震補強、送水ルートのループ化、配水管網のブロック化等を推進します。

・近年、各地で大規模な地震による被害が発生していますが、30年以内に発生する確率が70%程度とされている南海トラフ地震については、最大クラスが発生した場合、本町にも多大な被害が発生すると考えられます。

地震時の建築物等の損壊、倒壊等によって発生する廃棄物については、早期に復旧へとつなげるためにも迅速に撤去、処理を行う必要があることから、災害廃棄物処理の一時保管場所について検討します。

### (3) 風水害対策

・本町の市街地を流れる金倉川は、水位周知河川及び水防警報河川に指定されており、大雨により堤防が越水した場合には、市街地が広範囲に浸水することとなることから、通水能力の維持に向けて定期的な堆積土砂の浚渫等を促進します。

### (4) 土砂災害対策

・土砂災害危険箇所等に立地している要配慮者利用施設については、その危険度を低減させるために、土砂災害防止事業の実施を促進します。

また、急傾斜地崩壊危険箇所においては、土地所有者による崩壊防止工事の実施が困難と判断とされる場合には、県へ法面保護や土留施設等の整備を要請するとともに、施工規模が小さい場合には、町において対策工事を実施するなど、急傾斜地崩壊対策事業を推進します。



---

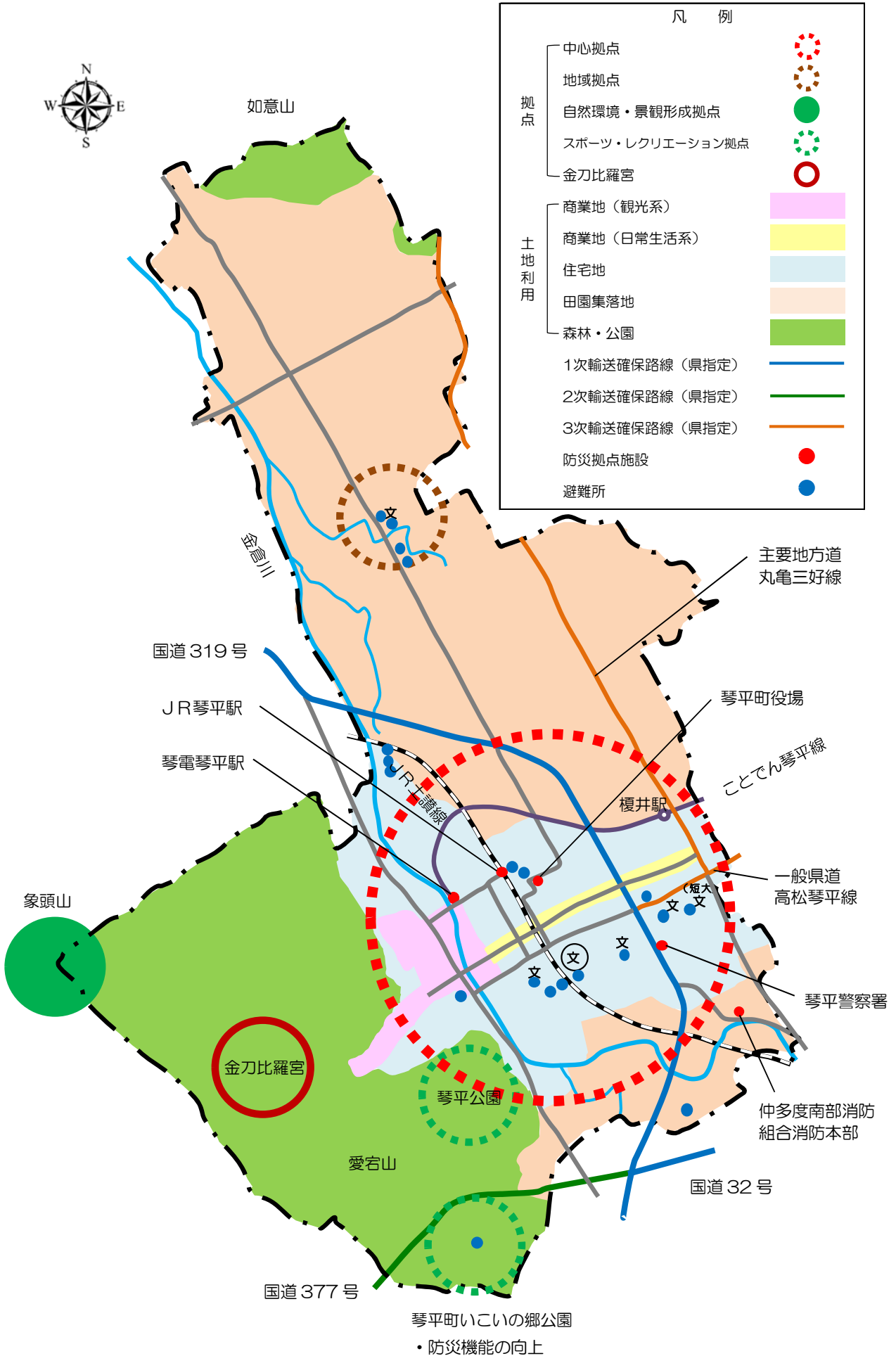
## (5) 火災、延焼防止対策

- 飲食店等が多く立地する商業地や住宅が密集する住宅地においては、火災の発生や延焼に伴う被害の拡大が懸念されることから、地区計画制度等を活用した建築物の不燃化を促進します。
- 延焼防止機能の向上に向けて、住宅地における狭隘な道路の拡幅や住宅への緑化を促進します。また、公共空地や未利用地を一時的な避難場所として利用するなど、市街地における防災機能の向上に努めます。

## (6) 避難機能・体制の強化

- 琴平いこいの郷公園は、避難所に指定されており、河川の氾濫等による浸水の影響を受けずに多くの方を収容することができることから、機能の向上に向けて備蓄品の拡充や耐震性貯水槽の整備を推進します。
- いつどのような災害が発生するか分からない状況下においては、自分の身を自分の努力によって守る（自助）といった意識を高めるとともに、地域住民が互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が重要です。  
そのため、日頃から防災知識の普及や防災訓練の実施に努め、災害時には住民の避難誘導などがスムーズに実施できるよう自主防災組織の結成を支援します。
- 平成 28 年 8 月の東北地方へ上陸した台風 10 号による豪雨により、高齢者施設において利用者が亡くなるといった被害が発生しました。これらを受けて、洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存在する要配慮者利用施設において、安全に避難を実施するために避難確保計画の策定が必要となっており、策定に向けた説明会の開催や情報提供に取り組めます。

# 都市防災の整備方針図



## 9. 自然環境及び景観の保全・形成の方針

### (1) 基本的な考え方

象頭山は、瀬戸内海国立公園、名勝・天然記念物に指定されており、その中腹に金刀比羅宮が造営されたこともあり、本町のシンボリックな存在となっています。象頭山をはじめとする山々や本町を流れる金倉川などは、人々の生活にやすらぎや潤いを与えてくれる空間であるとともに、防災機能、環境を維持する機能等も有した空間であることから、積極的に保全を図ります。

本町に残る自然や歴史・文化資源は、金刀比羅宮の門前町として栄えてきた本町特有の景観を構成する要素となっており、住民や商売・事業を営む人が一体となって、景観の保全を図るとともに、良好な景観の形成を進め、未来へと継承できるよう琴平町景観計画に基づき取り組みます。

### (2) 自然環境の保全・活用

#### ①森林の保全・活用

- ・森林には、地表面を覆い土砂の流出等を抑制するほか、雨水を一時的に貯留することにより、河川等へ流下する水量を抑制する効果があります。

また、生物多様性の観点から貴重な動植物の生息・生育空間であるとともに、CO<sub>2</sub>の吸収源として地球温暖化防止の機能を有します。

本町の山間部の一部の区域は、保安林に指定されているほか、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されており、山裾に集落や市街地が広がる本町においては、安全な生活を営む上からも森林の保全を図ります。

- ・琴平公園のある愛宕山や如意山は、遊歩道が整備されており、自然の中を散策できることから、自然環境の保全を推進するとともに、多くの人々が利用できるように遊歩道、休憩所等の整備を図ります。

#### ②田園環境の保全・活用

- ・田園集落地にて収穫した米や野菜を町内のホテル、飲食店等で食材として使用することで、地産地消を推進し、さらには6次産業化による琴平ブランドの商品づくりを行い、完成した商品を土産店、旅館・ホテルで販売するなど、農業と観光の連携強化を推進します。
- ・近年、増加が懸念される耕作放棄地は、町民農園としての利用を検討するほか、学校教育や福祉活動の場としての利活用について検討し、田園景観の維持に努めるとともに新たな交流空間の創出を図ります。

#### ③水辺環境の保全

- ・金倉川をはじめとする河川的环境を守り、河川への愛着を深めていくために、ゴミの不法投棄防止のための看板設置やパトロールを実施するとともに、地域住民や事業者等が主体となったボランティア団体の育成等に努め、河川の美化活動や愛護活動を支援します。

### (3) 景観の保全・活用

#### ①自然景観の保全

- ・瀬戸内海国立公園、名勝・天然記念物に指定されている象頭山や愛宕山などは、市街地から眺めることができる自然景観であることから、土地の所有者や地域住民と協力をしながら

ら維持管理に努め保全を図ります。

## ②都市的景観の形成

- 大正時代に建築された本屋、陳列所等が残るJR琴平駅や駅前広場は、本町の顔となる良好な景観の形成を推進します。  
また、JR琴平駅から伸びる一般県道琴平停車場琴平公園線は、金刀比羅宮へと誘導する道路として石張り舗装、電線地中化、緑化の推進など都市的な景観を有する道路として整備を促進します。
- 市街地における住宅地では、地区計画等を活用し、建築物の用途や形態を定め、緑化の創出などによる低層で良好な住宅地の景観を創出します。

## ③歴史・文化的景観の保全・活用

- 重要文化財である金刀比羅宮奥書院、金刀比羅宮旭社など、金刀比羅宮に関連する建造物が残っているほか、重要有形民俗文化財に指定されている金毘羅信仰を物語る高灯籠、並び燈籠等の建造物も多く残っています。これらの建造物は、本町が門前町として栄えた歴史を語る上で重要な歴史的景観の要素として保全を図るとともに、その周辺に立地する建築物については、形態や色彩等の調和に努め、一体的な空間として良好なまち並みの景観の形成を図ります。
- 金刀比羅宮で開催される例大祭、歳丹祭などの今に伝わる伝統行事や重要文化財である旧金毘羅大芝居で開催される歌舞伎は、当時の娯楽を今に伝える伝統芸能であり、これらの保全に努めます。  
また、各地域でみられるちょうさ・獅子舞等の歴史のある祭事についても文化的な景観として、後世に伝承できるようその活動を支援します。
- 金刀比羅宮へと続く主な参拝道であった金毘羅五街道（旧多度津街道、旧丸亀街道、旧高松街道、旧阿波街道、旧伊予・土佐街道）に残る鳥居や燈籠等の保全を図るとともに、当時の面影や歴史を解説した説明板の設置や五街道を散策するウォーキングイベントの実施など、より多くの人に金毘羅街道の存在を知ってもらえるよう取り組みます。



旧丸亀街道に残る横瀬の地蔵堂と石灯籠

## ④眺望景観の保全

- 金刀比羅宮の御本宮・奥社、琴平公園の展望所、如意山の山頂等からは、本町の市街地や田園の広がりを眺めることができる眺望点となっています。良好な眺望点としての保全に努め、眺望点からの景観に配慮した市街地の形成や田園環境の保全を図ります。



金刀比羅宮御本宮からの景観





## 第4章 地域別構想

### 1. 地域区分の方針

#### (1) 地域別構想の役割

先述の全体構想は、町全体としての目標や方針を設定していますが、地域別構想では、地域毎に異なる課題に対応し、地域特性を踏まえた上で地域に密着したまちづくりを実施していくために、地域の目標や方針を示します。

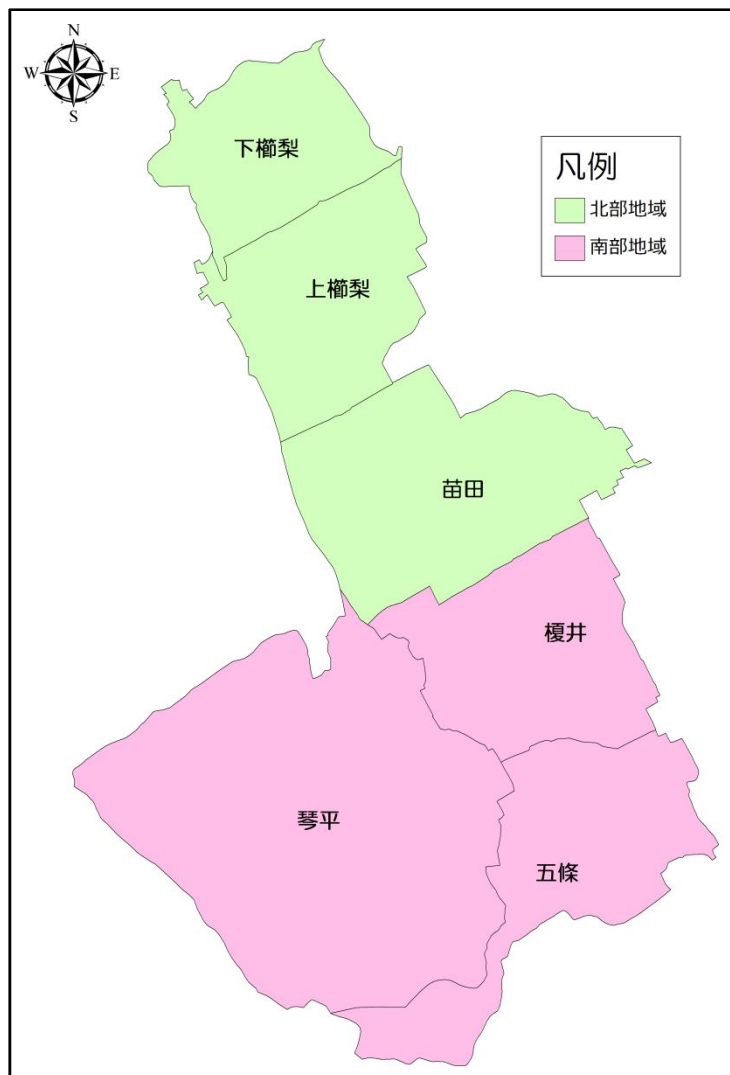
#### (2) 地域区分の設定

本町を字界や小学校区等からみたコミュニティの形成状況や都市構造等に基づくライフスタイル、土地の利用状況等を踏まえて、町域を以下のように区分します。

#### 地域区分

地域名	字名	小学校
南部地域	琴平、榎井、五條	琴平小学校、榎井小学校
北部地域	苗田、上櫛梨、下櫛梨	象郷小学校

地域区分図



## 2. 南部地域

### (1) 地域の現況

#### ■人口・世帯数

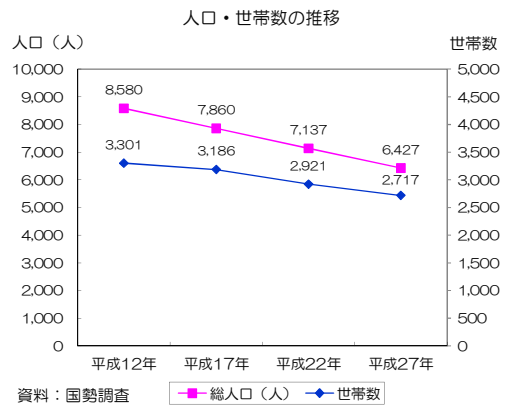
- 南部地域の平成 27 年の人口は 6,427 人となっており、町全体 (9,186 人) に占める割合は約 70%となっています。

南部地域の人口は減少傾向にあり、平成 12 年と比較して約 25%減少しています。これは、町全体の減少率 (約 19%) と比べて高い数値となっています。

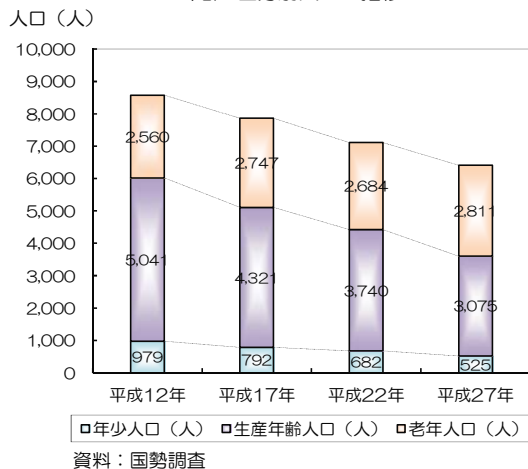
- 平成 27 年の世帯数は 2,717 世帯で、町全体 (3,708 世帯) の占める割合は約 73%となっています。

南部地域の世帯数は減少傾向にあり、平成 12 年と比較して約 18%減少しています。

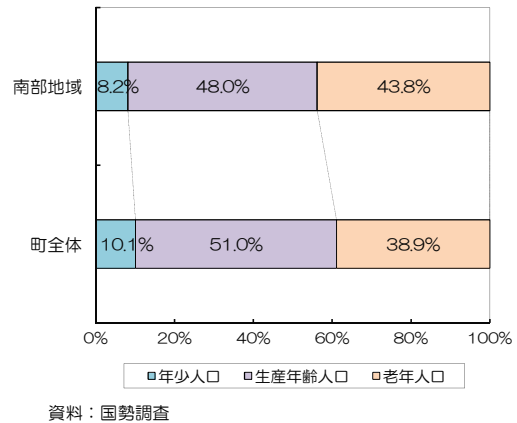
- 南部地域の年齢 3 区分別人口の推移をみると、年少人口 (0~14 歳) 及び生産年齢人口 (15 歳~64 歳) は減少傾向にありますが、老年人口 (65 歳以上) は増加傾向にあります。老年人口の占める割合は約 44%となっており、町全体の割合 (約 39%) と比べて高くなっています。一方、年少人口及び生産年齢人口の占める割合は、町全体と比べて低くなっています。



年齢3区分別人口の推移



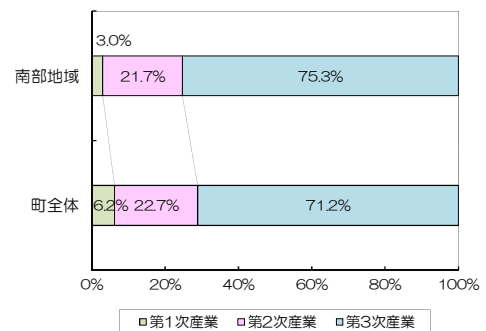
年齢3区分別人口割合 (平成27年)



#### ■産業

- 土産店などの卸売業・小売業や旅館、飲食店などの宿泊業・飲食サービス業の施設が多く立地しており、第 3 次産業に占める割合は町全体と比べて高くなっています。
- 本地域には農地が少ないことから、第 1 次産業に占める割合は、町全体と比べて低くなっています。

産業別就業人口割合 (平成27年)



## ■土地利用

- ・地域の南西側には山並みが連なっており、山裾から東側にかけて平地が広がっています。山裾から東側にかけて広がる平地には市街地が形成され、商業地や住宅地に利用されています。
- ・地域の南東側には農地がみられ、農業振興地域に指定されています。

## ■主な公共施設等

- ・町役場、町立南幼稚園、町立南保育所、町立榎井小学校、町立琴平小学校、町立琴平中学校、県立琴平高等学校、県立農業大学校、琴平町公会堂、榎井公民館、琴平町総合センター、琴平町文化会館、ACTことひら、琴平町社会福祉センター、北野町団地、琴平町斎場、琴平警察署、仲多度南部消防組合消防本部、仲善クリーンセンター

## ■都市基盤施設等

- ・JR土讃線の琴平駅及びことでん琴平線の琴電琴平駅と榎井駅が存在し、他市町に連絡する公共交通として通勤、通学に多くの人々が利用しています。
- ・幹線道路として国道319号、国道377号が走っています。また、補助幹線道路として一般県道炭所東琴平線、一般県道原田琴平線、一般県道琴平停車場琴平公園線、一般県道大麻琴平買田線、一般県道高松琴平線が走っています。これらの道路と重複して都市計画道路に大宮通り、大麻線、今橋榎井線、今橋郷見線、琴平駅線が指定されており、大宮通りを除いて整備が完了しています。
- ・2級河川である金倉川が山裾沿いに南北方向に流れており、その支川として買田川が流れています。
- ・都市公園としては、風致公園である琴平公園、運動公園である琴平町いこいの郷公園が整備されています。

## ■都市防災、環境・景観等

- ・地域の南西側に連なる山間部では、森林法における保安林の指定がされています。また、市街地に近接する斜面等は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所があります。
- ・市街地のほぼ全域が、大雨によって金倉川の堤防を越水した場合の浸水想定区域になっています。
- ・地域の西側に位置する象頭山は、自然公園法における国立公園及び文化財保護法における名勝・天然記念物に指定されており、豊かな植生をみることができます。
- ・象頭山の中腹に造成されている金刀比羅宮では、歴史や文化を感じることができるほか、市街地を一望できる眺望地となっています。また、市街地周辺には金比羅信仰に関連する歴史的な建造物等が多く存在しています。

## (2) まちづくりの主な課題

- ・本地域は、人口減少が町全体と比べて高い数値を示しており、空き家率も町平均と比べて高い数値を示していることから、出産して子育てをしやすい環境づくりとともに、若者や高齢者も住みやすい地域づくりが求められています。
- ・金刀比羅宮をはじめとする観光資源が比較的まとまったエリアに存在していることから、これらの立地特性を生かし、金刀比羅宮を拠点に周辺の観光施設や商店街等への回遊性を

高めることが求められています。

- 本地域には、都市公園である琴平公園、琴平町いこいの郷公園が存在しますが、これらの公園は地域の南西側に位置しており、市街地から離れた距離にあるため、住民が身近に利用できる広場、公園の創出が求められています。  
また、観光客にとっても休憩や交流の場となるような空間が求められています。
- 象頭山東側の斜面が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されており、近接して住宅や要配慮者施設が立地していることから、生活における安全の確保、確実な避難の実施に向けた体制の強化が求められています。  
また、琴平町立南幼稚園、琴平町立南保育所等は、金倉川浸水想定区域に位置する要配慮者施設に指定されており、確実な避難の実施に向けた体制の強化が求められています。
- 琴平町社会福祉センターは、避難所に指定されていますが、旧耐震基準の建築物であり、早期に耐震改修等が必要となっています。  
また、災害対策本部となる役場庁舎や消火活動・救助護活動等の拠点となる消防団本部等についても、旧耐震基準の建築物であり、早期に耐震改修等が必要となっています。
- 琴平地区の川東集落における自主防災組織の結成率は約 18%と低くなっており、災害時における共助へとつなげるために自主防災組織の結成を高めることが求められています。
- 多くの歴史的な建築物や文化的な風習、行事等が残っており、それらを一体的な景観資源として保全していくとともに、観光への活用が求められています。

### (3) まちづくりの方針

#### ■将来目標

## 歴史・文化と賑わいに包まれた利便性豊かなまち

金刀比羅宮の門前町として栄えてきた長い歴史を有した地域であり、そこには小売業、飲食サービス業、宿泊業等の店舗や旅館が立地し、また、行政系施設、教育系施設、医療・福祉施設等の都市機能が集積した住宅地が形成されています。

このように、歴史・文化を生活の中で身近に感じながら、都市機能が有する様々なサービスを効率的に享受することができるとともに、医職住が近接する利便性の高い暮らし営むことができるまちづくりを目指します。

#### ■土地利用

- 行政系施設、教育系施設、医療・福祉施設、店舗等が多く立地する中心拠点において、公共施設の更新等に合せて機能の複合化、集約化を推進し、さらなる都市機能の集積を推進します。
- 琴電琴平駅から金刀比羅宮への参道周辺の地区は、主に観光客を対象とした商業地として、旅館・ホテルや飲食店・土産店等の集積を図ります。  
また、旧高松街道沿道は、日用品等を扱う主に住民を対象とした商業地として維持します。
- 住宅地は、若者から高齢者までの多世代が暮らせるまちづくりを目指し、JRの線路から東側のエリアは、低層で一戸建てを主体とした緑ある住宅地を形成し、JRの線路から西側のエリアは、中高層も含めた建築物の高度利用を図ります。

## ■都市基盤施設等

- 登録有形文化財である丸尾醸造所や吞象楼等の歴史資源の保全を図るとともに、観光客が訪れたいかなるよう環境整備を推進します。  
また、歩行者のための歩道や休憩所等の整備と併せてレンタサイクル環境の充実を図り、回遊性の向上を図ります。



丸尾醸造所



吞象楼

- JR琴平駅は、住民が利用する交通の結節点であるとともに、鉄道における本町の玄関口です。そのため、駅前周辺の良い景観の創出や駅前広場内における車両の一方通行化を含めた通行環境や駐車環境等の向上を推進します。  
また、琴電琴平駅も、住民が利用する交通の結節点であるとともに、本町の玄関口となっており、高灯籠、並び燈籠等の歴史資源に近接する回遊ルート上の場所となっています。このことから、送迎用の駐車スペースの設置について検討するとともに観光客が休憩等に利用できるポケットパークの整備を検討します。
- 榎井駅は、利用しやすい環境の向上に向けて駐車・駐輪スペースの確保や身体障がい者、高齢者等が安全に利用できるよう駅ホームへのスロープの整備等によるバリアフリー化を促進します。



榎井駅へのスロープ

- 現在、金倉川沿いには一之橋公園が整備されていますが、市街地を流れる水辺のうるおい軸として、自然や水辺にふれあうことができる親水空間や交流空間の創出を図ります。



一之橋公園



- 
- 土地所有者からの申し出に基づき、地域の人々が利用できる緑地を設けることができる市民緑地契約制度の周知やその活用を推進して、緑地の創出を図ります。

#### ■都市防災、環境・景観等

- 指定避難所に指定されている琴平町社会福祉センターについては、耐震化等の整備を行います。
- 市街地の大部分が金倉川の浸水想定区域内に位置している中、JRの線路の西側から線路を横断し東側の指定避難所に避難するケースもあり、助け合いながら避難することが求められています。さらには、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定された斜面に近接して集落が存在することから、災害リスクの周知徹底、防災情報メールの登録等を促すとともに、避難訓練や救護訓練等の防災訓練の実施、災害リスクの把握、防災知識の向上に向けた説明会の開催などを通じて地域の防災力の向上に取組みます。  
また、特に自主防災組織の結成率が低い琴平地区川東集落、五條地区の自主防災組織への加入を促進します。
- 琴平町立南幼稚園、琴平町立南保育所等の町立の要配慮者施設については、町において避難確保計画の策定を進めるとともに、民間の要配慮者施設については、避難確保計画の策定に向けた情報提供や策定支援を行います。
- 金刀比羅宮や春日神社、大井八幡神社の社叢林については、地域におけるまとまった緑の空間として保全を図ります。  
また、金刀比羅宮、春日神社、大井八幡神社で執り行われる氏子祭りも地域特有の伝統芸能、文化的景観として保全、伝承を図ります。
- 金毘羅街道は、その存在を広く知ってもらい後世に伝えていくためにも、街道に関する説明板や道順を示す案内板、休憩所等の整備について検討します。  
また、金毘羅街道を活用したイベント等により誘客を促進します。

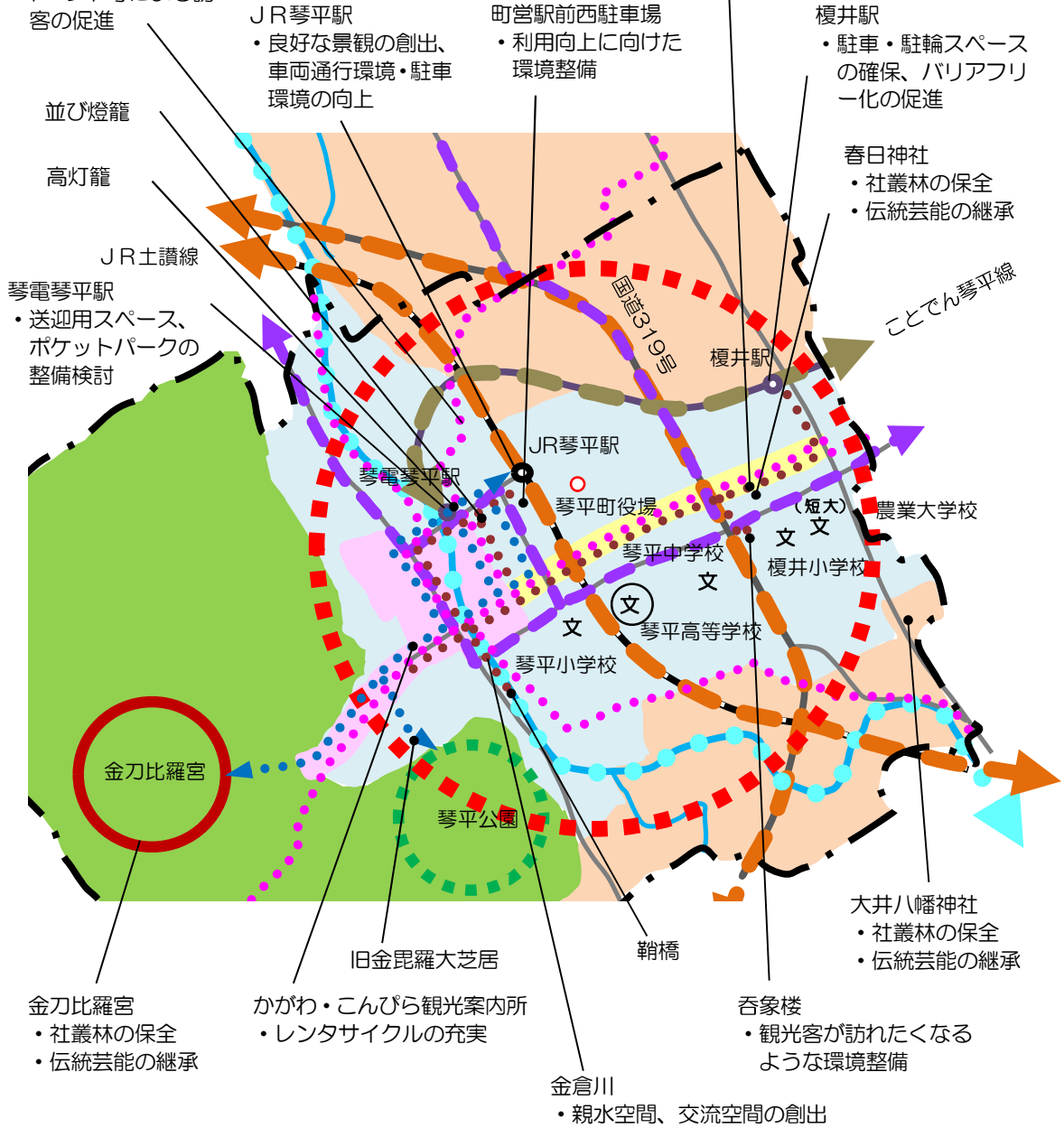
# 南部地域まちづくり方針図



- 自転車軸
  - ・レンタサイクル等を利用した回遊性の向上
- 歩行軸
  - ・歩行空間、案内板、休憩所等の整備による回遊性の向上

- 金毘羅街道
  - ・説明板、案内板等の整備検討
  - ・イベント等による誘客の促進

- 丸尾醸造所
  - ・観光客が訪れたいくなるような環境整備



凡例		土地利用	
中心拠点	●	広域連携軸	商業地（観光系）
スポーツ・レクリエーション拠点	●	地域連携軸	商業地（日常生活系）
金刀比羅宮	○	バス公共交通軸	住宅地
拠点		水辺のうろおい軸	田園集落地
		自転車軸	森林・公園
		歩行軸	
		歴史街道軸	

### 3. 北部地域

#### (1) 地域の現況

##### ■人口・世帯数

• 北部地域の平成 27 年の人口は 2,759 人となっており、町全体 (9,186 人) に占める割合は約 30%となっています。

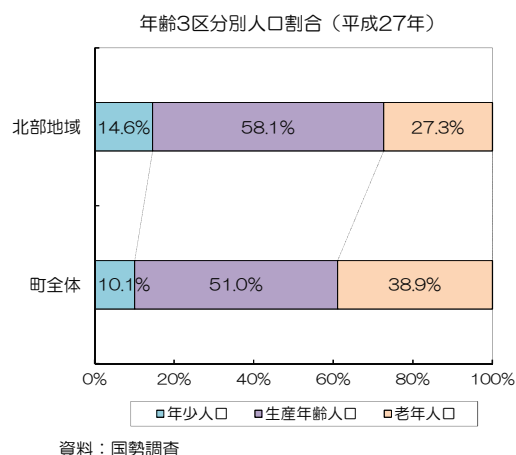
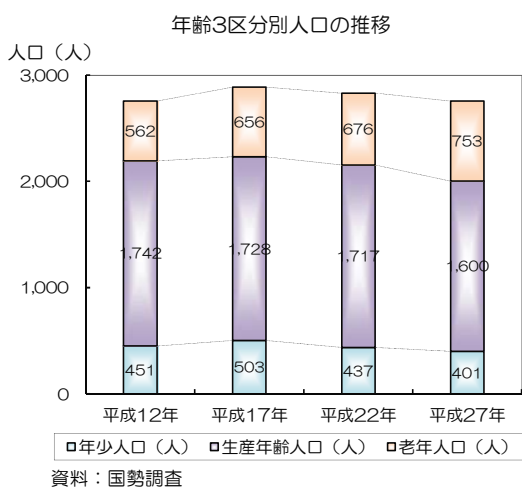
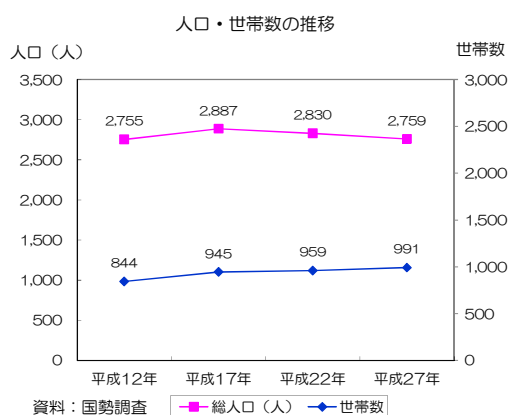
北部地域の人口は、平成 17 年にかけて増加傾向にありましたが、近年は減少傾向にあり、平成 17 年と比較して約 4%減少しています。

• 平成 27 年の世帯数は 991 世帯で、町全体 (3,708 世帯) に占める割合は約 27%となっています。

北部地域の世帯数は増加傾向にあり、平成 12 年と比較して約 17%増加しています。

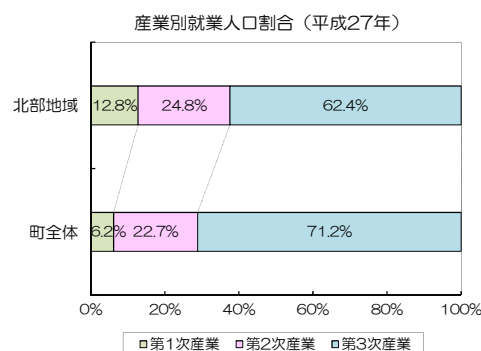
• 北部地域の年齢 3 区分別人口の推移をみると、年少人口 (0~14 歳) 及び生産年齢人口 (15 歳~64 歳) は減少傾向にありますが、老年人口 (65 歳以上) は増加傾向にあります。

しかしながら、老年人口の占める割合は約 27%となっており、町全体の割合 (約 39%) と比べて低くなっています。一方、年少人口及び生産年齢人口の占める割合は、町全体と比べて高くなっています。



##### ■産業

• 地域全体にかけて農地が広がっており、第 1 次産業に占める割合は、町全体と比べて高くなっています。



### ■土地利用

- ・北部地域一体は、農振農用地に指定された農地が広がっており、その中に集落が形成されています。また、町界となる地域北側は、丘陵地となっています。

### ■主な公共施設等

- ・町立北幼稚園、町立北保育所、町立象郷小学校、町立苗田児童館、町立デイ・サービスセンター、豊明第三団地

### ■都市基盤施設等

- ・補助幹線道路として、南北方向に主要地方道丸亀三好線、一般県道原田琴平線が走っているほか、東西方向に主要地方道岡田善通寺線が走っています。
- ・2級河川である金倉川が地域の西側を南北方向に流れており、その支川として平松川、満濃川が流れています。

### ■都市防災、環境・景観等

- ・地域北側の如意山の斜面等は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所があります。
- ・地域の南西側は、大雨によって金倉川の堤防を越水した場合の浸水想定区域になっています。
- ・大歳神社には香川の保存木に指定されているシラカシが存在しているほか、神社の社叢林がまとまった緑の空間となっています。
- ・北部地域は水稻、野菜の栽培が行われている農地が広がり、自然豊かな田園環境を有しています。一部の農地では景観用作物が栽培されています。  
また、地域北側の如意山の山頂は、北部地域に広がる田園景観を眺めることができる眺望地となっています。

## (2) まちづくりの主な課題

- ・アンケートの調査結果によると、北部地域では、「飲食店、コンビニ等の沿道サービス型の店舗や地域に密着した日用品を扱う店舗等を郊外の幹線道路沿いに誘致する」といった回答がおおむね5割を超えており、日用品を扱う店舗や利便性の高い店舗の立地が求められています。
- ・本地域に都市公園は整備されておらず、琴平町立苗田児童会館に隣接する広場・緑地や民地を利用した公園等が僅かに存在する程度で、身近に利用できる広場、公園の創出が求められています。
- ・公共交通が地域内を走っておらず、車等を利用できない人には、南部地域内の施設や交通結節点であるJR、ことでの駅までの移動手段の確保が求められています。
- ・集落に近接した如意山南西側の斜面が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されており、住民生活における安全の確保が求められています。  
また、琴平町立北保育所、琴平町立デイ・サービスセンター等が金倉川浸水想定区域に位置する要配慮者施設に指定されており、確実な避難の実施に向けた体制の強化が求められています。
- ・琴平町立北保育所、琴平町立苗田児童館等は、指定避難所に指定されていますが、旧耐震基準となっており、早期に耐震改修等が必要となっています。

- 本地域（苗田地区、上櫛梨地区、下櫛梨地区）における自主防災組織の結成率は約 14%と低くなっており、災害時における共助の活動につなげるために自主防災組織の結成を高めることが求められています。
- 農業が盛んな地域であり、田園環境の保全や田園景観の保全が求められています。

### (3) まちづくりの方針

#### ■将来目標

## 豊かな自然の中で快適な日常生活が送れるまち

地域北側には農地が広がり、稲作や野菜の栽培が盛んな田園環境が多く残る地域です。また、地域北側は、なだらかな丘陵地となっています。

このような豊かな自然の中で、日常生活に必要な機能が集積した地域拠点を形成し、子どもからお年寄りまでが快適な日常生活を送ることができるまちづくりを目指します。

#### ■土地利用

- 町立象郷小学校、町立北幼稚園、町立北保育所、象郷農業構造改善センター等の施設が集積したエリアを地域拠点と位置づけ、生活サービス機能の向上や交通環境の向上を図ります。
- 地域に広がる農地は、農用地利用計画の変更（農用地区域からの除外）における適正な指導に努め、農用地の保全を図ります。
- 如意山等の丘陵地は、地域に身近な里山であることから自然環境の保全を図ります。

#### ■都市基盤施設等

- 地域拠点を北部地域における公共交通の拠点と捉え、本町の交通結節点であるJRやことでんの駅までの移動手段及び中心拠点内の各種施設への移動手段について検討します。また、拠点以外の場所や北部地域に隣接する善通寺市や丸亀市とのアクセスの向上を図るために、他都市のコミュニティバスの北部地域への乗り入れ等について、関係機関と協議、調整を図ります。
- 学校給食センターは、現在、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センターとして検討が進められています。新たに学校給食センターが整備された際には、地域拠点内に位置する現在の学校給食センターの跡地を活用して地域住民の利便性や快適性に資する生活機能の向上を図ります。
- 町立苗田児童館に隣接する広場は、地域住民の協力を仰ぎながら利用しやすい環境整備や維持管理について検討します。また、土地所有者からの申し出に基づき、地域の人々が利用できる緑地を設けることができる市民緑地契約制度の周知やその活用を推進して、緑地の創出を図ります。



琴平町立苗田児童館の緑地



## ■都市防災、環境・景観等

- 耐震補強が実施できていない北幼稚園、北保育所等の指定避難所施設や多くの人々が利用する公共施設等については、耐震補強等の整備を推進します。
- 本地域の自主防災組織の結成率は低く、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定された斜面に近接して集落が存在することから、住民への災害リスクの周知徹底、防災情報メールの登録等を促すとともに、自主防災組織の加入を促進し、避難訓練や救護訓練等の防災訓練の実施、災害リスクの把握、防災知識の向上に向けた説明会の開催などを通じて地域の防災力の向上に取り組めます。
- 琴平町立北保育所、琴平町立苗田児童館、琴平町立デイ・サービスセンター等の町立の要配慮者施設については、町において避難確保計画の策定を進めるとともに、民間の要配慮者施設については、避難確保計画の策定に向けた情報提供や策定支援を行います。
- 石井神社、大歳神社、櫛梨神社等の社叢林を緑の空間として保全を図るとともに、各神社で奉納されている獅子舞も地域特有の伝統芸能、文化的景観として保全、伝承を図ります。
- 如意山の山頂からは北部地域に広がる田園風景が眺めることができるほか、自然環境の中を手軽に散策できる里山です。そのため、地域住民と協力して散策するための遊歩道や山頂の展望広場の整備や維持管理に努めます。



如意山山頂周辺

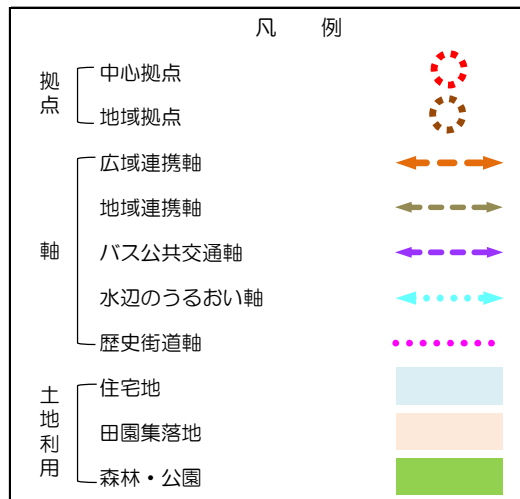
- 水田にレンゲ等の景観作物の栽培を推進し、田園集落地における景観の向上や交流空間の創出を図ります。また、観光と農業体験等を結び付けた本町の新たな観光モデルの創出を目指します。



景観作物の栽培

- 耕作放棄地については、児童、生徒が農業体験や課外学習を行う学校教育田や高齢者、障がい者等が利用する福祉農園等への利活用について検討します。

## 北部地域まちづくり方針図



## 第5章 実現化の方策

### 1. まちづくりの推進と取組み

#### (1) 協働のまちづくりにおける役割

##### ①住民

自らもまちづくりの担い手である意識をもち、本町のまちづくりの理念やどのようなまちづくりを進めているかなど、まちづくりについて関心を持ちます。

また、地域における住民同士の交流やコミュニティの形成に努めます。さらには、身近な地域活動を通してまちづくり活動等に参加します。

##### ②事業者

まちづくりの理念や目標を理解し、まちづくりの実現に向けての協力や積極的にまちづくり活動へ参加をします。

また、自らの知識や技術を生かして社会に貢献する活動を行います。

##### ③行政

住民や事業者に対してまちづくりの思想の共有化が図れるように情報を発信します。また、進捗状況や実施事業の評価の結果など、様々な情報をタイムリーに提供するように努めます。

アンケート、ワークショップ、説明会等の開催を通して住民のニーズや意見を把握するように努めます。

住民・事業者等によるまちづくりを推進するための組織の構築や活動に対して支援します。

#### (2) 協働のまちづくりのための取組み

##### ①情報発信

住民、事業者等が本町のまちづくりに関心や興味を持っていただけるように、まちづくりに関する事業、施策の取組み状況や目指す将来像等を広報紙や町ホームページ等を利用して広く情報発信を行います。

また、まちづくりに関連する講演会や講座等の開催を企画し、その情報を広く発信します。

##### ②住民との交流や参加の推進

以前、実施したアンケート調査の結果によると、協働のまちづくりにおいて必要なことは、「住民と行政との交流や意見交換する機会をつくること」、「まちづくりや計画づくりに住民が参加する機会を増やすこと」への意見が多くありました。

本町では、これまでに計画づくりに関するアンケート調査やワークショップの開催、メールによる意見の受付等を実施してきましたが、さらなる住民と行政の交流やまちづくりへの参加の一歩として地域住民、事業者等と行政との意見交換ができる機会の創出について検討します。

また、計画策定段階における住民参加のワークショップの開催や住民への説明会の実施など、多くのまちづくりへの参加機会の創出に努めます。

##### ③住民・事業者等によるまちづくり

従来まちづくりは、主に行政主体で行われてきましたが、前述のように住民・事業者等が

参画したまちづくが望まれています。

さらに近年では、エリアマネジメントと呼ばれる住民・事業主・地権者等が主体となって地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための取組みが行われています。

本町の北部地域においても、地域のボランティア団体が中心となって農業を通して地域の交流活動を行っています。このように住民・事業主・地権者等が中心となった地域のまちづくり活動を広範囲に波及させるとともに、観光、景観等のあらゆる分野へ波及させるために、地域へのまちづくり専門家の派遣や地域の活動に対する支援について検討します。

### (3) まちづくりの方策

#### ①地区計画

本町の市街地では、比較的まとまった住宅地が形成されていますが、道路の幅員は狭く、公園・緑地が少ない中において、宅地に囲まれて農地が残っているといた事象がみられることから、定住・移住を促進するためにも道路や緑地が確保された良好な居住環境の創出が必要となります。

そのため、地域住民と協議を行い、まちの将来像を共有しながら、道路や緑地等の施設の設置、建築物の用途や高さなどの一定のルールを定めたいきめ細やかなまちづくりを行うために、地区計画の活用について検討します。

#### 地区計画によるまちづくりのイメージ



資料：国土交通省都市局都市計画課ホームページ

#### ②立地適正化計画

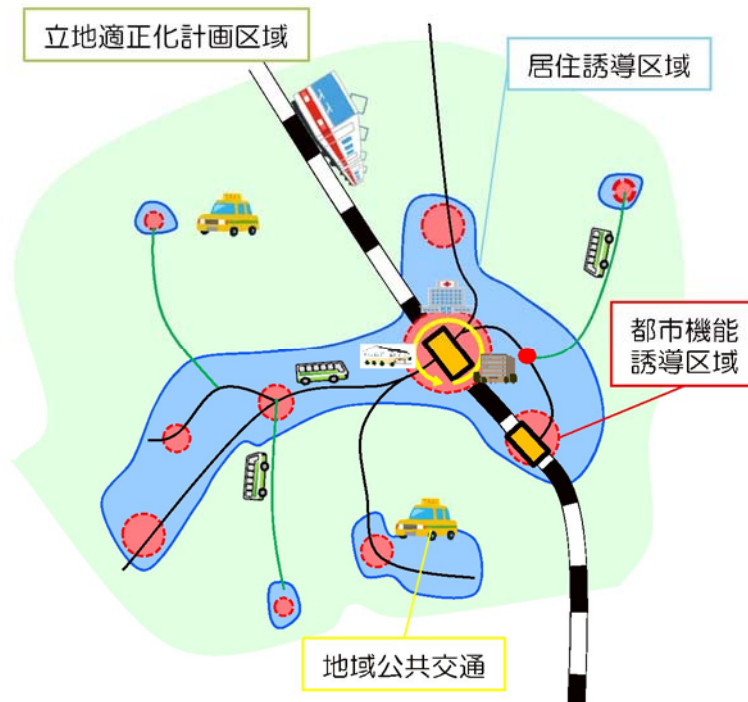
立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版と位置づけられ、コンパクトなまちづくりをより具体的に推進するため、生活サービス施設等の都市機能と居住機能を誘導する区域を設定するとともに、都市機能誘導施設を誘導するための施策を定める計画です。

なお、生活サービス機能と居住機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと併せて、利便性の高い公共交通で地域や拠点が結ばれたネットワークが整った「コンパクト+ネットワーク」のまちづくりを進めるものです。

今後、北部地域における公共交通サービス向上の検討と併せて、立地適正化計画の活用についても検討します。



## 立地適正化計画のイメージ



資料：「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画概要パンフレット

### ③都市計画提案制度

都市計画提案制度は、平成 14 年の都市計画法の改正によって新たに創設された制度で、土地所有者やまちづくりNPOなどがマスタープランを除く全ての都市計画の決定、変更について提案できる制度です。

本制度を活用することは、住民がまちづくりについて考えるきっかけとなり、また、まちづくりに対する責任やまちへの愛着を持つことになると考えられることから、このような制度の仕組みについて広く住民等に発信するほか、提案書類の作成等に対する支援について検討します。

### ④PPP/PFI

現在、給食センターの建設については、PFI 方式による整備が進められています。今後、厳しさを増す本町の財政状況を考慮すると公共施設等の建替、整備等を進めていく上において、民間が有する経営のノウハウや資金力等を積極的に活用することが必要と考えられ、官民連携によるまちづくりを進めていくための体制づくりを推進します。

### ⑤その他関連計画との整合・連携

まちづくりは、本都市計画マスタープランだけで遂行できるものではなく、総合計画を上位とし、様々な関連計画とも整合・連携を図りながら進めていく必要があります。したがって、景観まちづくりについては、現在、策定中である景観計画とも調整を図りながら景観形成基準に則った建築物、工作物等の新設、改修を進め、良好な景観の創出を図ります。

また、計画的な緑の保全や緑化の推進を進めるために、緑の基本計画の策定についても検討します。



## 2. 都市計画マスタープランの運用と活用

### (1) 都市計画マスタープランの運用

本都市計画マスタープランは、まちづくりの基礎となる基本目標、分野別の整備方針等を定めた計画であるため、今後、まちづくりを進めるためには、これらに即した具体の事業、施策を実施していくことが必要です。

また、市内の多くの部署が関わる多方面の取組みを平行的に進めることとなることから、施策の実施にあたっては、部署間の連携や調整が必要となってきます。

このため、今後実施する事業、施策等の概要を整理するほか、実施時期や実施担当部署等について整理したアクション・プログラムの策定に取り組めます。

なお、関係する市内各課が定期的に参集し、アクション・プログラムにおける事業、施策等の進捗状況の確認を行うこととします。

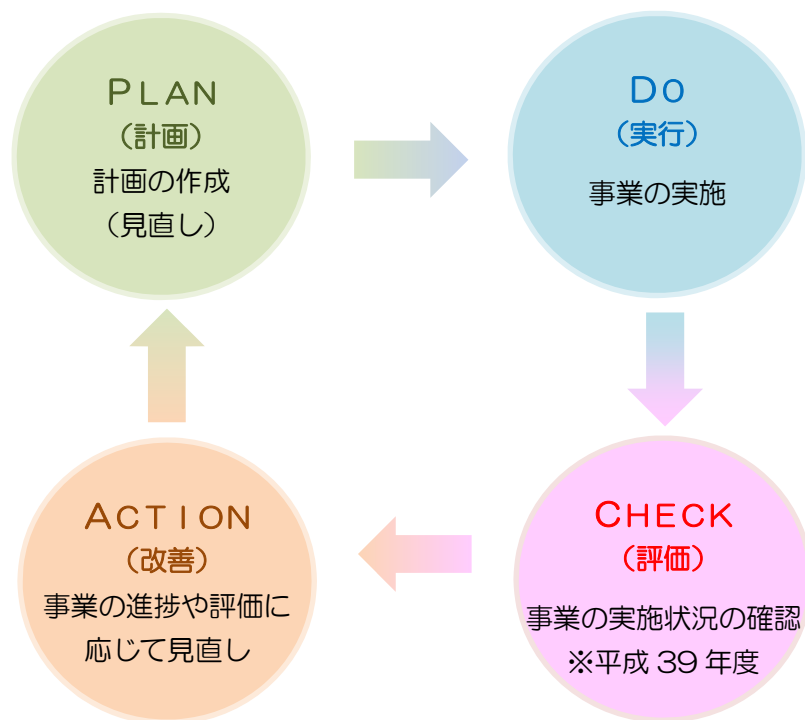
### (2) 都市計画マスタープランの管理と見直し

本都市計画マスタープランは、平成 49 年度を目標年とした長期的な視点にたったまちづくりの計画であるため、PDCAサイクルの考えに基づき、計画の進行管理を行っていくものとします。

なお、目標期間の中間期であるおおむね 10 年後の平成 39 年度には、事業や施策の実施によって本都市計画マスタープランで設定した整備方針等に即したまちづくりが進んでいるかを評価し、必要に応じて整備方針等の見直しを行います。

また、本町を取り巻く社会情勢の変化や上位関連計画の見直しなどにより、これらと整合性を図るべく本都市計画マスタープランの見直しの必要性に迫られた時には、基本目標、整備方針等の見直しを行うものとします。

#### PDCAサイクルのイメージ



---

# 附 属 資 料

# 1. 策定委員会

## (1) 琴平町附属機関設置条例

平成 27 年 6 月 5 日  
条例第 28 号

(設置等)

第 1 条 法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により本町に設置する附属機関は、別表のとおりとし、附属機関の担任する事務、委員の定数、委員の任期、構成者及び庶務担当は、当該別表に定めるところによる。

(委員の委嘱)

第 2 条 附属機関の委員は、別表の構成者の欄に掲げる者のうちから執行機関が委嘱又は任命する。

2 執行機関は、前項に定める委員のほか、必要と認める者を委員に委嘱し、又は任命することができる。

(委員の身分)

第 3 条 前条第 1 項に定める委員が、別表の構成者の欄に掲げる職の身分を失ったときは、当該附属機関の委員を辞したものとみなす。

(委員の再任)

第 4 条 附属機関の委員は、再任を妨げない。

(補欠委員の任期)

第 5 条 附属機関の委員が欠けた場合において、補欠により委嘱又は任命した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 附属機関に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 附属機関の会議は、会長が招集し、議長となる。

(部会)

第 8 条 附属機関に必要な部会を置くことができる。

(特別委員等)

第 9 条 附属機関に専門的事項を調査及び審議させるため必要があるとき又は臨時に委員を置く必要があるときは、第 2 条に定める委員のほか、特別委員又は臨時委員(以下「特別委員等」という。)を置くことができる。

2 特別委員等の議事参加については、会長が附属機関の会議に諮って定める。

3 特別委員等は、任務が終了したときは、解任されるものとする。

(意見の聴取等)

第 10 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、当該執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の際現に附属機関の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)にこの条例に基づく委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第 1 条の規定にかかわらず、施行日における従前の附属機関の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

別表(第 1 条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	構成者	庶務担当
町長	琴平町行財政改革推進委員会	行財政改革推進に向けたの審議及び答申に関する事務	7 名以内	2 年	(1) 学識経験者	総務課
	琴平町景観まちづくり協議会	景観の形成についての調査及び審議に関する事務	15 名以内	2 年	(1) 学識経験者 (2) 関係行政機関の職員	総務課
	琴平町都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 18 条の 2 の規定における都市計画に係る基本方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定についての調査及び審議に関する事務	15 名以内	都市計画マスタープランの策定が完了する日まで	(1) 学識経験者 (2) 町内有識者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 公共的団体の代表者	総務課
	琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議	地方版総合戦略及び地方人口ビジョンの策定及び検証に関する事務	15 名以内	1 年	(1) 学識経験者 (2) 関係団体代表者	総務課
	琴平町虐待防止等対策地域協議会	虐待防止等のための支援についての協議に関する事務	20 名以内	2 年	(1) 司法・警察関係者 (2) 教育関係者 (3) 保健福祉関係者 (4) 医療関係者 (5) 関係行政機関の職員	福祉課
	琴平町子ども・子育て会議	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに当該施策の実施状況の審議に関する事務	15 名以内	2 年	(1) 学識経験者 (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 子どもの保護者 (4) 関係行政機関の職員	福祉課
	琴平町地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定についての審議に関する事務	15 名以内	計画策定終了まで	(1) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者 (2) 学識経験者	福祉課

					(3) 町民団体等の関係者 (4) 関係行政機関の職員	
琴平町障がい者福祉計画策定委員会	障がい者福祉計画及び障がい福祉計画の策定及び評価についての調査	15名以内	計画策定終了まで		(1) 学識経験者 (2) 関係団体代表者 (3) 医療関係者 (4) 地域等の住民代表 (5) 関係行政機関の職員	福祉課
琴平町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会	老人福祉計画の見直し並びに介護保険事業計画の策定についての審議に関する事務	20名以内	計画策定終了まで		(1) 学識経験者 (2) 関係団体代表者 (3) 被保険者を代表する者 (4) 関係行政機関の職員	福祉課
琴平町老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの適正な入所措置を図るための審議に関する事務	4名以内	2年		(1) 香川県中讃保健福祉事務所長又は代理者 (2) 医師 (3) 老人福祉施設長 (4) 地域包括支援センター長	福祉課
琴平町地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るための審議に関する事務	10名以内	3年		(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等 (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者(1号及び2号) (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者 (4) 地域ケアに関する学識経験を有する者	福祉課
琴平町地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービスの適正な運営を確保するための審議に関する事務	10名以内	3年		(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者 (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者 (3) 地域における保健・医療・福祉関係者 (4) 学識経験者	福祉課
琴平町健康増進計画等策定推進委員会	健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に基づく健康増進計画及び食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第2項に基づく食育推進計画の中間評価並びに見直しに関し、必要な事項を調査及び検討するための事務	15名以内	2年		(1) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者 (2) 町民団体等の代表者 (3) 関係行政機関の職員	健康推進課
琴平町観光振興基	観光振興基本計画の策	25名	委嘱し		(1) 学識経験者	観光商



	本計画策定委員会	定についての審議に関する事務	以内	た日から委嘱した日の属する年度の末日まで	(2) 観光振興を目的とする団体の代表者 (3) 観光に関する事業を行う者 (4) 本町の区域内の公共的団体等の代表者	工課
教育委員会	琴平町就学指導委員会	障害のある児童及び生徒の就学について適正な措置を講ずるための調査、審議及び答申に関する事務	10名以内	2年	(1) 医師 (2) 関係教育機関の職員 (3) 児童福祉施設の職員 (4) 学識経験者	生涯教育課
	琴平町立学校結核対策委員会	町立学校における結核健康診断の実施及びその結果の把握並びに精密検査対象児童及び生徒の健康管理方針の専門的な検討、結核患者発生時の保健所等関係機関と協力した対策の検討、地域と連携した学校の結核管理方針の検討など結核対策に関する事務	9名以内	1年	(1) 香川県中讃保健所長 (2) 結核の専門家 (3) 郡市医師会の代表 (4) 学校医の代表 (5) 町立学校の校長の代表 (6) 町立学校の養護教諭の代表 (7) 関係行政機関の職員	生涯教育課
	琴平町立幼稚園教育環境等検討委員会	町立幼稚園における適正な保育及び体制についての調査及び審議に関する事務	20名以内	調査、審議及び検討した意見等の最終的な結果を教育長に報告した日まで	(1) 学識経験者 (2) 幼稚園関係者 (3) 保育所関係者 (4) 関係行政機関の職員	生涯教育課
	琴平町いこいの郷公園指定管理者選定委員会	いこいの郷公園の指定管理者選定に向けての審議及び答申に関する事務	8名以内	諮問に係る答申まで	(1) 学識経験者 (2) いこいの郷公園利用者 (3) 関係行政機関の職員	生涯教育課
町長及び教育委員会	琴平町立小学校の適正規模、適正配置等検討委員会	町立小学校の適正配置等についての調査、審議、建議及び答申に関する事務	30名以内	諮問に係る答申まで	(1) 学識経験者 (2) 町内学校関係者、幼稚園関係者及び保育所関係者 (3) 町内PTA関係者 (4) 関係団体代表者	総務課及び生涯教育課

## (2) 琴平町都市計画マスタープラン策定委員会名簿

### 琴平町都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

区分	氏名	所属団体等	備考
学識経験者	中村 一樹	名城大学理工学部社会基盤デザイン 工学科 准教授	会長
学識経験者	山神 猛	琴平町議会 議長	副会長 H29.8.1 から
学識経験者	片岡 英樹	琴平町議会 議長	副会長 H29.7.31 まで
学識経験者	山下 康二	琴平町議会総務産業経済常任委員会 委員長	H29.8.1 から
学識経験者	安川 稔	琴平町議会総務産業経済常任委員会 委員長	H29.7.31 まで
関係行政機関の職員	氣多 拓夫	香川県中讃土木事務所長	H29.4.1 から
関係行政機関の職員	安西 慎	香川県中讃土木事務所長	H29.3.31 まで
関係行政機関の職員	都村 仁	香川県土木部都市計画課長	H29.4.1 から
関係行政機関の職員	渡田 修司	香川県土木部都市計画課長	H29.3.31 まで
公共的団体	宮崎 知純	琴平町農業委員会 会長	
公共的団体	佐藤 克巳	琴平町自治会連合会 副会長	H29.8.1 から
公共的団体	山下 康二	琴平町自治会連合会 会長	H29.7.31 まで
公共的団体	氏家 孝志	琴平町商工会 会長	
公共的団体	國時 史明	琴平町商工会青年部 前部長	
公共的団体	西村 好平	琴平町観光協会 会長	
交通事業者	平尾 仁志	高松琴平電気鉄道 鉄道事業本部政策部リーダー	
交通事業者	橋田 修司	JR四国 琴平駅 駅長	
交通事業者	佐藤 国夫	琴参バス 常務取締役 営業本部 本部長	
交通事業者	楠木 泰二郎	琴平地区タクシー組合	

## 2. 策定経過

### (1) 琴平町都市計画マスタープラン策定委員会

#### 琴平町都市計画マスタープラン策定委員会検討経過

回数	開催月日	会議内容
第1回	平成29年3月22日	<ul style="list-style-type: none"><li>委員の委嘱</li><li>会長、副会長の互選</li><li>都市計画マスタープランについて</li><li>琴平町の現状と都市の将来ビジョンのあり方について</li><li>今後のスケジュールについて</li></ul>
第2回	平成29年5月26日	<ul style="list-style-type: none"><li>人事異動に伴う委員の変更について</li><li>都市計画マスタープラン（素案）について</li></ul>
第3回	平成29年8月29日	<ul style="list-style-type: none"><li>議員改選に伴う委員の変更について</li><li>都市計画マスタープラン（素案）について</li></ul>
第4回	平成29年11月17日	<ul style="list-style-type: none"><li>地域別構想について</li><li>実現化の方策について</li></ul>

### (2) 都市計画審議会

#### 琴平町都市計画マスタープラン都市計画審議会経過

開催月日	内容
平成30年3月15日	<ul style="list-style-type: none"><li>琴平町都市計画マスタープラン（案）の諮問</li></ul>

### (3) 住民意見の募集

#### 琴平町都市計画マスタープラン住民意見の募集経過

開催月日	内容
平成29年2月10日～2月24日	<ul style="list-style-type: none"><li>「琴平町都市計画マスタープラン」及び「琴平町景観計画」策定に関するアンケート調査</li></ul>
平成30年1月30日～3月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>琴平町都市計画マスタープラン（素案）に対する住民意見の募集</li></ul>

### 3. 用語説明

本文中に記載している用語の説明は以下のとおりです。  
なお、頁番号については、最初に用語が出現する頁です。

#### 【あ行】

##### ◆空き家バンク（P85）

空き家の所在地や建物の規模、構造等の情報を登録しておき、インターネット等を通じて閲覧できるようにした空き家の所有者と空き家を利用したい希望者をマッチングする仕組みです。

##### ◆アクション・プログラム（P117）

目標などを実現するために事業実施主体や事業実施時期等を示した行動計画のことです。

##### ◆インバウンド（P67）

外から内向きに入ってくるという意味ですが、一般的に外国人の訪日旅行及び訪日旅行者のことを指しています。

##### ◆エリアマネジメント（P115）

特定のエリアを単位に、良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための住民・事業主・地権者等の民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取り組みです。

##### ◆オープンスペース（P72）

公園、広場や草花がない裸地等の空地を意味します。

#### 【か行】

##### ◆開発許可（P22）

都市計画法による開発行為に対する許可制度で、都市計画区域内の無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を確保するための都市計画制限の一つです。

なお、都市計画区域外であっても一定規模以上の面積を開発する場合は、許可が必要となります。

##### ◆急傾斜地崩壊危険箇所（P96）

急傾斜地崩壊危険箇所とは、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、被害想定区域に人家が1戸以上（人家が無くても、官公署・学校・病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設・駅・旅館・発電所等の公共施設のある場合を含む）に被害を生じる恐れがある箇所のことをいいます。

##### ◆経営戦略（P94）

保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、公営企業の経営環境は、厳しさを増していることから、将来にわたっても住民の日常生活に欠くことができない水道事業や下水道事業等の公営企業のサービス提供を安定的に継続する必要があることから、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定するよう総務省から要請され

ています。

◆建ぺい率（P26）

敷地面積に対する建築面積の割合のことです。建築面積は、建築物の外壁、柱の中心線で囲まれた部分の面積のことです。

◆混雑度（P28）

混雑度とは、道路の混雑の度合いを示す指標で、交通量を交通容量で除した値（交通量/交通容量）です。混雑度の目安は、以下のとおりです。

1.0 未満	：道路が混雑することなく、円滑に走行できる。
1.0～1.25	：混雑する可能性がある時間帯が 1～2 時間ある。
1.25～1.75	：1～2 時間のみの混雑から、日中の連続的な混雑となる。
1.75 以上	：慢性的混雑状態となる。

【さ行】

◆市民緑地契約制度（P107）

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を地域の人々が利用できるように公開する制度です。

都市計画区域内の300㎡以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物が対象となります。

◆人口集中地区（D I D）（P8）

Densely Inhabited District の略称でD I Dとも呼ばれます。人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の地域（基本単位区）で、隣接した地域の人口が 5,000 人以上を有するこの地域のことです。

なお、1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の地域（基本単位区）で、隣接した地域の人口が 3,000 人以上 5,000 人未満を有する地域を準人口集中地区といいます。

◆水位周知河川（P40）

流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川（洪水予報河川）以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川で、避難判断水位（特別警戒水位）を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川のことです。

◆水防警報河川（P40）

洪水、津波又は高潮により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川では、水防警報を発令することとなっています。

なお、水防警報とは、河川が所定の水位に達した際に、防災機関（水防団や消防機関など）の出動の指針とするために発令されるものです。

◆セットバック（P88）

幅4m未満の狭い道路に接する敷地では、道路幅の確保を目的に、道路の中心線から水平距離2mの範囲には、建物を建てることはできないため、2m以上離れた所から建設することをいい



---

ます。

◆ゾーン 30 (P88)

住宅地域や学校周辺などの生活道路の区域を「ゾーン」として設定し、自動車の最高速度を 30km/h に規制し、外側線等の路面表示を組み合わせた対策を実施することにより、「ゾーン」内の住民や歩行者等の安全を図るものです。

【た行】

◆地域包括ケアシステム (P85)

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域や自宅で介護、医療、生活支援サポート及びサービスを受けられるように市区町村が中心となり、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」の 5 つのサービスを一体的に提供できるよう地域に応じた体制を整備していくものです。

◆地区計画 (P85)

地区計画等は、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の課題や実情に合った土地利用規制、建築物のルールなどと道路、公園等の整備を組み合わせる都市計画法に規定された制度です。

◆都市計画区域 (P1)

一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、都市計画法に基づき都道府県知事が指定する区域のことです。

【な行】

◆農業振興地域 (P25)

市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域で、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県知事が指定した区域のことです。

◆農振農用地 (P25)

農業振興地域において、長期にわたり（概ね 10 年以上）農業上の利用を確保すべき田、畑等の土地を農用地といいます。

【は行】

◆バリアフリー・ユニバーサルデザイン (P91)

バリアフリーとは、高齢者や障害者にとって安全かつ、住みよい社会を作るために、生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除いた状態のことです。

また、ユニバーサルデザインとは、国籍、老若男女、障害・能力の如何を問わずに誰にとっても利用しやすくデザインすることです。

【や行】

◆U I Jターン (P72)

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のことです。Uターンは、出身地に戻る形態を指します。Iターンは、出身地以外の地方へ移住する形態を意味します。Jターンは、出身地の近くの地方都市に移住する形態を指します。

---

◆容積率（P26）

敷地面積に対する建築延床面積の割合のことです。

◆用途地域（P26）

都市計画区域内の建築物などが無秩序に混在することを防ぐために、住居、商業、工業などといった市街地の大枠としての土地利用を定めるものです。都市計画法により、市街地を 12 種類の地域類型に分けて指定します。また、用途地域毎に適用する建築物の容積率、建ぺい率などを定めます。

◆要配慮者利用施設（P66）

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正によって、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、その人たちが利用する施設（高齢者施設、障がい児・者施設等）を要配慮者利用施設としています。

【ら行】

◆立地適正化計画（P115）

平成 26 年 8 月に一部改正された都市再生特別措置法により、市町村は、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成することができるようになりました。

なお、立地適正化計画では、居住誘導区域や都市機能増進施設の立地を誘導すべき都市機能誘導区域を定めることとしています。

【わ・わ行】

◆ワークショップ（P114）

様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめていく場です。



こんぴーくん

### 琴平町都市計画マスタープラン

平成 30 年（2018 年）3 月

発 行／琴平町

編 集／総務課

〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10

【TEL】 0877-75-6701（直通）

【FAX】 0877-73-2120

【E-mail】 [kikaku@town.kotohira.lg.jp](mailto:kikaku@town.kotohira.lg.jp)